

**串本町地域防災計画
資料編**

串本町防災会議

資 料	頁
資料 1 気象庁震度階級関連解説表	資料-1
資料 2 沿岸近くでの津波形態と被害程度のカテゴリ	資料-6
資料 3 和歌山県管理河川における重要水防箇所評定基準	資料-7
資料 4 知事管理河川重要水防箇所個別調書	資料-9
資料 5 警戒を要するため池	資料-10
資料 6 土石流危険渓流一覧表	資料-11
資料 7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	資料-16
資料 8 山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）	資料-27
資料 9 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）	資料-31
資料 10 地すべり危険箇所一覧表	資料-40
資料 11 土砂災害警戒区域一覧表	資料-41
資料 12 海岸重要水防箇所一覧表	資料-41
資料 13 串本町の消防組織	資料-42
資料 14 消防署保有車両一覧表	資料-43
資料 15 消防団保有ポンプ車及び小型ポンプ台数一覧表	資料-44
資料 16 消防水利一覧表	資料-45
資料 17 消防相互応援協定等の締結状況	資料-46
資料 18 町内橋梁現況一覧表	資料-48
資料 19 道路危険予想箇所一覧表	資料-54
資料 20 串本町道路防災総点検（豪雨・豪雪）集計表	資料-55
資料 21 同報系及び移動系無線一覧表	資料-56
資料 22 災害時優先電話一覧表	資料-61
資料 23 町内医療機関（病院）一覧表	資料-63
資料 24 和歌山県救急告示医療機関（町内及び田辺・新宮地区）一覧表	資料-63
資料 25 災害拠点病院（医療圏：新宮）	資料-64
資料 26 災害支援病院（医療圏：新宮）	資料-64
資料 27 地区医師会（東牟婁・西牟婁）所在地及び連絡先一覧	資料-64
資料 28 津波避難場所等一覧表	資料-65
資料 29 指定避難所一覧表	資料-72
資料 30 災害時用臨時ヘリポート一覧表	資料-83
資料 31 緊急通行車両事前届出制度のフローチャート	資料-84
資料 32 現有備蓄量一覧表	資料-89
資料 33 雨量観測所一覧表（県管理）	資料-92
資料 34 水位観測所一覧表（県管理）	資料-92
資料 35 水防上影響のある橋梁一覧表	資料-92
資料 36 非常通信経路計画及び非常通信協議会の概要	資料-93
資料 37 非常通信経路（市町村防災系）	資料-101

資 料	頁
資料 38 消防用県内共通波無線非常通信経路	資料-103
資料 39 知事への部隊等の派遣要請要求書及び撤収要請の様式	資料-104
資料 40 緊急消防援助隊応援要請系統図及び連絡票	資料-106
資料 41 災害救助法による救助の程度・方法及び期間	資料-108
資料 42 災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画	資料-112
資料 43 生活福祉資金貸付条件一覧	資料-113
資料 44 和歌山県（統一様式）トリアージ・タッグ	資料-114
資料 45 和歌山県広域火葬実施要綱	資料-116
資料 46 県下火葬場整備状況一覧表	資料-118
資料 47 東海大地震の警戒宣言発令時における和歌山県内の「広域交通規制対象道路」及び「広域交通検問所」	資料-119
資料 48 県内の清掃施設等の状況	資料-120
資料 49 廃棄物処理施設被害状況報告の様式	資料-124
資料 50 激甚災害の指定基準	資料-126
資料 51 局地激甚災害指定基準	資料-129
資料 52 人家等にかかる土砂災害発生時の緊急連絡について	資料-131
資料 53 避難促進施設一覧表	資料-134
資料 54 緊急輸送道路ネットワーク図	資料-135
資料 55 災害時におけるプロパンガス供給分担図	資料-136

様 式	頁
様式 1 災害概況即報	様式-1
様式 2 被害状況即報	様式-2
（災害即報記入要領）	様式-4
様式 3 被害状況報告	様式-6
附表 1（民生関係）	様式-7
附表 2（教育関係）	様式-8
附表 3（農林水産施設関係）	様式-9
附表 4（その他【農産・林産・畜産・水産・商工・その他】関係）	様式-10
附表 5（土木施設関係）	様式-11
附表 6（衛生施設関係）	様式-12
附表 7（交通・通信・電気・ガス関係）	様式-13
附表 8（公共施設【市町村】関係 [集計表]）	様式-14
附表 9（公共施設【市町村】関係 [各担当課用]）	様式-15
附表 10（対応措置【町の体制・避難勧告等】関係）	様式-16
明細表 1（人的被害関係）[附表 1（民生関係）]	様式-17
明細表 1 内訳表（人的被害関係）[附表 1（民生関係）]	様式-18
明細表 2（浸水被害関係）[附表 1（民生関係）]	様式-19

様式	頁
明細表 2 内訳表（浸水被害関係）〔附表 1（民生関係）〕	様式-20
明細表 3（教育関係）	様式-21
明細表 4（公共施設関係）	様式-22
明細表 5（道路・河川関係）	様式-23
明細表 6（急傾斜地・山地関係）	様式-24
明細表 7（農作物関係）	様式-25
明細表 8（その他）	様式-26
被害状況報告書の記入要領等	様式-27
被害状況認定及び報告書記入の基準	様式-28
様式 4 災害救助法関係様式	様式-30
災害救助法様式 0 救助実施記録日計票	様式-30
救助実施記録日計票記入要領	様式-31
災害救助法様式 6 救助の種目別物資受払状況	様式-32
災害救助法様式 7 避難所設置及び収容状況	様式-33
災害救助法様式 8 応急仮設住宅台帳	様式-34
災害救助法様式 9 炊き出し給与状況	様式-35
災害救助法様式 10 飲料水の供給簿	様式-36
災害救助法様式 11 物資の給与状況	様式-37
災害救助法様式 12 救護班活動状況	様式-38
災害救助法様式 13 病院診療所医療実施状況	様式-39
災害救助法様式 14 助産台帳	様式-40
災害救助法様式 15 被災者救出状況記録簿	様式-41
災害救助法様式 16 住宅応急修理記録簿	様式-42
災害救助法様式 17 生業資金貸付台帳	様式-43
災害救助法様式 18 学用品の給与状況	様式-44
災害救助法様式 19 埋葬台帳	様式-45
災害救助法様式 20 遺体処理台帳	様式-46
災害救助法様式 21 障害物の除去の状況	様式-47
災害救助法様式 22 輸送記録簿	様式-48
様式 5 避難所収容台帳名簿	様式-49
様式 6 避難所用物品費受払簿	様式-50
様式 7 医療班活動状況	様式-51
様式 8 医薬品、衛生材料使用簿	様式-52
様式 9 炊出し受給者名簿	様式-53
様式 10 食糧品現品給与簿	様式-54
様式 11 炊出しその他による食品給与物品受払簿	様式-55
様式 12 炊出し用物品借用簿	様式-56
様式 13 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿	様式-57

様式	頁
様式 14 物資受払簿	様式-58
様式 15 捜索用機械器具燃料受払簿	様式-59
様式 16 遺体捜索状況記録簿	様式-60
様式 17 被害状況報告書	様式-61
様式 18 防疫活動状況報告書	様式-62
様式 19 災害防疫経費所要額調	様式-63
様式 20 災害防疫業務完了報告書	様式-64
様式 21 罹災証明書	様式-65
様式 22 被災証明申請書（被災届）	様式-66
様式 23 被災証明書	様式-67
様式 24 火災即報様式	様式-68
（火災即報記入要領）	様式-69
様式 25 串本町災害時要援護者登録申請書	様式-70
様式 26 串本町災害時要援護者登録内容変更・抹消届出書	様式-71
様式 27 避難行動要支援者名簿等	様式-72
様式 28 被災者台帳	様式-76

条例等	頁
条例等 1 串本町防災会議条例	条例等-1
条例等 2 串本町防災会議委員名簿	条例等-2
条例等 3 串本町災害対策本部条例	条例等-3
条例等 4 串本町災害対策本部規則	条例等-4
条例等 5 串本町水防協議会条例	条例等-12
条例等 6 串本町自主防災活動支援事業補助金交付要綱	条例等-13
条例等 7 串本町きのくに木造住宅耐震診断事業実施要綱	条例等-16
条例等 8 串本町きのくに木造住宅耐震改修事業補助金要綱	条例等-19
条例等 9 串本町地震・津波避難路確保のための補助金要綱	条例等-23
条例等 10 串本町地震・津波避難路確保のための補助金要綱	条例等-25
条例等 11 串本町天災及び災害による被害者に対する町税の減免に関する条例	条例等-27
条例等 12 串本町災害弔慰金の支給等に関する条例	条例等-30
条例等 13 串本町災害見舞金等支給に関する規程	条例等-33
条例等 14 串本町罹災者更正資金貸付条例	条例等-34
条例等 15 串本町罹災住宅建築資金貸付条例	条例等-35
条例等 16 串本町災害時要援護者支援制度実施要綱	条例等-37

資料

資料1 気象庁震度階級関連解説表

気象庁は、平成21年3月31日より改定した「気象庁震度階級関連解説表」の運用を開始した。

<使用にあたっての留意事項>

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁は、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現し、震度計の観測から得られる震度と区別している。

出典：気象庁

<人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況>

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：気象庁

＜木造建物（住宅）の状況＞

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

＜鉄筋コンクリート造建物の状況＞

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

出典：気象庁

<地盤・斜面等の状況>

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

<ライフライン・インフラ等への影響>

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等につながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

出典：気象庁

＜大規模構造物への影響＞

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

出典：気象庁

資料 2 沿岸近くでの津波形態と被害程度のカテゴリ

津波波高 (m)	1	2	4	8	16	32
津波形態						
緩斜面	岸で盛り上がる	沖でも水の壁 第2波砕波 (図1)	先端の砕波が増える	第1波巻き波 (図2)、砕波		
急斜面	速い潮汐	速い潮汐				
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる		—	全面破壊		
鉄・コン・ビル	持ちこたえる			—	全面破壊	
漁船		被害発生	被害率 50%	被害率 100%		
防潮林 (幅 20m)	被害軽減 漂流物阻止 津波軽減		部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果		
養殖筏	被害発生					
沿岸集落	—	被害発生	被害率 50%	被害率 100%		

注：表中の津波波高の定義

1. 津波の形態、漁船、津波防潮林、養殖筏の被害に関しては汀線位置での平均海面から測った津波の高さ
2. 個別の家屋に対する被害程度についてはその浸水高

出典：「津波強度による津波形態と被害程度のカテゴリ」(平成4年) / 首藤伸夫

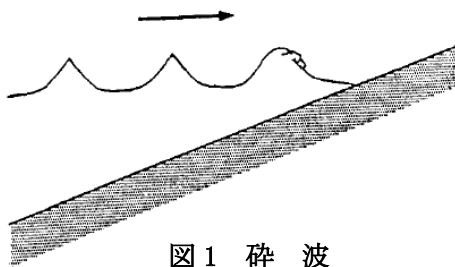


図1 砕波

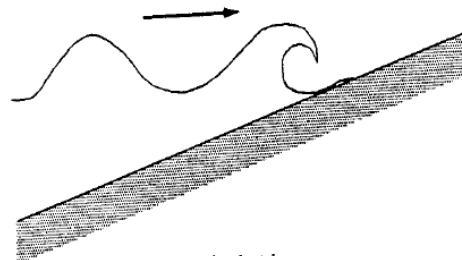


図2 巻き波

出典：和歌山県の気象 (平成17年11月 和歌山地方気象台)
津波の概要 (内閣府) ほか

資料3 和歌山県管理河川における重要水防箇所評定基準

第1条（総則）

この基準は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項に基づく、和歌山県水防計画書第7章第1節の重要水防箇所のうち、県が管理する河川の箇所を設定することについての基準を示すものである。

第2条（定義）

この基準において「重要水防箇所」とは、洪水または高潮が公共に及ぼす影響が大きいため、水防活動を重点的に実施すべき箇所をいう。

第3条（箇所設定の基準）

河川の背後地が別表1のいずれかに該当し、かつ河川の現状が別表2のいずれかに該当する箇所。

別表1

種別	評定基準
1	市街地または集落を形成している区域があること。
2	重要な公共施設（鉄道、国道、県市町村道、官公署、学校、病院等）が存在する区域があること。
3	農地、工場等地域の経済において重要な区域があること。
4	その他、上記に準じる重要な区域があること。

別表2 河川における重要水防箇所評定基準（近畿地方整備局）

種 別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤防の土質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水洗 衝掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているかその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施行			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防、破堤跡、旧河川			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正）

資料4 知事管理河川重要水防箇所個別調査

東牟婁振興局串本建設部管内

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	危険理由	備考
				場所	延長(m)			
1	鬮野川	鬮野川	左	大乘郷(汐入橋上流320m～汐入橋)	320	B	堤防高	
2	鬮野川	鬮野川	右	大乘郷(汐入橋上流320m～汐入橋)	320	B	堤防高	
3	二色川	二色川	左	二色(JR鉄橋～JR鉄橋下流250m)	250	A	水衝・洗掘 堤防高	
4	高富川	高富川	左	高富(稻荷橋～稻荷橋下流400m)	400	B	水衝・洗掘 堤防高	
5	高富川	高富川	右	高富(稻荷橋～稻荷橋下流400m)	400	A	水衝・洗掘 堤防高	
6	有田川	有田川	左	有田(西の前橋下流250m～有田橋)	850	B	水衝・洗掘 堤防高	
7	有田川	有田川	右	有田(西の前橋～有田橋)	1,100	B	水衝・洗掘 堤防高	
8	有田川	大山川	右	有田(寺前橋上流50m～寺前橋)	50	B	堤防高	
9	田並川	田並川	左	田並(常水橋～田並橋)	500	B	水衝・洗掘 堤防高	
10	田並川	田並川	右	田並(常水橋～田並橋)	500	A	水衝・洗掘 堤防高	
11	和深川	和深川	左	和深(村栄橋上流70m～村栄橋下流230m)	300	B	水衝・洗掘 堤防高	
12	和深川	和深川	右	和深(的場橋～JR鉄橋)	500	B	水衝・洗掘 堤防高	
13	田子川	田子川	左	田子(堂目橋下流100m～田子橋)	200	B	堤防高	
14	田子川	田子川	右	田子(堂目橋～田子橋)	300	B	堤防高	
15	熊谷川	熊谷川	右	和深(熊谷橋～熊谷橋下流100m)	100	B	堤防高	
16	宮川	宮川	左	串本(宮川橋上流200m～宮川橋)	200	B	堤防高	
17	江田川	江田川	右	江田(江田会館上流100m～江田会館上流70m)	30	B	水衝・洗掘 堤防高	
18	姫川	姫川	右	姫(姫橋上流350m～河口)	400	B	堤防高	
19	伊串川	伊串川	左	伊串(伊串橋上流300m～河口)	390	B	堤防高	
20	伊串川	伊串川	右	伊串(伊串橋上流300m～河口)	370	B	堤防高	
21	神野川	神野川	左	神野川(JR鉄橋上流300m～河口)	500	B	堤防高	
22	古座川	古座川	左	古座、中湊(JR鉄橋～河口)	1,050	A	堤防断面	
23	古座川	古座川	右	古田、西向(河内橋上流1000m～河口)	2,850	B	堤防断面	
24	古座川	右東谷川	左	古座(加加谷橋上流100m～古座川合流点)	300	A	堤防高	
25	古座川	右東谷川	右	古座(加加谷橋上流100m～古座川合流点)	300	A	堤防高	
26	津荷川	津荷川	左	津荷(JR鉄橋～JR鉄橋下流240m)	240	B	堤防高	
27	津荷川	津荷川	左	津荷(旧津荷小学校上流300m～河口)	600	A	堤防高	
28	津荷川	津荷川	右	津荷(JR鉄橋～河口)	1,080	B	堤防高	
29	田原川	田原川	左	田原(報徳橋～河口)	2,200	A	堤防高	
30	田原川	田原川	右	田原(上ノ宮橋上流300m～河口)	1,600	B	堤防高	
31	田原川	佐部川	左	佐部(明神橋上流100m～根木地橋下流250m)	700	B	堤防高	

出典：和歌山県地域防災計画資料編(平成25年度修正)

資料5 警戒を要するため池

ため池	台帳 番号	指定 基準	所在 (大字)	1. 延長 (m)	2. 提高 (m)	3. 受益 面積 (ha)	4. 想定 被害 面積 (ha)	5. 民家 戸数 (戸)	6. 公共施設等
オア ^ナ ネ ^イ 大船池	1	B	田並上	34.5	13.0	9.0	5.2	44	串本西中学校
シ ^サ イ ^ク 下佐池	2	B	高 富	33.5	5.0	9.4 11.0	7.9	10	鉄道 該当無し
ヒ ^カ シ ^タ ニ ^イ 東谷池	5	B	神野川	35.0	5.0	7.0	11.5	38	該当無し

注) 指定基準は以下のとおり。

A : 特に重要と思われる箇所

B : 次に重要と思われる箇所

C : やや重要と思われる箇所

出典 : 平成 25 年度和歌山県水防計画書

資料6 土石流危険渓流一覧表

土石流危険渓流 I

No	市町村コード	市町村名	渓流番号	水系	河川名	渓流名	字名	流域面積	区域面積
1	407	串本町	7-407-1-001	古座川	三尾川	比曾原川	里川	0.46	15,000
2	407	串本町	7-407-1-002	古座川	三尾川	比曾原川	里川	0.09	8,400
3	407	串本町	7-407-1-003	熊谷川	本川	左支溪	和深	1.64	26,400
4	407	串本町	7-407-1-004	和深川	本川	谷の奥川	和深	0.08	16,100
5	407	串本町	7-407-1-005	無名	本川	無名	和深	0.5	12,900
6	407	串本町	7-407-1-006	和深川	本川	井ノ元	和深	0.05	17,300
7	407	串本町	7-407-1-007	和深川	本川	小左支	和深	0.03	6,000
8	407	串本町	7-407-1-008	和深川	本川	丸ノ木谷	和深	0.03	16,800
9	407	串本町	7-407-1-009	和深川	本川	和田谷	和深	0.03	20,400
10	407	串本町	7-407-1-010	和深川	本川	左支溪	和深	0.07	35,200
11	407	串本町	7-407-1-011	無名	本川	無名	和深	0.06	11,700
12	407	串本町	7-407-1-012	無名	本川	無名	田子	0.02	7,650
13	407	串本町	7-407-1-013	江田川	本川	向畑谷	江田	0.06	9,500
14	407	串本町	7-407-1-014	隠居谷川	本川	隠居谷	江田	0.04	7,500
15	407	串本町	7-407-1-015	無名	本川	無名	江田	0.03	6,300
16	407	串本町	7-407-1-016	田並川	本川	右支溪	田並	0.01	2,950
17	407	串本町	7-407-1-017	田並川	本川	左支溪	田並上	0.04	12,800
18	407	串本町	7-407-1-018	田並川	本川	左支溪	田並	0.1	8,000
19	407	串本町	7-407-1-019	田並川	本川	左支溪	田並	0.06	20,200
20	407	串本町	7-407-1-020	入谷川	本川	入谷	有田	0.09	19,200
21	407	串本町	7-407-1-021	入谷川	本川	左支溪	有田	0.03	13,500
22	407	串本町	7-407-1-022	無名	本川	無名	有田	0.02	17,500
23	407	串本町	7-407-1-023	有田川	本川	西地谷	有田	0.02	7,800
24	407	串本町	7-407-1-024	有田川	本川	右支溪	吐生	0.09	5,850
25	407	串本町	7-407-1-025	有田川	大山川	小右支	有田上	0.11	13,500
26	407	串本町	7-407-1-026	有田川	大山川	小右支	有田上	0.03	4,800
27	407	串本町	7-407-1-027	有田川	大山川	小右支	有田上	0.03	7,800
28	407	串本町	7-407-1-028	有田川	本川	左支溪	有田	0.03	16,100
29	407	串本町	7-407-1-029	貝岡川	本川	左支溪	有田	0.18	17,150
30	407	串本町	7-407-1-030	田並川	本川	左支溪	有田	0.06	16,500
31	407	串本町	7-407-1-031	無名	本川	無名	高富	0.07	18,200
32	407	串本町	7-407-1-032	高浜川	本川	高浜川	高富	0.22	33,200
33	407	串本町	7-407-1-033	無名	本川	無名	高富	0.04	10,200
34	407	串本町	7-407-1-034	東雨川	アズマメ川	本川	高富	0.18	15,400
35	407	串本町	7-407-1-035	釜郷原川	本川	釜郷原谷	高富	0.13	81,000
36	407	串本町	7-407-1-036	釜郷原川	本川	左支溪	高富	0.03	12,600
37	407	串本町	7-407-1-037	二色川	本川	高旗谷川	二色	0.1	27,500
38	407	串本町	7-407-1-038	無名	本川	無名	二色	0.02	29,200

串本町地域防災計画資料編・資料

土石流危険溪流 I

No	市町村コード	市町村名	溪流番号	水系	河川名	溪流名	字名	流域面積	区域面積
39	407	串本町	7-407-1-039	無名	本川	無名	二色	0.06	13,900
40	407	串本町	7-407-1-040	無名	本川	無名	串本	0.03	7,300
41	407	串本町	7-407-1-041	宮川	本川	宮川	串本	0.03	8,100
42	407	串本町	7-407-1-042	無名	本川	無名	串本	0.01	9,100
43	407	串本町	7-407-1-043	無名	本川	無名	串本	0.01	7,200
44	407	串本町	7-407-1-044	無名	本川	無名	串本	0.02	10,800
45	407	串本町	7-407-1-045	無名	本川	無名	串本	0.02	16,940
46	407	串本町	7-407-1-046	谷川	本川	谷川	串本	0.03	14,700
47	407	串本町	7-407-1-047	無名	本川	無名	串本	0.01	12,500
48	407	串本町	7-407-1-048	無名	本川	無名	串本	0.05	16,000
49	407	串本町	7-407-1-049	無名	本川	無名	串本	0.01	5,200
50	407	串本町	7-407-1-050	無名	本川	無名	串本	0.01	10,500
51	407	串本町	7-407-1-051	無名	本川	無名	鬮野川	0.01	4,100
52	407	串本町	7-407-1-052	無名	本川	無名	鬮野川	0.01	5,100
53	407	串本町	7-407-1-053	鬮野川	本川	無名	鬮野川	0.05	6,700
54	407	串本町	7-407-1-054	無名	本川	無名	大島	0.1	13,500
55	407	串本町	7-407-1-055	イワ谷川	本川	イワ谷川	大島	0.05	9,350
56	407	串本町	7-407-1-056	田代川	本川	田代川	大島	0.07	31,500
57	407	串本町	7-407-1-057	無名	本川	無名	須江	0.23	15,500
58	407	串本町	7-407-1-058	無名	本川	無名	須江	0.01	15,200
59	407	串本町	7-407-1-059	無名	本川	無名	須江	0.01	13,100
60	407	串本町	7-423-1-001	無名	本川	無名	姫	0.02	13,900
61	407	串本町	7-423-1-002	姫川	ヤゴ谷川	ヤゴ谷	姫	0.03	9,000
62	407	串本町	7-423-1-003	姫川	本川	無名	姫	0.01	4,500
63	407	串本町	7-423-1-004	姫川	本川	無名	姫	0.01	2,000
64	407	串本町	7-423-1-005	伊串川	堂谷川	堂谷	伊串	0.12	10,200
65	407	串本町	7-423-1-006	伊串川	本川	無名	伊串	0.004	2,500
66	407	串本町	7-423-1-007	無名	本川	無名	伊串	0.003	4,500
67	407	串本町	7-423-1-008	谷ノ池川	本川	谷ノ池川	伊串	0.13	28,000
68	407	串本町	7-423-1-009	無名	本川	無名	西向	0.01	11,250
69	407	串本町	7-423-1-010	目津谷川	本川	目津谷川	西向	0.07	29,750
70	407	串本町	7-423-1-011	無名	本川	無名	西向	0.03	16,000
71	407	串本町	7-423-1-012	無名	本川	無名	西向	0.03	10,000
72	407	串本町	7-423-1-013	目津川	本川	無名	西向	0.03	2,800
73	407	串本町	7-423-1-014	目津川	本川	無名	神野川	0.03	40,000
74	407	串本町	7-423-1-015	目津川	本川	無名	神野川	0.03	13,000
75	407	串本町	7-423-1-016	古座川	本川	成就谷	西向	0.03	6,700
76	407	串本町	7-423-1-017	古座川	本川	無名	西向	0.03	11,000
77	407	串本町	7-423-1-018	古座川	本川	無名	西向	0.03	6,800
78	407	串本町	7-423-1-019	古座川	本川	丸山谷	西向	0.1	16,100

土石流危険溪流Ⅰ

No	市町村コード	市町村名	溪流番号	水系	河川名	溪流名	字名	流域面積	区域面積
79	407	串本町	7-423-1-020	古座川	本川	無名	西向	0.02	4,000
80	407	串本町	7-423-1-021	古座川	本川	岩淵川	古田	0.12	1,110
81	407	串本町	7-423-1-022	古座川	本川	無名	古田	0.02	11,300
82	407	串本町	7-423-1-023	古座川	本川	無名	古田	0.02	11,800
83	407	串本町	7-423-1-024	古座川	本川	女鹿谷	古田	0.06	17,300
84	407	串本町	7-423-1-025	古座川	本川	白石谷	古田	0.11	38,200
85	407	串本町	7-423-1-026	古座川	市谷川	市谷	古田	0.37	29,800
86	407	串本町	7-423-1-027	古座川	市谷川	小谷	古田	0.04	8,100
87	407	串本町	7-423-1-028	古座川	本川	無名	古田	0.04	12,600
88	407	串本町	7-423-1-029	古座川	本川	無名	中湊	0.01	5,240
89	407	串本町	7-423-1-030	古座川	宮城谷川	寺川	中湊	0.07	31,200
90	407	串本町	7-423-1-031	古座川	宮城谷川	無名	中湊	0.04	8,920
91	407	串本町	7-423-1-032	古座川	右東谷川	無名	古座	0.01	1,950
92	407	串本町	7-423-1-033	古座川	右東谷川	かんかん谷	中湊	0.19	49,500
93	407	串本町	7-423-1-034	古座川	本川	無名	古座	0.02	6,000
94	407	串本町	7-423-1-035	無名	本川	無名	古座	0.02	2,700
95	407	串本町	7-423-1-036	鎌ヶ谷川	本川	鎌ヶ谷	古座	0.04	7,000
96	407	串本町	7-423-1-037	鎌ヶ谷川	本川	無名	古座	0.01	3,500
97	407	串本町	7-423-1-038	無名	本川	無名	古座	0.01	1,800
98	407	串本町	7-423-1-039	津荷川	西谷川	本川	津荷	0.31	28,200
99	407	串本町	7-423-1-040	津荷川	本川	無名	津荷	0.02	4,050
100	407	串本町	7-423-1-041	津荷川	本川	無名	津荷	0.01	2,660
101	407	串本町	7-423-1-042	津荷川	本川	永明谷	津荷	0.05	11,600
102	407	串本町	7-423-1-043	無名	本川	無名	津荷	0.01	1,200
103	407	串本町	7-423-1-044	田原川	本川	無名	田原	0.2	14,300
104	407	串本町	7-423-1-045	田原川	本川	玉蔵院谷	田原	0.2	17,300
105	407	串本町	7-423-1-046	田原川	佐部川	役見谷	佐部	0.04	3,900
106	407	串本町	7-423-1-047	田原川	佐部川	徳工門	佐部	0.06	25,800
107	407	串本町	7-423-1-048	田原川	本川	野瀬谷、大杉谷	上田原	0.74	14,000
108	407	串本町	7-423-1-049	田原川	本川	無名	田原	0.02	8,370
109	407	串本町	7-423-1-050	鎌ヶ谷川	本川	鎌ヶ谷	田原	0.03	25,400

串本町地域防災計画資料編・資料

土石流危険渓流Ⅱ

No	市町村コード	市町村名	溪流番号	水系	河川名	溪流名	字名	流域面積	区域面積
1	407	串本町	7-407-2-001	古座川	三尾川	里川左支	里川	0.18	8,100
2	407	串本町	7-407-2-002	古座川	三尾川	里川左支	里川	0.45	11,350
3	407	串本町	7-407-2-003	古座川	三尾川	里川左支	里川	0.07	6,500
4	407	串本町	7-407-2-004	古座川	里川	無名	里川	0.02	4,250
5	407	串本町	7-407-2-005	古座川	三尾川	比曽原川左支	里川	0.05	10,200
6	407	串本町	7-407-2-006	古座川	三尾川	無名	里川	0.04	5,950
7	407	串本町	7-407-2-007	無名	本川	無名	和深	0.11	4,900
8	407	串本町	7-407-2-008	和深川	本川	宮の平谷	和深	0.02	5,600
9	407	串本町	7-407-2-009	和深川	本川	無名	和深	0.02	2,880
10	407	串本町	7-407-2-010	和深川	本川	無名	和深	0.01	2,650
11	407	串本町	7-407-2-011	和深川	本川	岸の谷	和深	0.13	3,300
12	407	串本町	7-407-2-012	安指川	本川	カンジャ谷	和深	0.51	17,400
13	407	串本町	7-407-2-013	安指川	本川	カンジャ谷	和深	0.04	5,450
14	407	串本町	7-407-2-014	無名	本川	無名	田子	0.17	5,500
15	407	串本町	7-407-2-015	無名	本川	無名	田子	0.11	4,500
16	407	串本町	7-407-2-016	田子川	本川	谷ノ奥谷	田子	0.12	5,100
17	407	串本町	7-407-2-017	田子川	本川	右支溪	田子	0.08	7,800
18	407	串本町	7-407-2-018	江田川	本川	無名	江田	0.02	4,430
19	407	串本町	7-407-2-019	無名	本川	無名	江田	0.04	5,090
20	407	串本町	7-407-2-020	田並川	本川	右支溪	田並上	0.05	4,100
21	407	串本町	7-407-2-021	田並川	本川	無名	田並上	0.03	4,900
22	407	串本町	7-407-2-022	田並川	本川	右支溪	田並上	0.02	5,300
23	407	串本町	7-407-2-023	田並川	本川	左支溪	田並上	0.02	15,400
24	407	串本町	7-407-2-024	田並川	本川	右支溪	田並上	0.04	9,850
25	407	串本町	7-407-2-025	田並川	本川	下り松川	田並上	0.04	6,300
26	407	串本町	7-407-2-026	田並川	本川	左支溪	田並上	0.03	9,300
27	407	串本町	7-407-2-027	田並川	本川	左支溪	田並上	0.04	3,600
28	407	串本町	7-407-2-028	有田川	本川	右支溪	吐生	0.05	4,050
29	407	串本町	7-407-2-029	有田川	本川	無名	吐生	0.01	1,500
30	407	串本町	7-407-2-030	有田川	本川	無名	吐生	0.27	4,000
31	407	串本町	7-407-2-031	田並川	本川	左支溪	田並上	0.05	9,800
32	407	串本町	7-407-2-032	田並川	本川	左支溪	田並上	0.06	10,400
33	407	串本町	7-407-2-033	有田川	本川	無名	有田上	5.31	8,050
34	407	串本町	7-407-2-034	有田川	本川	上有田谷	有田上	0.03	8,800
35	407	串本町	7-407-2-035	有田川	本川	小右支	有田上	0.05	4,550
36	407	串本町	7-407-2-036	無名	本川	無名	高富	0.08	10,400
37	407	串本町	7-407-2-037	高富川	本川	小左支	高富	0.08	6,600
38	407	串本町	7-407-2-038	高富川	本川	小左支	高富	0.23	10,850
39	407	串本町	7-407-2-039	鬮野川	本川	無名	鬮野川	0.01	1,020
40	407	串本町	7-407-2-040	無名	本川	無名	鬮野川	0.06	9,720

土石流危険溪流Ⅱ

No	市町村コード	市町村名	溪流番号	水系	河川名	溪流名	字名	流域面積	区域面積
41	407	串本町	7-407-2-041	鬮野川	本川	無名	鬮野川	0.06	2,000
42	407	串本町	7-423-2-001	無名	本川	無名	姫	0.04	4,610
43	407	串本町	7-423-2-002	伊串川	八幡谷川	無名	伊串	0.02	2,500
44	407	串本町	7-423-2-003	鬮野川	本川	上エチ谷	姫川	0.02	3,900
45	407	串本町	7-423-2-004	鬮野川	本川	無名	姫川	0.02	1,420
46	407	串本町	7-423-2-005	鬮野川	本川	無名	姫川	0.02	4,850
47	407	串本町	7-423-2-006	伊串川	ヤゴ谷川	八幡谷	伊串	0.11	11,000
48	407	串本町	7-423-2-007	目津川	堂谷川	堂谷	伊串	0.11	6,600
49	407	串本町	7-423-2-008	無名	本川	無名	西向	0.01	8,500
50	407	串本町	7-423-2-009	目津谷川	本川	目津谷川	神野川	0.12	15,000
51	407	串本町	7-423-2-010	目津川	本川	無名	神野川	0.01	4,000
52	407	串本町	7-423-2-011	目津川	本川	無名	神野川	0.01	4,000
53	407	串本町	7-423-2-012	神野川	本川	無名	神野川	0.01	3,500
54	407	串本町	7-423-2-013	古座川	本川	大伏谷	西向	0.11	770
55	407	串本町	7-423-2-014	無名	本川	無名	古座	0.02	660
56	407	串本町	7-423-2-015	津荷川	本川	無名	津荷	0.03	1,500
57	407	串本町	7-423-2-016	津荷川	本川	無名	津荷	0.02	4,700
58	407	串本町	7-423-2-017	津荷川	本川	無名	津荷	0.05	1,100
59	407	串本町	7-423-2-018	田原川	本川	無名	田原	0.04	10,500
60	407	串本町	7-423-2-019	田原川	本川	無名	田原	0.08	5,010
61	407	串本町	7-423-2-020	田原川	佐部川	無名	佐部	0.1	13,680
62	407	串本町	7-423-2-021	田原川	本川	無名	佐部	0.02	6,690
63	407	串本町	7-423-2-022	田原川	本川	無名	上田原	0.04	7,400
64	407	串本町	7-423-2-023	田原川	立場谷川	立場谷	上田原	0.13	8,000
65	407	串本町	7-423-2-024	田原川	本川	無名	佐部	0.15	12,900
66	407	串本町	7-423-2-025	高浜川	本川	無名	田原	0.04	4,700

土石流危険溪流Ⅲ

No	市町村コード	市町村名	溪流番号	水系	河川名	溪流名	字名	流域面積	区域面積
1	407	串本町	7-407-3-001	二色川	本川	タルガ谷川	二色	0.077	6,600
2	407	串本町	7-407-3-002	二色川	本川	無名	二色	0.047	2,900
3	407	串本町	7-407-3-003	無名	本川	無名	鬮野川	0.024	2,700
4	407	串本町	7-407-3-004	無名	本川	無名	鬮野川	0.032	1,200

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正）

資料7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所 I

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
1	串本町	1701	1	小河口 (1)	和深	40	70	600
2	串本町	1702	1	和深 (2)・和深 (和田之谷)	和深	50	30	120
3	串本町	1703	1	船波	和深	35	15	60
4	串本町	1704	1	和深 (3)	和深	40	20	200
5	串本町	1705	1	安指	和深	50	20	120
6	串本町	1706	1	安指 (2)	和深	50	20	70
7	串本町	1707	1	和深金崎	和深	45	15	100
8	串本町	1708	1	串本 (2)	串本	40	25	100
9	串本町	1709	1	田子内の平	田子	50	30	120
10	串本町	1710	1	田子堂目	田子	50	30	325
11	串本町	1711	1	田子 (1)	田子	50	30	270
12	串本町	1712	1	江田南畑	江田	40	50	120
13	串本町	1713	1	江田・江田加多井	江田	40	30	75
14	串本町	1714	1	江田 (2)	江田	60	40	140
15	串本町	1715	1	和深	和深	40	30	150
16	串本町	1716	1	田崎	田並	45	20	250
17	串本町	1717	1	田並 (2)・田並 (4)	田並	50	40	180
18	串本町	1718	1	田並・田並 (2)	田並	50	32	200
19	串本町	1719	1	田並 (3)・田並 (2)	田並	40	35	220
20	串本町	1720	1	田並天神	田並	40	70	250
21	串本町	1721	1	田並向地 (2)	田並	35	25	125
22	串本町	1722	1	田並向地	田並	40	51	110
23	串本町	1723	1	洞谷	田並	50	30	110
24	串本町	1725	1	有田西地・有田西地 (1)	有田	50	30	170
25	串本町	1726	1	有田 (2)・有田西地	有田	50	40	250
26	串本町	1727	1	東地	有田	80	50	200
27	串本町	1728	1	有田東地・有田東地 (3)	有田	50	40	130
28	串本町	1729	1	有田貝岡右	有田	60	53	250
29	串本町	1730	1	有田貝岡・有田貝岡東	有田	40	40	200
30	串本町	1731	1	釜郷原	高富	45	30	150
31	串本町	1732	1	高富 (1)	高富	40	56	150
32	串本町	1733	1	高富 (2)	高富	40	36	190
33	串本町	1734	1	高富 (3)・釜郷原	高富	35	36	390
34	串本町	1735	1	高富	高富	40	30	300
35	串本町	1736	1	釜郷原 (1)・釜郷原	高富	70	45	150
36	串本町	1737	1	二色	二色	40	30	130
37	串本町	1738	1	二色本郷	二色	40	50	330
38	串本町	1739	1	向袋	二色	40	30	240

急傾斜地崩壊危険箇所 I

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
39	串本町	1740	1	袋	串本	40	30	160
40	串本町	1741	1	塩屋谷	串本	45	40	240
41	串本町	1742	1	袋	串本	30	15	100
42	串本町	1743	1	串本 (1)	串本	45	20	80
43	串本町	1744	1	ココリ谷・岡ノ鼻	串本	45	20	60
44	串本町	1745	1	細田本谷	串本	45	40	140
45	串本町	1746	1	江川矢倉谷	串本	35	30	60
46	串本町	1747	1	植松	串本	40	15	160
47	串本町	1748	1	尾ノ浦	串本	45	20	100
48	串本町	1749	1	橋杭	鬮野川	35	45	600
49	串本町	1750	1	出雲田の頭	出雲	40	30	230
50	串本町	1751	1	出雲田の頭	出雲	45	30	100
51	串本町	1752	1	出雲	出雲	45	40	570
52	串本町	1754	1	出雲向地	出雲	40	10	80
53	串本町	1755	1	出雲田の頭・出雲 (2)	出雲	50	20	250
54	串本町	1756	1	大島・大島南 (1)	大島	50	90	250
55	串本町	1757	1	大島北地	大島	60	30	230
56	串本町	1758	1	大島南	大島	40	75	250
57	串本町	1759	1	須江浜須賀	須江	60	30	130
58	串本町	1760	1	須江浜須賀 (2)・須江浜須賀	須江	50	25	120
59	串本町	1761	1	笹ノ平見	檜野	30	28	130
60	串本町	1762	1	檜野下鼻	檜野	40	30	150
61	串本町	1842	1	姫	姫	45	30	100
62	串本町	1843	1	姫・姫 (2)	姫	50	40	200
63	串本町	1844	1	姫 (n)	姫	45	60	190
64	串本町	1845	1	伊串	伊串	45	60	380
65	串本町	1846	1	伊串	伊串	55	50	70
66	串本町	1847	1	目津	西向	40	35	160
67	串本町	1848	1	神野川 (1)	神野川	45	20	130
68	串本町	1849	1	神野川・上ヶ地	西向	70	30	350
69	串本町	1850	1	上ヶ地	西向	55	52	250
70	串本町	1851	1	岩渕	西向	50	40	450
71	串本町	1852	1	岩渕 (1)	西向	40	30	220
72	串本町	1853	1	古田 (2)・古田	古田	45	40	100
73	串本町	1854	1	古田	古田	45	60	450
74	串本町	1856	1	真土	古田	45	30	300
75	串本町	1857	1	中湊	中湊	45	60	120
76	串本町	1858	1	中湊	中湊	40	40	280
77	串本町	1859	1	古座 (1)	古座	40	20	110
78	串本町	1860	1	上の山	古座	45	50	530

串本町地域防災計画資料編・資料

急傾斜地崩壊危険箇所 I

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
79	串本町	1861	1	上の山 (2)	古座	60	50	550
80	串本町	1862	1	鎌ヶ谷	古座	60	20	250
81	串本町	1863	1	津荷南	津荷	45	30	130
82	串本町	1864	1	津荷	津荷	40	40	360
83	串本町	1865	1	津荷北	津荷	50	25	70
84	串本町	1866	1	寺	津荷	45	40	80
85	串本町	1867	1	五平	田原	50	40	210
86	串本町	1868	1	坊・玉蔵院	田原	45	40	360
87	串本町	1869	1	東向	田原	45	40	450
88	串本町	1870	1	根木地	佐部	40	70	130
89	串本町	1871	1	佐部	佐部	30	49	300
90	串本町	1872	1	佐部ノ口	佐部	50	40	250
91	串本町	1875	1	柱松	上田原	40	30	320
92	串本町	1876	1	漆畑	上田原	40	30	140
93	串本町	2338	1	有田西地・有田西地 (1)	有田	40	25	330
94	串本町	2339	1	有田東地 (4)・有田東地	有田	40	24	340
95	串本町	2340	1	大島南 (1)	大島	45	60	200
96	串本町	2341	1	大山口	有田	35	60	150
97	串本町	2342	1	和深 (和田之谷)	和深	40	60	175
98	串本町	2343	1	和田地	有田	40	35	180
99	串本町	2344	1	大家前	田並上	35	60	300
100	串本町	2345	1	後路	田並上	40	40	175
101	串本町	2346	1	出雲崎	出雲	50	30	120
102	串本町	2347	1	大山口	有田	40	50	100
103	串本町	2348	1	須江 (2)・須江浜須賀 (2)	須江	40	18	65
104	串本町	2349	1	二色法雲寺	二色	30	30	80
105	串本町	2350	1	安指本川	和深	40	20	80
106	串本町	2353	1	有田上 (2)	有田上	40	30	100
107	串本町	2385	1	姫川 (4)	姫川	40	55	120
108	串本町	2389	1	上田原 (1)	上田原	40	40	120
109	串本町	2422	1	田原 (1)	田原	40	26	150
110	串本町	4521	1	和深 (5)	和深	40	65	170
111	串本町	4523	1	和深 (7)	和深	35	10	85
112	串本町	4524	1	江田 (3)・江田加多井	江田	40	20	150
113	串本町	4525	1	田並上 (1)・田並 (4)	田並上	30	15	20
114	串本町	4526	1	田並 (9)・田並大河原	田並	40	20	120
115	串本町	4527	1	田並 (6)・田原大河原	田並	40	35	80
116	串本町	4528	1	有田 (3)	有田	40	50	150
117	串本町	4529	1	高富 (5)	高富	30	30	200
118	串本町	4531	1	鬮野川 (1)	鬮野川	45	30	130

急傾斜地崩壊危険箇所 I

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
119	串本町	4532	1	須江 (3)・須江	須江	40	20	90
120	串本町	4534	1	小河口	和深	40	50	230
121	串本町	4535	1	和深 (9)・和深小河口	和深	40	40	230
122	串本町	4536	1	鬮野川 (2)	鬮野川	40	50	90
123	串本町	4537	1	須江浜須賀 (2)	二色	40	35	100
124	串本町	4538	1	田子寺之前	田子	45	45	45
125	串本町	4543	1	有田上 (1)	有田上	40	50	100
126	串本町	4544	1	大山口	有田	50	40	320
127	串本町	4546	1	大山口	有田	40	15	70
128	串本町	4548	1	有田 (7)・有田貝岡東	有田	40	45	130
129	串本町	4549	1	田並向地 (1)	田並	45	35	60
130	串本町	4550	1	高富 (8)	高富	40	25	60
131	串本町	4553	1	串本 (3)	串本	35	70	280
132	串本町	4554	1	大島 (2)	大島	45	80	80
133	串本町	4555	1	大島田代	大島	40	100	400
134	串本町	4557	1	出雲 (5)	出雲	35	20	100
135	串本町	4558	1	出雲向地 (2)	出雲	30	20	60
136	串本町	4560	1	出雲 (7)	出雲	40	30	80
137	串本町	4563	1	田並 (8)・田並 (4)	田並	50	60	280
138	串本町	4564	1	串本 (4)	串本	35	30	260
139	串本町	4565	1	津荷 (2)	津荷	70	30	200
140	串本町	4566	1	佐部	佐部	30	40	150
141	串本町	4567	1	上田原 (2)	上田原	40	50	80
142	串本町	4568	1	上田原 (3)	上田原	35	70	50
143	串本町	4569	1	上田原 (4)	上田原	40	80	110
144	串本町	4570	1	田原 (2)	田原	50	30	80
145	串本町	4572	1	田原 (4)	田原	35	65	45
146	串本町	4573	1	田原 (5)	田原	45	30	40
147	串本町	4574	1	田原 (6)	田原	40	70	130
148	串本町	4575	1	田原 (7)	田原	45	44	150
149	串本町	4576	1	中湊 (3)	中湊	50	70	90
150	串本町	4578	1	上野山 (1)	上野山	40	30	55
151	串本町	4579	1	田原 (8)	田原	50	30	50
152	串本町	4580	1	伊串 (3)	伊串	45	45	140
153	串本町	4581	1	西向	西向	40	40	130
154	串本町	4582	1	古田 (3)	古田	45	40	110
155	串本町	4597	1	有田 (8)	有田	50	30	120
156	串本町	4599	1	江田 (4)・江田宮田	江田	50	40	300
157	串本町	5083	1	津荷東	津荷	45	50	130

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
1	串本町	7203	2	里川 (201)	里川	30	30	50
2	串本町	7204	2	里川 (202)	里川	30	30	50
3	串本町	7205	2	里川 (203)	里川	45	50	90
4	串本町	7206	2	里側 (204)	里川	50	20	40
5	串本町	7207	2	里川 (205)	里川	40	40	40
6	串本町	7209	2	里側 (206)	里川	40	65	40
7	串本町	7210	2	和深 (201)	和深	30	28	90
8	串本町	7211	2	和深 (222)	和深	40	70	85
9	串本町	7212	2	和深 (202)	和深	45	20	40
10	串本町	7213	2	和深 (203)	和深	70	22	60
11	串本町	7215	2	和深 (204)	和深	50	15	40
12	串本町	7216	2	和深 (205)	和深	40	28	60
13	串本町	7217	2	和深 (206)	和深	35	35	70
14	串本町	7219	2	和深 (207)・和深小河口	和深	45	60	120
15	串本町	7220	2	田子 (208)	田子	50	30	90
16	串本町	7221	2	和深 (208)	和深	40	80	50
17	串本町	7222	2	和深 (209)	和深	40	28	40
18	串本町	7223	2	和深 (210)	和深	50	70	70
19	串本町	7224	2	和深 (211)	和深	45	20	120
20	串本町	7225	2	田並上 (201)	田並上	40	55	35
21	串本町	7226	2	田並上 (202)	田並上	40	45	40
22	串本町	7227	2	吐生 (201)	吐生	40	35	40
23	串本町	7228	2	吐生 (202)	吐生	40	20	40
24	串本町	7229	2	吐生 (203)	吐生	40	35	50
25	串本町	7230	2	吐生 (204)	吐生	40	30	60
26	串本町	7231	2	吐生 (205)	吐生	40	30	45
27	串本町	7232	2	和深 (212)	和深	40	30	50
28	串本町	7233	2	和深 (213)	和深	60	25	50
29	串本町	7234	2	和深 (214)	和深	80	20	45
30	串本町	7235	2	田子 (201)	田子	70	20	60
31	串本町	7236	2	田子 (202)	田子	40	30	40
32	串本町	7237	2	田子 (203)	田子	40	40	90
33	串本町	7238	2	田子 (204)	田子	40	45	50
34	串本町	7239	2	田子 (205)	田子	60	20	50
35	串本町	7240	2	田子 (206)	田子	40	25	80
36	串本町	7241	2	田並上 (203)	田並上	45	40	60
37	串本町	7242	2	田並上 (204)	田並上	45	35	55
38	串本町	7243	2	田並上 (205)	田並上	50	35	30
39	串本町	7244	2	田並上 (206)	田並上	45	30	80
40	串本町	7245	2	田並上 (207)	田並上	35	30	50

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
41	串本町	7246	2	田並上 (208)	田並上	35	30	40
42	串本町	7247	2	田並上 (209)	田並上	45	35	60
43	串本町	7248	2	田並上 (210)	田並上	45	35	60
44	串本町	7249	2	田並上 (211)	田並上	35	30	40
45	串本町	7250	2	田並上 (212)	田並上	40	25	70
46	串本町	7251	2	田並上 (213)	田並上	45	50	50
47	串本町	7252	2	田並上 (214)	田並上	40	50	135
48	串本町	7253	2	有田上 (202)	有田上	40	60	50
49	串本町	7254	2	大山口	有田	50	25	50
50	串本町	7255	2	大山口 (東)	有田	30	30	40
51	串本町	7256	2	高富 (201)	高富	50	30	40
52	串本町	7257	2	高富 (202)	高富	50	25	30
53	串本町	7258	2	高富 (203)	高富	70	30	70
54	串本町	7259	2	高富 (204)	高富	40	70	50
55	串本町	7260	2	鬮野川 (201)	鬮野川	35	40	40
56	串本町	7261	2	鬮野川 (202)	鬮野川	35	40	30
57	串本町	7262	2	鬮野川 (203)	鬮野川	30	20	80
58	串本町	7263	2	鬮野川 (204)	鬮野川	50	30	50
59	串本町	7264	2	有田 (203)	有田	50	40	40
60	串本町	7265	2	有田 (204)	有田	40	25	40
61	串本町	7266	2	高富 (205)	高富	70	40	120
62	串本町	7267	2	高富 (206)	高富	40	30	55
63	串本町	7268	2	高富 (207)	高富	50	25	40
64	串本町	7269	2	二色 (202)	二色	45	25	30
65	串本町	7270	2	二色 (203)	二色	45	35	45
66	串本町	7271	2	二色 (204)	二色	45	35	30
67	串本町	7272	2	二色 (205)	二色	45	45	80
68	串本町	7273	2	二色 (201)	二色	40	30	100
69	串本町	7274	2	鬮野川 (205)	鬮野川	35	35	50
70	串本町	7275	2	二色 (211)	二色	50	40	90
71	串本町	7276	2	二色 (206)	二色	45	50	75
72	串本町	7277	2	串本 (202)・袋	串本	35	20	50
73	串本町	7278	2	串本 (203)・塩屋谷	串本	35	30	70
74	串本町	7279	2	大島 (201)	大島	30	30	50
75	串本町	7280	2	檜野 (201)	檜野	70	30	160
76	串本町	7281	2	檜野 (202)	檜野	70	50	50
77	串本町	7282	2	潮岬 (201)	潮岬	55	30	100
78	串本町	7283	2	潮岬 (202)	潮岬	45	30	200
79	串本町	7285	2	潮岬 (203)	潮岬	35	20	100
80	串本町	7286	2	潮岬 (204)	潮岬	40	20	60

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
81	串本町	7287	2	潮岬 (205)	潮岬	40	20	50
82	串本町	7288	2	出雲 (201)・出雲田ノ頭 (2)	出雲	30	20	80
83	串本町	7289	2	須江 (201)	須江	45	40	30
84	串本町	7290	2	須江 (202)	須江	35	20	60
85	串本町	7291	2	須江 (203)	須江	40	30	50
86	串本町	7292	2	須江 (204)	須江	45	15	30
87	串本町	7293	2	須江 (205)	須江	30	20	30
88	串本町	7294	2	須江 (206)	須江	35	20	40
89	串本町	7295	2	須江 (207)	須江	40	20	50
90	串本町	7296	2	須江 (208)	須江	40	30	100
91	串本町	7297	2	和深 (215)	和深	45	15	40
92	串本町	7298	2	吐生 (206)	吐生	45	170	40
93	串本町	7299	2	江田 (201)	江田	30	30	80
94	串本町	7300	2	江田 (202)	江田	45	25	60
95	串本町	7301	2	田並 (201)・田並 (4)	田並	35	40	50
96	串本町	7302	2	大山口 (東)	有田	40	40	80
97	串本町	7303	2	高富 (208)	高富	40	40	50
98	串本町	7304	2	鬮野川 (206)	鬮野川	30	25	100
99	串本町	7305	2	二色 (209)	二色	45	45	45
100	串本町	7308	2	田子 (209)	田子	40	15	120
101	串本町	7309	2	須江 (209)	須江	40	30	40
102	串本町	7310	2	高富 (7)	高富	40	60	60
103	串本町	7311	2	須江 (211)	須江	45	30	60
104	串本町	7313	2	田並上 (217)	田並上	40	40	80
105	串本町	7315	2	有田 (207)	有田	50	30	130
106	串本町	7316	2	安指本川	和深	40	20	80
107	串本町	7317	2	田並上 (216)	田並上	40	60	100
108	串本町	7318	2	里川 (207)	里川	40	70	105
109	串本町	7319	2	和深 (217)	和深	40	15	100
110	串本町	7320	2	漆畑	上田原	45	36	50
111	串本町	7321	2	佐部 (201)	佐部	40	50	50
112	串本町	7322	2	佐部 (202)	佐部	40	25	55
113	串本町	7323	2	佐部	佐部	50	20	50
114	串本町	7324	2	佐部 (204)	佐部	45	20	30
115	串本町	7325	2	佐部ノ口	佐部	40	25	30
116	串本町	7326	2	佐部 (205)	佐部	40	70	50
117	串本町	7327	2	上田原 (208)	上田原	45	88	50
118	串本町	7328	2	田原 (204)	田原	50	40	80
119	串本町	7329	2	田原 (201)	田原	45	15	75
120	串本町	7330	2	田原 (202)	田原	40	16	50

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
121	串本町	7331	2	田原 (203)	田原	45	30	62
122	串本町	7332	2	田原 (211)	田原	45	45	30
123	串本町	7333	2	田原 (205)	田原	40	30	70
124	串本町	7334	2	田原 (206)	田原	45	35	92
125	串本町	7335	2	田原 (207)	田原	45	32	70
126	串本町	7336	2	田原 (208)	田原	45	32	60
127	串本町	7337	2	田原 (209)	田原	50	35	100
128	串本町	7338	2	田原 (210)	田原	50	34	50
129	串本町	7339	2	寺	津荷	45	15	50
130	串本町	7340	2	上野山 (201)	上野山	45	32	70
131	串本町	7341	2	津荷 (202)	津荷	40	15	40
132	串本町	7342	2	津荷東	津荷	45	42	30
133	串本町	7343	2	津荷 (204)	津荷	45	70	50
134	串本町	7344	2	津荷 (206)	津荷	40	30	30
135	串本町	7345	2	姫川 (201)	姫川	40	22	50
136	串本町	7346	2	姫川 (202)	姫川	45	40	55
137	串本町	7347	2	伊串 (201)	伊串	40	20	45
138	串本町	7348	2	伊串 (202)	伊串	40	20	100
139	串本町	7349	2	伊串 (203)	伊串	45	45	70
140	串本町	7350	2	西向 (201)	西向	40	48	30
141	串本町	7351	2	西向 (202)	西向	40	25	35
142	串本町	7352	2	西向 (203)	西向	35	30	40
143	串本町	7353	2	西向 (204)	西向	45	40	50
144	串本町	7354	2	古田 (201)	古田	45	30	60
145	串本町	7355	2	岩渕	西向	45	25	115
146	串本町	7356	2	西向 (205)	西向	50	28	50
147	串本町	7357	2	西向 (206)	西向	50	52	80
148	串本町	7358	2	西向 (209)	西向	45	64	40
149	串本町	7359	2	西向 (207)	西向	40	25	40
150	串本町	7361	2	中湊	中湊	40	60	60
151	串本町	7362	2	中湊 (201)	中湊	50	30	30
152	串本町	7363	2	中湊 (203)	中湊	60	50	60
153	串本町	7364	2	寺	津荷	35	32	40
154	串本町	7365	2	上の山	古座	40	30	25
155	串本町	7367	2	上田原 (202)	上田原	50	45	100
156	串本町	7368	2	上田原 (203)	上田原	50	20	160
157	串本町	7369	2	上田原 (201)	上田原	40	25	60
158	串本町	7370	2	佐部 (207)	佐部	45	10	80
159	串本町	7371	2	上田原 (204)	上田原	40	85	150
160	串本町	7372	2	姫 (201)	姫	45	30	120

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
161	串本町	7374	2	上田原 (205)	上田原	40	40	100
162	串本町	7558	2	有田上 (203)	有田上	40	15	100
163	串本町	7561	2	高富 (209)	高富	40	25	100
164	串本町	7562	2	出雲 (202)・出雲 (2)	出雲	50	35	50
165	串本町	7564	2	串本 (201)・江川矢倉谷	串本	40	25	50
166	串本町	7565	2	二色 (207)	二色	50	20	200
167	串本町	7566	2	高富 (210)・釜郷原	高富	45	30	50
168	串本町	7567	2	里川 (208)	里川	30	30	80
169	串本町	7568	2	高富 (211)	高富	40	50	60
170	串本町	7569	2	高富 (212)	高富	30	25	70
171	串本町	7570	2	江田 (203)・江田加多井	江田	40	35	35
172	串本町	7571	2	有田 (206)	有田	35	40	80
173	串本町	7572	2	和深 (218)	和深	50	15	55
174	串本町	7573	2	安指本川	和深	40	17	50
175	串本町	7574	2	和深 (220)	和深	30	25	70
176	串本町	7575	2	和深 (221)	和深	40	30	70
177	串本町	7576	2	高富 (213)	高富	50	35	125
178	串本町	7590	2	中湊 (202)	中湊	60	70	100

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
1	串本町	4169	3	里川 (301)	里川	30	60	150
2	串本町	4170	3	里川 (302)	里川	30	30	175
3	串本町	4171	3	里川 (303)	里川	35	65	150
4	串本町	4172	3	里川 (304)	里川	40	50	175
5	串本町	4173	3	里川 (305)	里川	45	75	810
6	串本町	4174	3	里川 (306)	里川	40	80	425
7	串本町	4175	3	里川 (307)	里川	30	90	140
8	串本町	4176	3	里川 (308)	里川	45	60	150
9	串本町	4177	3	里川 (309)	里川	40	40	125
10	串本町	4178	3	和深 (301)	和深	35	110	180
11	串本町	4179	3	和深 (302)	和深	40	80	130
12	串本町	4180	3	和深 (303)・小河口	和深	40	45	130
13	串本町	4181	3	高富 (301)	高富	30	40	175
14	串本町	4182	3	高富 (302)	高富	40	80	150
15	串本町	4183	3	高富 (303)	高富	35	80	150
16	串本町	4184	3	高富 (304)	高富	35	40	120
17	串本町	4185	3	高富 (305)	高富	40	50	100
18	串本町	4186	3	高富 (306)	高富	35	70	100
19	串本町	4187	3	高富 (307)	高富	35	30	180

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
20	串本町	4188	3	高富 (308)	高富	40	30	100
21	串本町	4189	3	高富 (309)	高富	35	60	300
22	串本町	4190	3	高富 (310)	高富	40	60	125
23	串本町	4191	3	高富 (311)	高富	40	40	125
24	串本町	4192	3	和深 (304)	和深	50	40	560
25	串本町	4193	3	和深 (305)	和深	30	10	130
26	串本町	4194	3	和深 (306)	和深	45	60	150
27	串本町	4195	3	和深 (307)	和深	40	50	250
28	串本町	4196	3	和深 (308)	和深	50	20	360
29	串本町	4197	3	和深 (309)	和深	50	30	175
30	串本町	4198	3	和深 (310)	和深	50	20	100
31	串本町	4199	3	田子 (301)	田子	35	30	200
32	串本町	4200	3	田子 (302)	田子	40	40	230
33	串本町	4201	3	田子 (303)	田子	35	20	120
34	串本町	4202	3	江田 (301)	江田	35	30	150
35	串本町	4203	3	江田 (302)	江田	40	25	250
36	串本町	4204	3	江田 (303)	江田	50	30	130
37	串本町	4205	3	田並 (301)	田並	40	25	100
38	串本町	4206	3	田並 (302)	田並	40	30	130
39	串本町	4207	3	田並 (303)	田並	35	30	280
40	串本町	4208	3	有田 (301)	有田	50	30	100
41	串本町	4209	3	有田 (302)	有田	50	30	150
42	串本町	4210	3	有田 (303)	有田	30	30	100
43	串本町	4211	3	有田 (304)	有田	35	20	140
44	串本町	4212	3	有田 (305)	有田	35	30	110
45	串本町	4213	3	有田 (306)	有田	45	30	100
46	串本町	4214	3	有田 (307)	有田	35	30	110
47	串本町	4215	3	有田 (308)	有田	35	25	130
48	串本町	4216	3	高富 (312)	高富	35	20	125
49	串本町	4217	3	二色 (301)	二色	45	30	300
50	串本町	4218	3	二色 (302)・袋	二色	40	30	170
51	串本町	4219	3	串本 (301)	串本	40	20	110
52	串本町	4220	3	串本 (302)	串本	40	20	125
53	串本町	4221	3	串本 (303)	串本	35	30	250
54	串本町	4222	3	串本 (304)	串本	45	20	230
55	串本町	4223	3	串本 (305)	串本	40	40	250
56	串本町	4224	3	串本 (306)	串本	35	20	180
57	串本町	4225	3	出雲 (301)	出雲	35	20	150
58	串本町	4226	3	高富 (313)	高富	35	20	125
59	串本町	4349	3	上田原 (301)	上田原	35	60	300

串本町地域防災計画資料編・資料

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

No	市町村名	箇所番号	危険区分	箇所名	大字	傾斜度	高さ	延長
60	串本町	4350	3	佐部 (301)	佐部	40	90	100
61	串本町	4351	3	佐部 (302)	佐部	40	50	180
62	串本町	4352	3	佐部 (303)	佐部	40	25	100
63	串本町	4354	3	佐部 (304)	佐部	40	70	240
64	串本町	4355	3	田原 (301)	田原	40	50	100
65	串本町	4356	3	田原 (302)	田原	30	70	100
66	串本町	4357	3	田原 (303)	田原	35	25	100
67	串本町	4358	3	田原 (304)	田原	30	30	250
68	串本町	4359	3	田原 (305)	田原	40	40	380
69	串本町	4360	3	津荷 (301)	津荷	35	20	200
70	串本町	4361	3	津荷 (302)	津荷	35	40	200
71	串本町	4362	3	津荷 (303)	津荷	35	40	350
72	串本町	4363	3	津荷 (304)	津荷	35	20	250
73	串本町	4364	3	津荷 (305)	津荷	35	50	750
74	串本町	4365	3	津荷 (306)	津荷	35	50	270
75	串本町	4367	3	田原 (306)	田原	40	40	100
76	串本町	4368	3	田原 (307)	田原	35	40	200
77	串本町	4369	3	津荷 (307)	津荷	45	50	100
78	串本町	4370	3	古座 (301)	古座	45	50	170
79	串本町	4371	3	古座 (302)	古座	30	10	150
80	串本町	4372	3	古座 (303)	古座	30	30	150
81	串本町	4373	3	古座 (304)	古座	40	40	150
82	串本町	4374	3	古座 (305)	古座	40	40	300
83	串本町	4375	3	古田 (301)	古田	35	70	150
84	串本町	4376	3	西向 (301)	西向	45	30	100
85	串本町	4377	3	西向 (302)	西向	45	40	150
86	串本町	4378	3	西向 (303)	西向	35	50	450
87	串本町	4379	3	西向 (304)	西向	40	40	150
88	串本町	4380	3	西向 (305)	西向	30	40	150
89	串本町	4381	3	西向 (306)	西向	45	40	150
90	串本町	4383	3	西向 (307)	西向	35	40	200
91	串本町	4384	3	津荷 (308)	津荷	35	50	270

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 8 山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
1	407-0001	串本町	里川	宮ノ平宇井	43.82	
2	407-0002	串本町	里川		6.96	
3	407-0003	串本町	里川	曾野爪	6.06	
4	407-0004	串本町	里川		46.17	
5	407-0005	串本町	和深	中平見	15.62	
6	407-0006	串本町	和深	竹の垣内	15.46	
7	407-0007	串本町	田並上	番城田	4.78	
8	407-0008	串本町	吐生		14.41	
9	407-0009	串本町	和深	下地	7.03	
10	407-0010	串本町	和深	カンジャ谷	3.26	
11	407-0011	串本町	田子	宮の向	10.44	
12	407-0012	串本町	田子		5.96	
13	407-0013	串本町	江田		3.86	
14	407-0014	串本町	田並上	大家前	4.48	
15	407-0015	串本町	有田	入谷	10.03	
16	407-0016	串本町	有田上	尾鼻	8.05	
17	407-0017	串本町	有田上		14.48	
18	407-0018	串本町	有田	貝岡	11.87	
19	407-0019	串本町	有田	錆谷	16.32	
20	407-0020	串本町	二色	牛市	11.61	
21	407-0021	串本町	鬮野川	六正寺	5.04	
22	423-0001	串本町	上田原	高畑	12.36	
23	423-0002	串本町	佐部		3.48	
24	423-0003	串本町	中湊		7.42	
25	423-0004	串本町	古座		1.63	
26	423-0005	串本町	古田		5.97	
27	423-0006	串本町	古田	市谷	38.48	
28	423-0007	串本町	古田	女鹿谷	6.57	
29	423-0008	串本町	古田	岩瀨	12.10	
30	423-0009	串本町	西向	目津川	2.11	
31	423-0010	串本町	西向		6.50	
32	423-0011	串本町	伊串		10.85	
33	423-0012	串本町	姫		3.08	
34	423-0013	串本町	田原		22.92	
35	428-1003	串本町	田並上		15.79	
36	428-1004	串本町	串本		2.46	
37	428-1005	串本町	古田		3.48	
38	428-1007	串本町	佐部		5.44	
39	428-1008	串本町	佐部		5.23	

串本町地域防災計画資料編・資料

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
40	428-1009	串本町	佐部		7.33	
41	428-1010	串本町	佐部		28.22	
42	428-1011	串本町	佐部		8.80	
43	428-1013	串本町	佐部		5.21	
44	428-1014	串本町	佐部		1.83	
45	428-5001	串本町	里川		28.18	
46	428-5002	串本町	里川		3.31	
47	428-5003	串本町	里川		5.72	
48	428-5004	串本町	里川		20.12	
49	428-5005	串本町	里川		8.34	
50	428-5012	串本町	西向		8.76	
51	428-5013	串本町	伊串		10.04	
52	428-5014	串本町	伊串		2.93	
53	428-5015	串本町	伊串		10.35	
54	428-5018	串本町	西向		14.80	
55	428-5026	串本町	鬮野川		2.77	
56	428-5027	串本町	鬮野川		2.47	
57	428-5029	串本町	二色		4.62	
58	428-5030	串本町	二色		4.67	
59	428-5031	串本町	二色		3.02	
60	428-5034	串本町	二色		12.33	
61	428-5036	串本町	姫川		1.99	
62	428-5037	串本町	姫川		1.67	
63	428-5038	串本町	姫川		14.37	
64	428-5039	串本町	姫川		5.95	
65	428-5040	串本町	姫川		2.52	
66	428-5041	串本町	伊串		45.07	
67	428-5047	串本町	有田		4.87	
68	428-5048	串本町	有田		3.65	
69	428-5050	串本町	有田		1.44	
70	428-5051	串本町	有田		5.62	
71	428-5052	串本町	高富		8.06	
72	428-5055	串本町	高富		7.63	
73	428-5056	串本町	高富		8.15	
74	428-5057	串本町	高富		12.69	
75	428-5058	串本町	高富		12.58	
76	428-5060	串本町	高富		3.30	
77	428-5061	串本町	高富		13.99	
78	428-5065	串本町	吐生		22.72	
79	428-5066	串本町	有田上		3.05	
80	428-5067	串本町	有田上		2.59	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
81	428-5068	串本町	有田上		5.18	
82	428-5070	串本町	吐生		7.76	
83	428-5071	串本町	田並上		5.68	
84	428-5072	串本町	田並上		6.74	
85	428-5073	串本町	田並上		2.99	
86	428-5074	串本町	田並上		13.80	
87	428-5075	串本町	大家前		16.14	
88	428-5076	串本町	田並上		6.19	
89	428-5078	串本町	江田		4.02	
90	428-5086	串本町	江田		8.40	
91	428-5089	串本町	田並上		5.52	
92	428-5091	串本町	江田		5.03	
93	428-5092	串本町	江田		50.76	
94	428-5093	串本町	江田		6.44	
95	428-5094	串本町	江田		13.14	
96	428-5095	串本町	江田		11.16	
97	428-5096	串本町	江田		5.97	
98	428-5097	串本町	江田		19.35	
99	428-5101	串本町	田子		28.46	
100	428-5102	串本町	田子		17.86	
101	428-5103	串本町	田子		1.98	
102	428-5104	串本町	田子		7.16	
103	428-5105	串本町	田子		4.06	
104	428-5106	串本町	田子		7.45	
105	428-5113	串本町	和深		9.73	
106	428-5117	串本町	和深		5.15	
107	428-5118	串本町	和深		6.94	
108	428-5119	串本町	和深		3.60	
109	428-5120	串本町	和深		3.82	
110	428-5122	串本町	和深		5.18	
111	428-5123	串本町	和深		3.69	
112	428-5124	串本町	和深		10.58	
113	428-5125	串本町	田原		5.00	
114	428-5133	串本町	西向		5.97	
115	428-5134	串本町	佐部		11.81	
116	428-5136	串本町	佐部		5.97	
117	428-5137	串本町	佐部		10.39	
118	428-5138	串本町	佐部		4.50	
119	428-5144	串本町	上田原		29.67	
120	428-5145	串本町	上田原		4.74	
121	428-5146	串本町	上田原		4.07	

串本町地域防災計画資料編・資料

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
122	428-5150	串本町	吐生		21.64	
123	428-5151	串本町	吐生		19.21	
124	428-5153	串本町	吐生		6.53	
125	428-5154	串本町	田並上		18.82	
126	428-5158	串本町	佐部		14.88	
127	428-5159	串本町	佐部		66.59	
128	428-5160	串本町	佐部		9.70	
129	428-5161	串本町	里川		5.87	
130	428-5162	串本町	里川		49.88	
131	428-5163	串本町	里川		5.61	
132	428-5164	串本町	里川		6.64	
133	428-5165	串本町	里川		47.96	
134	428-5166	串本町	里川		93.95	
135	428-5167	串本町	和深		9.67	
136	428-5168	串本町	里川		7.29	
137	428-5170	串本町	和深		18.55	
138	428-5171	串本町	里川		25.11	
139	428-5172	串本町	里川		22.39	
140	428-5173	串本町	里川		34.09	
141	428-5174	串本町	里川		26.63	
142	428-5175	串本町	和深		17.85	
143	428-5176	串本町	和深		24.21	
144	428-5177	串本町	和深		8.17	
145	428-5178	串本町	和深		2.59	
146	428-5179	串本町	姫川		7.04	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 28 年度修正）

資料9 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
1	407-0001	串本町	里川		6.89	
2	407-0002	串本町	里川		1.12	
3	407-0003	串本町	里川		1.77	
4	407-0004	串本町	里川	比曾原	1.67	
5	407-0005	串本町	里川	比曾原	1.76	
6	407-0006	串本町	里川		3.00	
7	407-0007	串本町	里川		1.96	
8	407-0008	串本町	里川	鍛冶屋前	2.29	
9	407-0009	串本町	里川	アセチ宇井	0.35	
10	407-0010	串本町	里川		0.61	
11	407-0011	串本町	里川	羽根の元	1.88	
12	407-0012	串本町	里川		2.22	
13	407-0013	串本町	和深	熊谷	2.84	
14	407-0014	串本町	和深	熊谷	0.71	
15	407-0015	串本町	和深	西地	1.04	
16	407-0016	串本町	和深	和田の谷	3.52	
17	407-0017	串本町	和深	丸の本	6.94	
18	407-0018	串本町	和深	観音平	4.40	
19	407-0019	串本町	和深	左立谷	4.99	
20	407-0020	串本町	和深	新田平見	6.71	
21	407-0021	串本町	和深	カンジャ谷	1.28	
22	407-0022	串本町	和深	安倍	0.34	
23	407-0023	串本町	田子		1.15	
24	407-0024	串本町	田子	田子郷	2.29	
25	407-0025	串本町	田子	田子郷	4.87	
26	407-0026	串本町	田子	田子郷	1.25	
27	407-0027	串本町	田子	田子郷	4.93	
28	407-0028	串本町	江田	中川	0.75	
29	407-0029	串本町	江田	中川	2.15	
30	407-0030	串本町	江田	中川	3.55	
31	407-0031	串本町	江田	中川	1.41	
32	407-0033	串本町	田並上	田子田	0.63	
33	407-0034	串本町	田並上	田子田	0.47	
34	407-0035	串本町	田並上	下松	0.92	
35	407-0036	串本町	田並上		1.79	
36	407-0037	串本町	田並上	小川	0.56	
37	407-0038	串本町	田並上		0.28	
38	407-0039	串本町	田並上	上の山	1.26	
39	407-0040	串本町	田並上	大川谷	0.23	

串本町地域防災計画資料編・資料

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
40	407-0041	串本町	田並上		0.95	
41	407-0042	串本町	田並上	宮の地	2.31	
42	407-0043	串本町	田並上	宮の地	0.29	
43	407-0044	串本町	田並上	宮の地	1.06	
44	407-0045	串本町	田並	大家崩	1.75	
45	407-0046	串本町	田並	芋谷	1.19	
46	407-0047	串本町	田並	後路	1.30	
47	407-0048	串本町	田並上	山崎	1.74	
48	407-0049	串本町	有田	西地	0.97	
49	407-0050	串本町	有田上		0.34	
50	407-0051	串本町	有田	貝岡	0.55	
51	407-0052	串本町	有田	貝岡	0.78	
52	407-0053	串本町	有田	錆浦	0.65	
53	407-0054	串本町	吐生		0.97	
54	407-0055	串本町	吐生		1.37	
55	407-0056	串本町	吐生		0.47	
56	407-0057	串本町	吐生		0.81	
57	407-0058	串本町	吐生		3.42	
58	407-0059	串本町	吐生		1.83	
59	407-0060	串本町	高富		1.38	
60	407-0061	串本町	高富	横石垣	1.01	
61	407-0062	串本町	高富		0.85	
62	407-0063	串本町	高富		0.61	
63	407-0064	串本町	高富	二都	1.09	
64	407-0065	串本町	高富	中山	1.12	
65	407-0066	串本町	二色	宮ノ谷	0.88	
66	407-0068	串本町	二色	大乘郷	0.97	
67	407-0069	串本町	鬮野川	大乘	2.06	
68	407-0070	串本町	鬮野川	橋杭	1.54	
69	407-0071	串本町	鬮野川	橋杭	0.81	
70	407-0072	串本町	大島	田代	2.17	
71	407-0073	串本町	大島	田代	2.40	
72	407-0074	串本町	大島	田代	2.38	
73	407-0075	串本町	檜野	尾崎	0.54	
74	423-0001	串本町	上田原	高畑	1.18	
75	423-0002	串本町	上田原		1.88	
76	423-0003	串本町	上田原		3.92	
77	423-0004	串本町	上田原	柱松	2.77	
78	423-0005	串本町	上田原	和田地	1.09	
79	423-0006	串本町	上田原	和田地	3.49	
80	423-0007	串本町	上田原	佐部の口	1.07	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
81	423-0008	串本町	佐部	佐部の口	0.78	
82	423-0009	串本町	佐部	向の宇井	0.98	
83	423-0010	串本町	佐部		0.58	
84	423-0011	串本町	佐部	根木地	2.84	
85	423-0013	串本町	津荷		2.21	
86	423-0014	串本町	津荷	うえの前	2.09	
87	423-0015	串本町	中湊	和田	2.85	
88	423-0017	串本町	田原	荒船	0.52	
89	423-0018	串本町	津荷	地下	0.35	
90	423-0019	串本町	西向	丸山	2.04	
91	423-0020	串本町	古田	石谷	4.01	
92	423-0021	串本町	西向	上ヶ地	1.36	
93	423-0022	串本町	神野川	南の裕	2.48	
94	423-0023	串本町	伊串	上地	1.07	
95	423-0024	串本町	姫川	栗山	0.95	
96	423-0025	串本町	姫		0.40	
97	423-0028	串本町	田原	坊	0.73	
98	428-0003	串本町	姫川		0.41	
99	428-0004	串本町	中湊		1.12	
100	428-0005	串本町	古座		0.32	
101	428-0006	串本町	田原	荒船	1.35	
102	428-0007	串本町	上田原		1.50	
103	428-0008	串本町	上田原		3.00	
104	428-0009	串本町	佐部		1.64	
105	428-0010	串本町	佐部		0.24	
106	428-0011	串本町	佐部		1.65	
107	428-0013	串本町	西向	上地	0.69	
108	428-1001	串本町	里川		5.69	
109	428-1002	串本町	和深	小河口	5.15	
110	428-1003	串本町	和深		9.84	
111	428-1004	串本町	和深	小河口	0.55	
112	428-1005	串本町	田並上		0.74	
113	428-1006	串本町	大島	田代	3.34	
114	428-1007	串本町	大島	田代	0.56	
115	428-1008	串本町	大島	田代	2.04	
116	428-1009	串本町	大島	田代	1.98	
117	428-1011	串本町	高富		1.70	
118	428-5001	串本町	田子		0.47	
119	428-5002	串本町	江田		0.15	
120	428-5003	串本町	田並		0.11	
121	428-5004	串本町	田並		0.10	

串本町地域防災計画資料編・資料

番号	地区番号	市町村	大 字	字	面積 (ha)	備 考
122	428-5005	串本町	有田上		0.12	
123	428-5006	串本町	有田	入谷	0.93	
124	428-5007	串本町	高富		0.40	
125	428-5008	串本町	二色		0.34	
126	428-5009	串本町	二色	向袋	0.30	
127	428-5010	串本町	二色	向袋	0.31	
128	428-5011	串本町	鬮野川		0.28	
129	428-5012	串本町	鬮野川		0.85	
130	428-5013	串本町	鬮野川	橋杭	0.27	
131	428-5014	串本町	大島		1.58	
132	428-5015	串本町	大島	田代	1.20	
133	428-5016	串本町	大島	田代	0.41	
134	428-5017	串本町	大島	田代	0.39	
135	428-5018	串本町	姫川		0.20	
136	428-5019	串本町	伊串		0.77	
137	428-5020	串本町	神野川		0.44	
138	428-5021	串本町	古田	真土	0.43	
139	428-5022	串本町	佐部	佐部の口	0.26	
140	428-5023	串本町	和深	小河口	0.30	
141	428-5024	串本町	和深	小河口	2.51	
142	428-5025	串本町	檜野	浜	0.15	
143	428-5026	串本町	鬮野川		0.70	
144	428-5027	串本町	鬮野川		0.32	
145	428-5028	串本町	鬮野川	大乘郷	0.50	
146	428-5029	串本町	二色		0.31	
147	428-5030	串本町	二色		0.35	
148	428-5031	串本町	高富		0.55	
149	428-5032	串本町	江田		0.16	
150	428-5033	串本町	江田		0.14	
151	428-5034	串本町	田子		0.34	
152	428-5035	串本町	和深	安指	0.34	
153	428-5036	串本町	田並上		0.33	
154	428-5037	串本町	田並上		0.73	
155	428-5038	串本町	和深	小河口	0.41	
156	428-5039	串本町	和深	小河口	0.56	
157	428-5040	串本町	西向		0.44	
158	428-5041	串本町	古座		0.13	
159	428-5042	串本町	古座		0.38	
160	428-5043	串本町	中湊		0.31	
161	428-5044	串本町	中湊		0.76	
162	428-5045	串本町	古田	真土	0.22	

番号	地区番号	市町村	大 字	字	面積 (ha)	備 考
163	428-5046	串本町	古田	真土	0.33	
164	428-5047	串本町	上田原		0.08	
165	428-5048	串本町	上田原		0.14	
166	428-5049	串本町	上田原		0.15	
167	428-5050	串本町	上田原		0.64	
168	428-5051	串本町	田原		0.17	
169	428-5052	串本町	大島	田代	0.06	
170	428-5053	串本町	大島	田代	0.07	
171	428-5054	串本町	大島	田代	0.11	
172	428-5057	串本町	檜野	浜	0.99	
173	428-5058	串本町	檜野	浜	0.07	
174	428-5059	串本町	檜野		0.13	
175	428-5060	串本町	檜野		0.08	
176	428-5061	串本町	檜野	浜	0.05	
177	428-5062	串本町	檜野	浜	0.16	
178	428-5063	串本町	檜野	浜	0.03	
179	428-5064	串本町	檜野	浜	0.06	
180	428-5065	串本町	檜野	浜	0.12	
181	428-5066	串本町	檜野	浜	0.29	
182	428-5067	串本町	檜野	浜	0.21	
183	428-5069	串本町	檜野	浜	0.04	
184	428-5072	串本町	檜野	浜	0.11	
185	428-5073	串本町	鬮野川	大乘郷	0.16	
186	428-5074	串本町	鬮野川	大乘郷	0.15	
187	428-5075	串本町	鬮野川	大乘郷	0.09	
188	428-5076	串本町	鬮野川	大乘郷	0.12	
189	428-5077	串本町	鬮野川	大乘郷	0.08	
190	428-5078	串本町	鬮野川	大乘郷	0.11	
191	428-5079	串本町	鬮野川	大乘郷	0.02	
192	428-5080	串本町	鬮野川	大乘郷	0.03	
193	428-5081	串本町	二色		0.11	
194	428-5082	串本町	二色	向袋	0.05	
195	428-5083	串本町	二色	向袋	0.02	
196	428-5084	串本町	二色	向袋	0.03	
197	428-5085	串本町	二色	向袋	0.06	
198	428-5086	串本町	高富		0.06	
199	428-5087	串本町	高富		0.10	
200	428-5088	串本町	高富		0.12	
201	428-5089	串本町	高富		0.31	
202	428-5090	串本町	高富		0.08	
203	428-5091	串本町	高富		0.35	

串本町地域防災計画資料編・資料

番号	地区番号	市町村	大 字	字	面積 (ha)	備 考
204	428-5092	串本町	高富		0.34	
205	428-5093	串本町	高富		0.09	
206	428-5094	串本町	高富		0.11	
207	428-5095	串本町	高富		0.20	
208	428-5096	串本町	高富		0.14	
209	428-5097	串本町	高富		0.53	
210	428-5098	串本町	高富		0.07	
211	428-5099	串本町	高富		0.09	
212	428-5100	串本町	高富		0.22	
213	428-5101	串本町	吐生		0.11	
214	428-5102	串本町	有田上		0.48	
215	428-5103	串本町	有田上		0.10	
216	428-5104	串本町	有田上		0.06	
217	428-5105	串本町	田並上		0.38	
218	428-5106	串本町	田並上		0.46	
219	428-5107	串本町	田並上		0.44	
220	428-5108	串本町	田並上		0.24	
221	428-5109	串本町	田並		0.21	
222	428-5110	串本町	江田		0.07	
223	428-5112	串本町	江田		0.20	
224	428-5113	串本町	江田		0.58	
225	428-5114	串本町	江田		0.28	
226	428-5115	串本町	田子	中平見	0.08	
227	428-5117	串本町	田子	中平見	0.18	
228	428-5118	串本町	田子	中平見	0.21	
229	428-5119	串本町	田子		0.15	
230	428-5120	串本町	田子	中平見	0.24	
231	428-5121	串本町	田子		0.24	
232	428-5122	串本町	田子		0.06	
233	428-5123	串本町	田子		0.20	
234	428-5124	串本町	田子		0.34	
235	428-5125	串本町	田子		0.11	
236	428-5126	串本町	田子	元峰平見	0.39	
237	428-5127	串本町	田子	元峰平見	0.28	
238	428-5129	串本町	田子	元峰平見	0.12	
239	428-5130	串本町	田子	元峰平見	0.09	
240	428-5131	串本町	和深	赤瀬	0.56	
241	428-5132	串本町	和深	赤瀬	0.24	
242	428-5133	串本町	和深	赤瀬	0.21	
243	428-5134	串本町	和深	赤瀬	0.25	
244	428-5135	串本町	和深	赤瀬	0.12	

番号	地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)	備考
245	428-5136	串本町	和深	赤瀬	0.22	
246	428-5137	串本町	和深	九九平見	0.12	
247	428-5138	串本町	和深	九九平見	0.04	
248	428-5139	串本町	和深	安指	0.02	
249	428-5140	串本町	和深	安指	0.03	
250	428-5141	串本町	和深	新田平見	0.15	
251	428-5142	串本町	和深	新田平見	0.08	
252	428-5143	串本町	和深	小河口	0.26	
253	428-5144	串本町	和深		0.05	
254	428-5145	串本町	和深		0.78	
255	428-5146	串本町	和深	西地	0.12	
256	428-5147	串本町	和深	熊谷	0.07	
257	428-5148	串本町	和深	熊谷	0.05	
258	428-5149	串本町	和深	熊谷	0.06	
259	428-5150	串本町	和深	熊谷	0.17	
260	428-5151	串本町	和深	熊谷	0.04	
261	428-5152	串本町	和深	雨島	0.22	
262	428-5153	串本町	和深	雨島	0.28	
263	428-5155	串本町	古田	真土	0.19	
264	428-5156	串本町	古田	真土	0.25	
265	428-5157	串本町	西向		0.46	
266	428-5158	串本町	西向		0.04	
267	428-5159	串本町	西向		0.24	
268	428-5160	串本町	西向		0.22	
269	428-5161	串本町	神野川		0.22	
270	428-5162	串本町	西向		0.09	
271	428-5163	串本町	西向		0.55	
272	428-5164	串本町	神野川		0.56	
273	428-5165	串本町	神野川		0.06	
274	428-5166	串本町	神野川		0.10	
275	428-5168	串本町	伊串		0.30	
276	428-5169	串本町	伊串		1.25	
277	428-5170	串本町	姫		0.28	
278	428-5171	串本町	姫		0.33	
279	428-5172	串本町	姫		0.23	
280	428-5174	串本町	鬮野川		0.14	
281	428-5175	串本町	鬮野川		0.12	
282	428-5176	串本町	鬮野川		0.14	
283	428-5177	串本町	鬮野川		0.08	
284	428-5178	串本町	鬮野川		0.31	
285	428-5179	串本町	鬮野川		0.03	

串本町地域防災計画資料編・資料

番号	地区番号	市町村	大 字	字	面積 (ha)	備 考
286	428-5180	串本町	鬮野川		0.10	
287	428-5181	串本町	鬮野川		0.09	
288	428-5182	串本町	鬮野川		0.08	
289	428-5183	串本町	鬮野川		0.34	
290	428-5184	串本町	佐部		0.42	
291	428-5185	串本町	佐部		0.10	
292	428-5186	串本町	佐部		0.08	
293	428-5187	串本町	上田原		0.16	
294	428-5188	串本町	上田原		0.30	
295	428-5189	串本町	田原	高浜	0.57	
296	428-5190	串本町	田原	荒船	0.13	
297	428-5191	串本町	田原	高浜	0.19	
298	428-5192	串本町	田原	荒船	0.36	
299	428-5193	串本町	田原	荒船	0.31	
300	428-5194	串本町	姫川		0.04	
301	428-5195	串本町	姫川		0.12	
302	428-5196	串本町	姫川		0.17	
303	428-5197	串本町	姫川		0.14	
304	428-5199	串本町	高富		0.14	
305	428-5200	串本町	高富		0.09	
306	428-5201	串本町	高富		0.25	
307	428-5202	串本町	二色		0.11	
308	428-5203	串本町	高富		0.04	
309	428-5204	串本町	高富		0.52	
310	428-5205	串本町	有田上		1.56	
311	428-5206	串本町	有田上		0.26	
312	428-5207	串本町	田並上		0.26	
313	428-5208	串本町	伊串		0.05	
314	428-5209	串本町	古座		0.04	
315	428-5210	串本町	古座		0.09	
316	428-5211	串本町	古座		0.07	
317	428-5212	串本町	里川		0.02	
318	428-5213	串本町	里川		0.08	
319	428-5214	串本町	里川		0.35	
320	428-5215	串本町	里川		0.10	
321	428-5126	串本町	里川		0.12	
322	428-5127	串本町	里川	比曾原	1.10	
323	428-5218	串本町	有田	貝岡	0.03	
324	428-5220	串本町	有田		0.54	
325	428-5221	串本町	有田		0.15	
326	428-5222	串本町	有田	鏑浦	0.13	

番号	地区番号	市町村	大 字	字	面積 (ha)	備 考
327	428-5223	串本町	有田	鏑浦	0.03	
328	428-5224	串本町	有田	鏑浦	0.11	
329	428-5226	串本町	有田	鏑浦	0.19	
330	428-5227	串本町	有田	鏑浦	0.07	
331	428-5228	串本町	有田	鏑浦	0.08	
332	428-5229	串本町	有田	鏑浦	0.27	
333	428-5230	串本町	高富	東雨	0.18	
334	428-5231	串本町	高富	東雨	0.06	
335	428-5232	串本町	高富	東雨	0.75	
336	428-5233	串本町	高富	東雨	0.56	
337	428-5234	串本町	高富	東雨	0.19	
338	428-5235	串本町	高富	東雨	0.04	
339	428-5236	串本町	高富	東雨	0.07	
340	428-5237	串本町	高富	東雨	0.10	
341	428-5238	串本町	高富	東雨	0.14	
342	428-5239	串本町	高富	東雨	0.12	
343	428-5240	串本町	高富	東雨	0.63	
344	428-5241	串本町	高富		0.19	
345	428-5242	串本町	有田	入谷	0.26	
346	428-5243	串本町	有田	入谷	0.63	
347	428-5244	串本町	中湊		0.64	
348	428-5245	串本町	鬮野川	橋杭	0.03	
349	428-5246	串本町	鬮野川	橋杭	0.02	
350	428-5248	串本町	姫川		0.22	
351	428-5249	串本町	鬮野川		0.12	
352	428-5250	串本町	鬮野川		0.12	
353	428-5251	串本町	高富		0.16	
354	428-5252	串本町	高富		0.18	
355	428-5253	串本町	高富		0.18	
356	428-5254	串本町	有田		0.16	
357	428-5255	串本町	有田		0.05	
358	428-5256	串本町	吐生		0.16	
359	428-5257	串本町	吐生		0.27	
360	428-5258	串本町	吐生		0.08	
361	428-5259	串本町	有田		0.16	
362	428-5260	串本町	有田上		0.19	
363	428-5261	串本町	有田上		0.53	
364	428-5262	串本町	田並上		0.18	
365	428-5263	串本町	田並上		0.09	
366	428-5264	串本町	吐生		0.12	
367	428-5265	串本町	伊串		0.04	

番号	地区番号	市町村	大 字	字	面積 (ha)	備 考
368	428-5267	串本町	西向		0.05	
369	428-5268	串本町	和深	安指	0.35	
370	428-5270	串本町	和深	新田平見	0.14	
371	428-5271	串本町	和深	新田平見	0.11	
372	428-5272	串本町	津荷		0.10	
373	428-5273	串本町	津荷		0.02	
374	428-5274	串本町	津荷		0.67	
375	428-5275	串本町	津荷		0.15	
376	428-5276	串本町	古座		1.11	
377	428-5277	串本町	上野山		0.46	
378	428-5278	串本町	上野山		0.12	
379	428-5279	串本町	上野山		0.17	
380	428-5281	串本町	田原		0.09	
381	428-5282	串本町	田原		0.41	
382	428-5283	串本町	田原		0.07	
383	428-5284	串本町	伊串		0.58	
384	428-5285	串本町	古田		0.09	
385	428-5286	串本町	西向	岩渕	0.16	
386	428-5287	串本町	田原		0.85	
387	428-5288	串本町	上田原		2.99	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 28 年度修正）

資料 10 地すべり危険箇所一覧表

市町村コード	市町村	箇所番号	箇所名	大 字	指定年月日	公示番号
407	串本町	381	宮地	田並上		
407	串本町	382	橋杭	鬮野川		
407	串本町	485	比曾原	里川		

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 11 土砂災害警戒区域一覧表

急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合 計
162	77	3	242

注) 現在は特別警戒区域の指定は無い

出典：和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課資料（平成 29 年 1 月 24 日現在）

資料 12 海岸重要水防箇所一覧表

(国土交通省水管理・国土保全局所管)

名 称	重要水防箇所所在地	延長 (m)	県所管部署	備 考	
14	田並	東牟婁郡串本町田並	470	港湾整備課	事業 (事業)
15	大久保生片江	東牟婁郡串本町串本	500	港湾整備課	越波
16	出雲	東牟婁郡串本町出雲	930	港湾整備課	越波
17	鬮野川	東牟婁郡串本町大水崎	3,310	港湾整備課	越波
18	西向	東牟婁郡串本町西向	410	港湾整備課	越波 (H18)
19	古座	東牟婁郡串本町古座	400	港湾整備課	越波

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 28 年度修正）

(国土交通省港湾局所管)

名 称	重要水防箇所所在地	延長 (m)	県所管部署	備 考	
21	串本二色	東牟婁郡串本町串本	500	港湾整備課	越波
22	西向	東牟婁郡串本町西向	250	港湾整備課	越波 (H17)
23	古座	東牟婁郡串本町古座	200	港湾整備課	越波

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

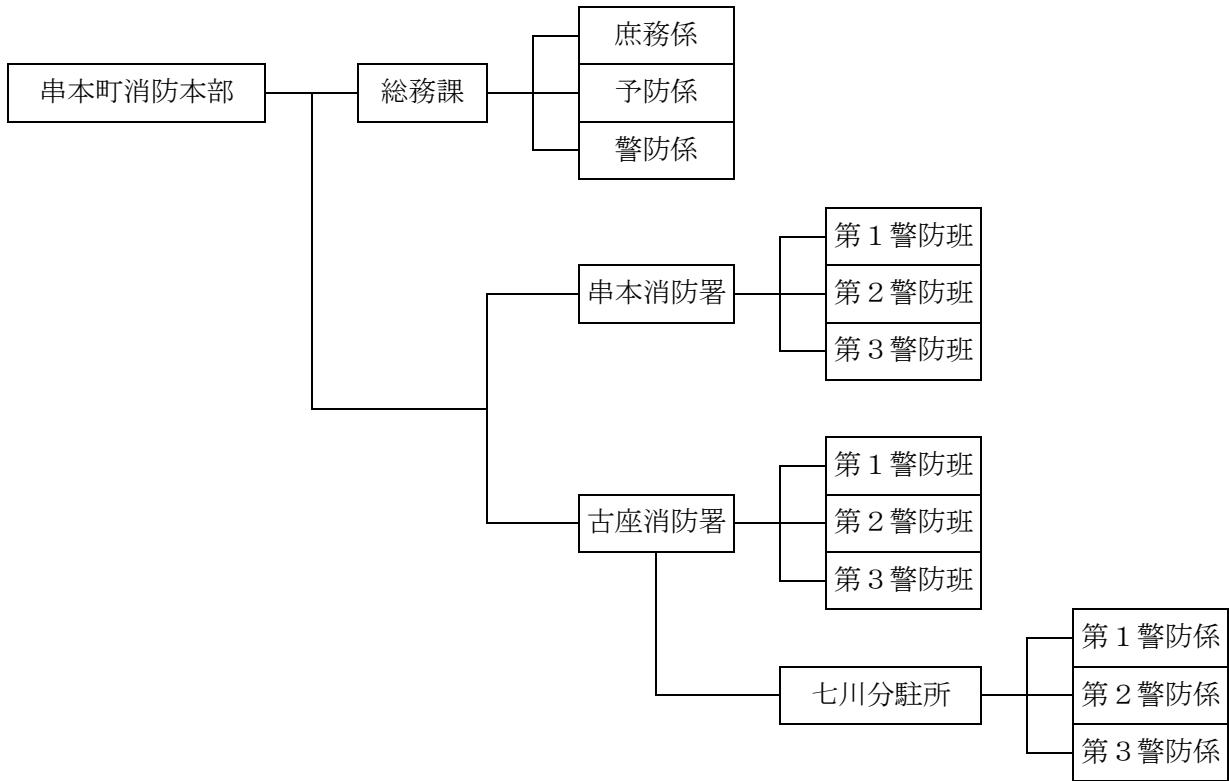
(農林水産省所管)

海岸名	所在地	延長 (m)	県所管部署	備 考	
39	安指	東牟婁郡串本町和深	150	港湾整備課	漁 港
40	出雲	東牟婁郡串本町出雲	395	港湾整備課	漁 港
41	串本	東牟婁郡串本町串本	270	港湾整備課	漁 港
42	檜野	東牟婁郡串本町檜野	250	港湾整備課	漁 港
43	須江	東牟婁郡串本町須江	360	港湾整備課	漁 港
44	姫	東牟婁郡串本町姫	655	港湾整備課	漁 港
45	伊串	東牟婁郡串本町伊串	788	港湾整備課	漁 港
46	津荷	東牟婁郡串本町津荷	530	港湾整備課	漁 港
47	下田原	東牟婁郡串本町田原	1,053	港湾整備課	漁 港

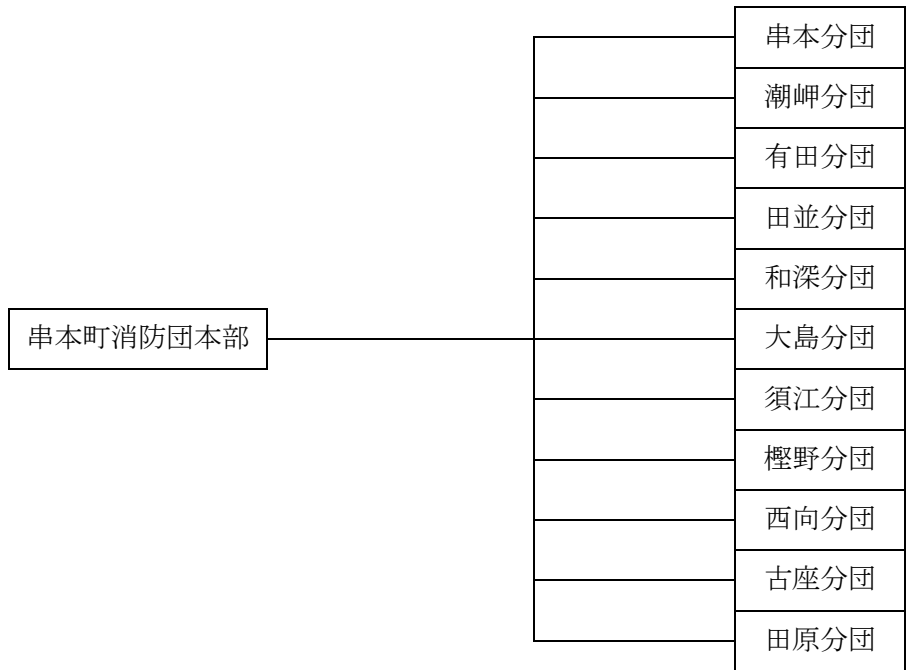
出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 13 串本町の消防組織

串本町消防本部及び消防署



串本町消防団



(串本町消防本部調べ)

資料 14 消防署保有車両一覧表

所属	番号	車種	車名	形式	定員	重量	総重量	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	排気 量 (cc)	登録番号	登録 年月日
串 本 消 防 署	1	救急車1	トヨタ	CBF-TRH226S	7	2840	3225	565	189	259	2690	和歌山800 さ8267	H23. 2. 14
	2	ポンプ車	日野	TKG-XZU685M	5	6010	6885	577	192	294	4000	和歌山830 そ35	H27. 1. 9
	3	タンク車	日野	BDG-FD7JEW	6	5960	7490	655	228	281	6400	和歌山800 さ8004	H22. 5. 20
	4	指令車	ホンダ	DBA-RG2	8	1640	2080	469	169	198	1990	和歌山800 さ6028	H18. 10. 30
	5	積載車1	三菱	GBD-U62T	2	810	1270	339	147	196	650	和歌山880 あ730	H22. 3. 16
	6	救助車	三菱	KK-FK61HGX	6	9710	10040	747	230	303	8200	和歌山800 は177	H13. 9. 27
	7	広報車	三菱	GBD-U62V	4	950	1410	339	147	198	650	和歌山880 あ626	H21. 9. 14
	8	積載車2	ニッサン	TC-SH4F23	3	1670	1835	473	169	215	1990	和歌山800 さ3697	H15. 10. 9
	9	救急車2	トヨタ	TC-VCH38S	7	2640	3025	563	180	251	3370	和歌山800 さ5333	H17. 11. 29
古 座 消 防 署	10	指令車	三菱	HBD-PS17V	4	900	1360	339	147	197	650	和歌山880 あ1783	H28. 11. 21
	11	救急車	トヨタ	CBF-TRH226S	7	2790	3175	567	189	256	2690	和歌山830 せ9640	H22. 3. 19
	12	ポンプ車	日野	KK-XZU371M	5	4460	4735	559	189	269	4890	和歌山800 さ1643	H13. 2. 13
	13	救助車	日野	KC-FD1JGBA	6	7610	7940	742	228	306	7960	和歌山88 す7152	H11. 2. 25
	14	積載車	三菱	GD-U62T	2	770	1230	339	147	199	650	和歌山80 あ2128	H13. 12. 25
	15	救急車	トヨタ	CBF-TRH226S	8	2810	3250	567	188	255	2690	和歌山831 ほ119	H19. 3. 15
	16	ポンプ車	日野	BDG-XZU378M	5	4970	5445	572	189	267	4000	和歌山830 さ7111	H19. 11. 19
	17	広報車	三菱	GBD-U62V	4	970	1430	339	147	197	650	和歌山880 あ1346	H26. 2. 6

※番号 15、16、17 については七川分駐署

(串本町消防本部調べ)

資料 15 消防団保有ポンプ車及び小型ポンプ台数一覧表

No	名 称	所 在 地	普通消防 ポンプ車数	小型動力 ポンプ数	小型動力 ポンプ積載車数	備考
1	串本分団第1部第2部	串本2301	2	1		
2	第3部	二色385		1	1	
3	第4部	鬮野川1597-1		1	1	
4	第5部	出雲無番地		1	1	
5	潮岬分団	潮岬3380-165	1	2	1	
6	有田分団	江郷283-5	1	1	1	
7	田並分団	田並1067-7	1	2	1	
8	和深分団	和深880-1	1	1		
9	安指器具置場	和深2720-2		1	1	
10	大島分団	大島1572-1	1	2	1	
11	須江分団	須江135-1		2	1	
12	峰地器具置場	須江		1	1	
13	檜野分団	檜野562-1		2	2	
14	檜野器具置場	檜野		1		
15	西向分団第1部	西向745-1		1	1	
16	第2部	西向423-4		1	1	
17	第3部	古田187-1		1	1	
18	第4部	西向241-8	1			
19	第5部	伊串264-2		1	1	
20	第6部	姫703-2		1	1	
21	古座分団第1部	中湊160	1			
22	第2部	古座181		1	1	
23	第3部	上野山		1	1	
24	第5部	古座274-2		1	1	
25	第6部	津荷116		1	1	
26	田原分団第1部	田原243	1			
27	第2部	上田原866-1		1	1	
28	第3部	佐部293-3		1	1	

* 古座分団第4部は欠番

(串本町消防本部調べ)

資料 16 消防水利一覧表

平成 29 年 1 月 1 日現在

地区名	防火水槽	消火栓	ため池	プール
串 本	9	120		3
橋 杭	0	10	1	
袋	0	4		
二 色	0	10	1	
高 富	1	8	1	
潮 岬	20	52		1
出 雲	4	10		
権 現	5	16		
有 田	1	25	1	1
田 並	2	26	1	1
江 田	0	4		
田 子	1	8		
安 指	5	10		
和 深	10	33		1
大 島	1	17		1
須 江	7	11		
檜 野	9	11	1	1
姫 川	1	0		
姫	4	17		
伊 串	0	15		
目津大浦	2	13		
神 野 川	1	8	1	1
原 町	2	9		
上 げ 地	2	4		
住 吉	0	16		
岩 淵	1	20	1	
古 田	3	11		
中 湊	1	18		
古 座	1	25		
上 野 山	1	9		
津 荷	1	14		
田 原	2	41		
上 田 原	3	14		
佐 部	4	11		
合 計	104	620	8	10

(串本町消防本部調べ)

資料 17 消防相互応援協定等の締結状況

(消防関係)

協定名	締結年月日	協定機関	内 容
串本町、すさみ町、古座川町、古座町消防相互応援に関する協定	S41. 2. 23	串本町、すさみ町、古座川町、古座町	水火災、地震等の災害
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	H8. 2. 22	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	各種災害、救急搬送等
高野小森川トンネルの非常通報装置等の通報等に関する協定	H17. 4. 1	那智勝浦町、古座川町、串本町	トンネル内の非常通報等
船舶消防等に関する業務協定	H17. 8. 26	串本海上保安署、串本町消防本部	船舶火災
和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続に関する協定	H18. 3. 31	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀美野町、高野町、有田川町、白浜町、串本町、那智勝浦町、太地町、北山村、那賀郡消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	自動車電話・携帯電話からの 119 番通報接続
医師等による救急活動の実施に関する協定書	H25. 8. 1	南和歌山医療センター、串本町	救急
和歌山県下消防広域相互応援協定	H26. 6. 1	県内全市町村、県内全消防組合	各種災害
紀南消防相互応援協定	H26. 7. 24	田辺市、白浜町、串本町、那智勝浦町、新宮市、熊野市	地震、風水害、火災、救急、救助、その他災害

(その他協定)

協定名	締結年月日	協定機関
災害時における串本町と串本町内郵便局との相互協定に関する覚書	H12. 8. 1	郵便事業会社 串本支店
災害時における串本町と串本町内郵便局との相互協定に関する覚書	H12. 8. 1	郵便局会社 串本郵便局及び町内郵便局
町民生活に係る情報提供に関する覚書	H13. 5. 11	郵便事業会社串本支店
町民生活に係る情報提供に関する覚書	H13. 5. 11	郵便局会社 串本郵便局及び町内郵便局
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	H16. 4. 13	和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会による協定
災害時、串本町の水道施設の円滑かつ早期復旧を図る協定	H18. 6. 2	串本町水道組合
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H18. 7. 26	和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会による協定
災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の引渡しに関する協定書	H18. 8. 14	農林水産省と和歌山県による協定
水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	H19. 1. 1	日本水道協会和歌山県支部事務局
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H19. 6. 6	紀南農業協同組合
大災害時における本州四端会議の相互援助に関する協定	H21. 1. 23	青森県大間町・岩手県宮古市 山口県下関市
災害時に避難場所等での必要とするLPガスを提供する協定	H22. 3. 8	和歌山県エルピーガス協会 南紀支部
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H22. 8. 26	みくまの農業協同組合
災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 2. 15	国土交通省近畿地方整備局
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	H25. 11. 22	和歌山県と一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会
大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定書	H26. 1. 20	一般社団法人和歌山県清掃連合会
災害発生時における輸送業務等の協力に関する協定	H26. 9. 8	公益社団法人和歌山県トラック協会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27. 1. 30	公益社団法人日本建築家協会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27. 1. 30	一般社団法人和歌山県建築士会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27. 1. 30	一般社団法人和歌山県建築士事務所協会
災害時における応急応援対策等のための「道の駅」防災利用に関する基本協定	H27. 11. 17	和歌山県、国土交通省近畿地方整備局
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H28. 1. 22	一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会
災害時におけるヘリコプターによる応援に関する協定	H28. 4. 12	特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成28年度修正）、町資料

資料 18 町内橋梁現況一覧表

(旧串本町区域)

番号	橋 梁 名	永 久 橋		非 永 久 橋				合 計		摘 要	路 線 名	
				木 橋		石橋・混合橋					路線 番号	名 称
		延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積			
1	矢ノ熊橋	2.5	7.0					2.5	7.0		1	矢ノ熊4号線
2	矢ノ熊橋2号線	2.4	8.9					2.4	8.9		15	御墓通線
3	矢ノ熊橋3号線	2.0	3.6					2.0	3.6		20	奥ノ谷線
4	築地浜橋	8.5	38.3					8.5	38.3		26	埋立A線
5	宮川2号橋	6.0	42.0					6.0	42.0		32	東海岸線
6	中之橋	4.5	13.0					4.5	13.0	+1.5	42	公方通5号線
7	鴨白橋	5.1	20.1					5.1	20.1	+1.2	45	幸通1号線
8	末吉橋	3.9	9.7					3.9	9.7	+1.5	46	幸通2号線
9	宮川橋	3.6	15.5					3.6	15.5		47	幸通3号線
10	北地橋	3.7	8.4					3.7	8.4	+1.0	81	上野道線
11	大乘橋	4.6	21.2					4.6	21.2		141	大乘郷線
12	谷川橋	2.8	7.3					2.8	7.3		149	橋杭圃野川線
13	寺ノ元橋	12.9	33.5					12.9	33.5		149	橋杭圃野川線
14	滝の谷橋	2.9	7.1					2.9	7.1		150	滝の谷線
15	汐入橋	24.4	73.2					24.4	73.2		151	二色圃野川線
16	汐入上橋	5.7	16.8					5.7	16.8		151	二色圃野川線
17	五輪橋	15.0	68.3					15.0	68.3		151	二色圃野川線
18	八幡橋	15.4	39.3					15.4	39.3		151	二色圃野川線
19	滝畑橋	10.6	32.9					10.6	32.9		151	二色圃野川線
20	碓之元橋	12.2	36.6					12.2	36.6		151	二色圃野川線
21	高旗谷橋	5.3	46.1					5.3	46.1		154	二色線
22	浦木橋	19.0	60.8					19.0	60.8		154	二色線
23	本郷橋	28.2	115.6					28.2	115.6		156	二色地下線
24	串ノ元橋	11.8	23.6					11.8	23.6		157	高富線
25	寺前橋	10.8	28.1					10.8	28.1		157	高富線
26	蔵尻橋	12.1	49.6					12.1	49.6		160	一雨線
27	山の神橋	9.5	39.0					9.5	39.0		160	一雨線
28	釜郷原橋	2.4	9.4					2.4	9.4		161	釜郷原線
29	高富橋	8.4	39.1					8.4	39.1		162	高富浜通線
30	東雨橋	6.5	16.3					6.5	16.3		163	東雨線
31	新宇井橋			7.5	12.0			7.5	12.0		178	新宇井線
32	須賀谷橋	3.7	9.3					3.7	9.3		254	出雲権現線
33	白野橋	9.0	36.9					9.0	36.9		327	白野線
34	浜須賀橋	4.9	48.0					4.9	48.0		328	浜須賀線
35	須江崎橋	21.4	85.6					21.4	85.6		373	白野須江崎線

(単位 延長：m 面積：m²)

番号	橋梁名	永久橋		非永久橋				合計		摘要	路線名	
				木橋		石橋・混合橋					路線番号	名称
		延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積			
36	貝岡橋	3.5	8.1					3.5	8.1		402	貝岡谷2号線
37	江郷橋	20.0	58.0					20.0	58.0		408	有田本線
38	寺前橋	9.5	39.8					9.5	39.8		418	有田吐生線
39	院陀羅橋	25.2	88.2					25.2	88.2		418	有田吐生線
40	西ノ前橋	16.2	48.6					16.2	48.6		418	有田吐生線
41	尾鼻橋	11.2	33.6					11.2	33.6		418	有田吐生線
42	浅田橋	12.1	36.3					12.1	36.3		418	有田吐生線
43	引田橋	12.4	41.5					12.4	41.5	+4.3	418	有田吐生線
44	串崎橋	10.1	33.3					10.1	33.3		418	有田吐生線
45	大山橋	6.1	14.9					6.1	14.9		419	駅前大山線
46	岡田前橋	13.8	41.4					13.8	41.4		423	尾鼻岡田前線
47	薬師橋	14.6	46.7					14.6	46.7		424	西地和田地線
48	有田橋	35.8	150.4					35.8	150.4		430	有田浜通線
49	前地橋	19.9	67.1					19.9	67.1		476	田並三尾川線
50	常水川橋	18.0	55.8					18.0	55.8		476	田並三尾川線
51	宮前橋	18.5	64.8					18.5	64.8		476	田並三尾川線
52	庚甲橋	25.0	102.5					25.0	102.5		476	田並三尾川線
53	田子田橋	4.9	14.7					4.9	14.7		476	田並三尾川線
54	天神橋	17.9	25.1					17.9	25.1		515	天神4号線
55	荒計下橋	12.8	33.2					12.8	33.2		524	梶木線
56	荒計橋	12.5	37.5					12.5	37.5		525	荒木線
57	入谷橋	5.9	23.6					5.9	23.6		529	田並有田線
58	田並橋	31.6	158.0					31.6	158.0		529	田並有田線
59	新田並橋	20.5	113.3					20.5	113.3	+0.5	531	田並駅前線
60	熊谷橋	6.0	18.0					6.0	18.0		563	熊谷口熊谷郷線
61	真浦橋	4.2	14.3					4.2	14.3		569	真浦口下地線
62	下地橋	13.1	39.3					13.1	39.3		569	真浦口下地線
63	観音橋	14.0	39.2					14.0	39.2		571	鹿渕根線
64	宮平橋	8.5	34.4					8.5	34.4		572	里川口里川郷線
65	古川橋	5.4	21.6					5.4	21.6		572	里川口里川郷線
66	細細橋	14.5	58.0					14.5	58.0		572	里川口里川郷線
67	曾野爪橋	15.0	60.0					15.0	60.0		572	里川口里川郷線
68	スサキ橋	12.0	66.0					12.0	66.0		572	里川口里川郷線
69	向井元橋	12.5	52.5					12.5	52.5		572	里川口里川郷線
70	橋橋	8.0	32.0					8.0	32.0		573	出合橋比曾原線
71	比曾原橋	17.4	47.0					17.4	47.0		573	出合橋比曾原線
72	猿川橋	9.2	34.0					9.2	34.0		573	出合橋比曾原線
73	比曾原上橋	3.3	12.5					3.3	12.5		573	出合橋比曾原線
74	安指橋	13.0	44.2					13.0	44.2		577	安指下地安指郷線

(単位 延長：m 面積：m²)

串本町地域防災計画資料編・資料

番号	橋 梁 名	永 久 橋		非 永 久 橋				合 計		摘 要	路 線 名	
		延長	面積	木 橋		石橋・混合橋		延長	面積		路線 番号	名 称
				延長	面積	延長	面積					
75	冠者口橋	5.1	11.7					5.1	11.7		577	安指下地安指郷線
76	追谷口橋			8.8	27.3			8.8	27.3		577	安指下地安指郷線
77	追谷橋			6.6	20.1			6.6	20.1		577	安指下地安指郷線
78	堂目橋	10.0	40.0					10.0	40.0		581	田子田子郷線
79	江崎橋	10.0	40.0					10.0	40.0		581	田子田子郷線
80	二川橋	8.2	23.0					8.2	23.0		581	田子田子郷線
81	大追平橋	13.5	39.8					13.5	39.8		582	田子地下線
82	庄司前橋			4.4	3.7			4.4	3.7		584	江田真谷線
83	江田橋	6.8	26.5					6.8	26.5		585	江田口小河谷線
84	柿木田橋			4.0	4.0			4.0	4.0		585	江田口小河谷線
85	的場橋	15.1	33.2					15.1	33.2		588	的場線
86	丸ノ元橋			15.5	38.8			15.5	38.8		589	小河口丸ノ本線
87	丸山橋	14.0	39.2					14.0	39.2		589	小河口丸ノ本線
88	安指大橋	19.2	108.5					19.2	108.5		605	安指浜通線
89	田子大橋	35.0	196.0					35.0	196.0		607	田子浜通線
90	背ノ谷橋	5.6	21.8					5.6	21.8		608	田子金山口線
91	魚ノ口橋	9.7	30.4					9.7	30.4		629	安指下地安指郷線第1支線
92	サンゴ台跨線橋	98.0	1,005.5					98.0	1,005.5		169	サンゴ台中央線
合 計		1,086.0	4,635.1	46.8	105.9			1,132.8	4,741.0			

(単位 延長：m 面積：m²)

(旧古座町区域)

橋梁 番号	橋 梁 名	永 久 橋		非 永 久 橋				合 計		摘 要	路 線 名	
		延長	面積	木 橋		石橋・混合橋		延長	面積		路線 番号	名 称
				延長	面積	延長	面積					
1001	市谷橋	3.50	11.90					3.50	11.90		1003 岩淵谷栗原線	
1002	女鹿の谷橋	2.00	6.20					2.00	6.20		1003 岩淵谷栗原線	
1003	山口第1号橋	2.40	3.36					2.40	3.36		1006 山口1号線	
1004	山口橋	4.80	12.48					4.80	12.48		1007 山口2号線	
1005	岩淵谷橋	2.30	6.90					2.30	6.90		1003 岩淵谷栗原線	
1006	東谷第3号橋	8.10	20.66					8.10	20.66		1057 炭床溜池線	
1007	東谷第2号橋	6.00	15.00					6.00	15.00		1057 炭床溜池線	
1008	東谷第1号橋	6.40	15.50					6.40	15.50		1057 炭床溜池線	
1009	炭床橋	7.00	14.00					7.00	14.00		0204 西向炭床線	
1010	足谷橋	3.00	12.00					3.00	12.00		0203 神野川重畳山線	
1013	西谷第3号橋	6.80	17.00					6.80	17.00		0154 薊原西谷線	
1014	西谷第2号橋	5.60	16.80					5.60	16.80		0154 薊原西谷線	
1015	広田橋	6.60	26.40					6.60	26.40		0203 神野川重畳山線	
1016	南の砦橋	5.70	17.10					5.70	17.10		1053 薊原広田線	
1017	西谷第1号橋	4.20	12.03					4.20	12.03		0154 薊原西谷線	
1018	薊原橋	8.80	38.19					8.80	38.19		1053 薊原広田線	
1019	通り橋	13.40	145.40					13.40	145.40		0203 神野川重畳山線	
1020	横畑橋	2.30	10.50					2.30	10.50		1068 目津火葬場線	
1021	目津橋	3.00	12.00					3.00	12.00		1060 原町池の谷線	
1022	重の谷第8号橋			3.30	2.97			3.30	2.97		1073 伊串重畳山線	
1023	重の谷第7号橋			3.40	3.06			3.40	3.06		1073 伊串重畳山線	
1024	重の谷第6号橋			6.00	5.40			6.00	5.40		1073 伊串重畳山線	
1025	重の谷第5号橋			5.70	5.13			5.70	5.13		1073 伊串重畳山線	
1026	重の谷第4号橋			5.80	4.64			5.80	4.64		1073 伊串重畳山線	
1027	重の谷第3号橋			5.50	5.50			5.50	5.50		1073 伊串重畳山線	
1029	重の谷第1号橋	6.60	16.50					6.60	16.50		1073 伊串重畳山線	
1030	品田橋	6.30	23.31					6.30	23.31		1073 伊串重畳山線	
1031	伊串上地橋	5.40	19.44					5.40	19.44		1073 伊串重畳山線	
1032	小谷橋	3.20	19.72					3.20	19.72		1085 向地小谷線	
1033	宮前橋	5.80	15.08					5.80	15.08		1083 中持鳥居鼻線	
1034	大浦橋	3.30	17.16					3.30	17.16		1060 原町池の谷線	
1035	浜地橋	4.60	29.38					4.60	29.38		1100 姫池の谷線	
1036	櫻谷橋	11.00	33.00					11.00	33.00		1112 姫明神線	
1037	よきどき橋	10.00	27.00					10.00	27.00		0201 姫明神線	
1038	エチ橋	9.80	30.38					9.80	30.38		0201 姫明神線	
1039	石戸橋	2.30	5.29					2.30	5.29		0201 姫明神線	
1040	天満橋	4.00	9.60					4.00	9.60		1117 向地上地線	
1041	姫橋	9.80	55.86					9.80	55.86		1100 姫池の谷線	

(単位 延長：m 面積：m²)

串本町地域防災計画資料編・資料

橋梁 番号	橋 梁 名	永 久 橋		非 永 久 橋				合 計		摘 要	路 線 名	
		延長	面積	木 橋		石橋・混合橋		延長	面積		路線 番号	名 称
				延長	面積	延長	面積					
1042	西ノ谷橋	5.10	12.75					5.10	12.75		1134	横手線
1043	池の谷橋	3.40	19.72					3.40	19.72		1100	姫池の谷線
1044	市谷第1号橋	3.00	6.90					3.00	6.90		1002	古田重畳山線
1045	樫谷第2号橋	5.12	24.60					5.12	24.60		1112	姫明神線
2001	北曽口第2号橋	12.10	9.68					12.10	9.68		0103	津荷佐部線
2002	北曽口第1号橋			2.90	2.61			2.90	2.61		0103	津荷佐部線
2003	亀の甲橋	14.20	31.70					14.20	31.70		0103	津荷佐部線
2004	江川橋	2.60	6.50					2.60	6.50		0103	津荷佐部線
2005	津荷西谷第1号橋	5.60	14.00					5.60	14.00		2053	津荷西谷線
2006	津荷橋	5.90	27.14					5.90	27.14		2049	津荷南東線
2007	松葉橋	3.10	8.74					3.10	8.74		2052	津荷南1号線
2008	二の露橋	6.10	17.08					6.10	17.08		0205	三の露宮城谷線
2009	三の露橋	3.30	9.90					3.30	9.90		0205	三の露宮城谷線
2010	寺の谷第3号橋	2.30	5.94					2.30	5.94		2003	江川高校線
2011	寺の谷第2号橋	3.10	9.45					3.10	9.45		2006	江川高校線支線3号線
2012	寺の谷第1号橋	3.50	15.40					3.50	15.40		2008	三の露和田線
2013	和田橋	8.50	33.15					8.50	33.15		2009	三の露和田線支線1号線
2014	江崎橋	2.05	7.59					2.05	7.59		2010	江川和田本線
2015	宮城谷橋	6.40	25.68					6.40	25.68		2010	江川和田本線
2016	右東谷橋	4.30	21.93					4.30	21.93		0105	右東谷津荷線
2017	かんかん谷橋	7.10	21.30					7.10	21.30		2017	右東谷団地1号線
2018	きちごん谷橋	4.50	18.00					4.50	18.00		2017	右東谷団地1号線
2019	津荷南橋	5.50	125.40					5.50	125.40		2053	津荷西谷線
2020	弁財天橋	5.00	7.00					5.00	7.00		2065	中湊山際線支線2号線
3001	立場谷第2号橋	5.00	15.00					5.00	15.00		3020	漆畑立場谷線
3002	立場谷第1号線	5.10	18.29					5.10	18.29		3020	漆畑立場谷線
3003	長谷橋	10.50	51.50					10.50	51.50		3019	寺の前漆畑線
3004	するすぎ橋	7.10	17.75					7.10	17.75		3023	漆畑溜池線
3005	和田地橋	4.70	19.74					4.70	19.74		0206	上田原和田地線
3006	大畑第3号橋			3.80	6.76			3.80	6.76		3001	佐部楠線
3007	大畑第2号橋	4.50	11.25					4.50	11.25		3001	佐部楠線
3008	市洞橋	5.60	18.81					5.60	18.81		3001	佐部楠線
3009	大畑橋	9.40	28.20					9.40	28.20		3001	佐部楠線
3010	大川端橋	4.50	18.00					4.50	18.00		3001	佐部楠線
3011	役見谷橋	4.30	20.64					4.30	20.64		3001	佐部楠線
3012	明神橋	10.80	28.52					10.80	28.52		3005	佐部明神線
3013	音ヶ敷橋	11.70	42.17					11.70	42.17		3010	佐部音ヶ敷線
3014	湯の谷橋	7.00	28.00					7.00	28.00		3012	佐部湯の口谷線
3015	荒船第3号橋	4.70	12.17					4.70	12.17		0104	田原荒船線

橋梁 番号	橋 梁 名	永 久 橋		非 永 久 橋				合 計		摘 要	路 線 名	
				木 橋		石橋・混合橋					路線 番号	名 称
		延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積			
3016	高浜第2号橋			3.00	3.90			3.00	3.90		3026	女郎神高浜線
3017	高浜第2号橋			4.20	3.78			4.20	3.78		3026	女郎神高浜線
3018	高浜第4号橋			4.60	4.60			4.60	4.60		3026	女郎神高浜線
3019	高浜第5号橋	4.30	10.89					4.30	10.89		3026	女郎神高浜線
3020	荒船第2号橋	6.00	15.00					6.00	15.00		0104	田原荒船線
3021	高浜第1号線	8.40	26.88					8.40	26.88		0104	田原荒船線
3022	水汲橋	6.40	21.76					6.40	21.76		0104	田原荒船線
3023	荒立橋	5.00	15.00					5.00	15.00		0104	田原荒船線
3024	山谷橋	2.20	4.73					2.20	4.73		3059	山谷荒立線
3026	玉蔵院橋	3.00	4.50					3.00	4.50		3040	和田前玉蔵院線
3027	和田前橋	2.30	13.40					2.30	13.40		3028	上地坊線
3028	田原上地橋	2.60	8.06					2.60	8.06		3030	田原上地線
3029	東向橋	3.40	13.60					3.40	13.60		3052	上地東向線
3030	荒船第1号橋	10.01	30.43					10.01	30.43		3075	荒船鬼宿線
3031	荒船大浦橋	5.05	15.20					5.05	15.20		3075	荒船鬼宿線
3032	宮城谷川橋	5.80	15.66					5.80	15.66		2063	三の露宮城谷線支線1号線
3033	へクサビ橋	9.30	26.63					9.30	26.63		3076	へクサビ線
3034	原町橋	3.00	17.40					3.00	17.40		1135	西向港線
5601	八幡橋	66.15	297.68					66.15	297.68		3079	東向線
5602	新田橋	41.10	164.40					41.10	164.40		3052	上地東向線
5603	伊串橋	24.00	134.40					24.00	134.40		1100	姫池の谷線
5604	沖出橋	20.00	110.00					20.00	110.00		2049	津荷南東線
5605	報徳橋	17.00	44.20					17.00	44.20		3020	漆畑立場谷線
5606	下向橋	14.70	44.10					14.70	44.10		3014	下向高畑線
5607	根木地橋	15.40	32.90					15.40	32.90		3006	佐部根木地線
5608	上ゲ地橋	24.70	43.91					24.70	43.91		1018	土井上ゲ地線
5609	火伏橋	19.10	61.23					19.10	61.23		1019	火伏橋線
5610	かんかん橋	56.00	504.00					56.00	504.00		0105	右東谷津荷線
5611	上野山橋	19.50	136.50					19.50	136.50		0105	右東谷津荷線
5612	太鼓橋	19.70	39.40					19.70	39.40		1048	原町西向小学校線
		814.78	3,376.59	48.20	48.35			862.98	3424.94			

(単位 延長：m 面積：m²)

資料 19 道路危険予想箇所一覧表

緊急輸送道路（第2次緊急輸送道路） 県道路保全課（H25.4.1現在）

市町村	道路名称	要対策箇所数
串本町	田原古座線	4箇所

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正）

一般国道（国管理） 近畿地方整備局（和歌山・紀南河川国道事務所）

路線名	規制区間		交通量 (台/日)	規制条件			危険内容	迂回路
	所在地	延長km		気象条件		気象等観測所		
				通行注意 mm	通行止 mm			
国道 42号	有田 田並	1.6	4,831	連続雨量 150	連続雨量 250	有田道路 テレメータ	落石等	なし
	田原 津荷	3.1	7,700	150	250	古座道路 テレメータ		

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成19年度修正）

一般国道（県管理） 県道路保全課

路線名	規制区間		交通量 T90 (台/日)	規制条件			危険内容	備考
	所在地	延長km		気象等基準値		気象等観測所		
				連続雨量 mm	時間雨量 mm			
国道 371号	古座川町一雨 串本町高富	8.0	988	200	45	潮岬測候所	落石 土砂崩落	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成19年度修正）

主要県道（県管理） 県道路保全課

路線名	規制区間		交通量 T90 (台/日)	規制条件			危険内容	備考
	所在地	延長km		気象等基準値		気象等 観測所		
				連続雨量 mm	時間雨量 mm			
串本古座川線	古座川町下地 串本町和深	10.0	516	180	45	潮岬測候所	落石 土砂崩落	
樫野串本線	串本町大島 串本町出雲	1.5	2,600	風、高潮その他危険が 予想される場合		苗我島観測所	強風 越波	
潮岬周遊線	串本町串本 串本町出雲	1.6	2,591	200	50	潮岬測候所	落石 土砂崩落	越波
				台風時高潮の予想され る場合				

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成19年度修正）

資料 20 串本町道路防災総点検（豪雨・豪雪）集計表

路線名	点検項目		計	一次点検箇所数	二次点検箇所数	三次点検箇所数
	落石・崩壊	擁壁				
有田吐生線	4		4	4	4	4
田並有田線	2		2	2	2	2
里川口里川郷線	1		1	1	1	1
出合橋比曾原線	2		2	2	2	2
安指下地安指郷線	1		1	1	1	1
田子田子郷線	4		4	4	4	4
田原荒船線	9		9	9	9	9
右東谷津荷線		1	1	1	1	1
姫明神線	7		7	7	7	7
神野川重畳山線	10		10	10	7	6

出典：平成9年度 道路防災総点検調査業務報告書（旧串本町）

平成9年度 町道防災点検調査業務委託報告書（旧古座町）

資料 21 同報系及び移動系無線一覧表

同報系・屋外拡声子局一覧表

子局番号	地区名	設置個所名	番地	旧子局名称
	串本	防災センター	串本	親局
	潮岬	潮岬中継局	潮岬	中継局
	和深	牟礼山	牟礼山	簡易中継局
	和深	東地会館	和深	再送信局
	須江	大森官舎	須江	再送信局
	古座	古座漁村センター	下ノ丁	再送信局
	古座ヴィラ	古座ヴィラ	古座ヴィラ	再送信局
00	串本	町役場	串本	矢ノ熊
01	串本	法務局跡町営駐車場	串本	東・南
02	串本	西児童遊園地	串本 1049-10	西・北
03	串本	祇園山	串本 1145-2	祇園山
04	串本	堀笠島ター前	串本 1437	堀笠嶋 1
05	串本	水門まつり横県有地	串本 1557-20	堀笠嶋 2
06	串本	保育所手前民間駐車場	串本 344-1	矢ノ熊
07	串本	労金横町営駐車場	串本 2000-9	大水崎 1
08	サンゴ台	大水崎浄化センター	サンゴ台 1081-1	大水崎 2
09	串本	橋杭小運動場横町有地	串本 2000-12	大水崎 3
10	袋	袋港山側民地	串本 624	袋
11	くじの川	鬮野川消防屯所	串本 645-5	くじの川
12	二色	向袋官地	二色 614	二色 1
13	二色	旧農協錦富出張所	二色 501-6	二色 2
14	高富	稻生製材所	高富 588-3	高富 1
15	高富	光明寺駐車場	高富 375	高富 2
16	高富	赤鯪が化ヶ横	高富 718-11	高富 3
17	潮岬	搭石養鶏場付近	潮岬 169	潮岬 1
18	潮岬	平松 三叉路	潮岬 329-2	潮岬 2
19	潮岬	小平松バス停付近民地	潮岬 3578-1	潮岬 3
20	潮岬	上地旧測候所側民地	潮岬 1582-1	潮岬 4
21	潮岬	潮岬公民館	潮岬 3454-1	潮岬 5
22	潮岬	潮岬中学校	潮岬 3349-69	潮岬 6
23	潮岬	警察官舎付近	潮岬 3380-165	潮岬 7
24	潮岬	潮岬東地付近	潮岬 1949-3	潮岬 8
25	潮岬	林自動車付近	潮岬 3039	潮岬 9
26	潮岬	潮岬観光タワー裏	潮岬 2735-1	潮岬 10
27	潮岬	萩尾	潮岬 845	潮岬 11
28	出雲	権現信号付近	出雲 1474	出雲 1
29	出雲	出雲県営住宅前	出雲 1617-1	出雲 2

子局 番号	地区名	設置個所名	番地	旧子局名称
30	出雲	観福寺	出雲 1056 先	出雲 3
31	有田	海中公園	有田 1158	有田 1
32	有田	貝岡不燃置場	有田 671-5	有田 2
33	有田	有田公民館	有田 630	有田 3
34	有田	有田旧国道入谷	有田 104-3	有田 4
35	有田	大山教員住宅	有田 493-1	有田 5
36	有田	有田上町営住宅	有田上 24-1	有田 6
37	田並	田並津波避難タワー	田並 1081-1	田並 1
38	田並	串本西中学校	田並 1300	田並 2
39	田並	田並田ノ崎	田並 746-4	田並 3
40	田並	愛民館	田並上 95-3	田並 4
41	田並	田並上	田並上 681 先	田並 5
42	江田	江田	江田 467-1	江田
43	田子	田子の浦バス停付近	田子 688-2	田子 1
44	田子	田子橋付近	田子 149-5	田子 2
45	田子	田子	田子 18	田子 3
46	田子	田子墓地付近	田子 339	田子 4
47	安指	赤瀬平見	和深 2884	安指 1
48	安指	安指九ノ平見	和深 2770-1	安指 2
49	安指	安指会館	和深 273 先	安指 3
50	安指	安指川	和深 2505	安指 4
51	安指	安指平見	和深 2405-5	安指 5
52	和深	和深新田平見	和深 2079	和深 1
53	和深	和深東地会館	和深 1851 先	和深 2
54	和深	和深小学校	和深	和深 3
55	和深	和深川	和深 1195 先	和深 4
56	和深	和深保育園	和深 682-2	和深 5
57	和深	和深上ミ田ノ岡	和深 817-54	和深 6
58	和深	和深熊谷	和深 310-1	和深 7
59	和深	和深雨島	和深 176	和深 8
60	里川	里川	里川 166	里川 1
61	里川	里川集会所	里川 631-1	里川 2
62	大島	大島港	大島 8	大島 1
63	大島	大島水谷	大島 219-3	大島 2
64	大島	大島田代港	大島 1686-1	大島 3
65	須江	須江漁港	須江 60	須江 1
66	須江	須江浜須賀	須江 635	須江 2
67	須江	須江コミュニティセンター	須江 784-2	須江 3
68	檜野	檜野青年会館	檜野 637-1	檜野 1
69	檜野	トルコ記念館	檜野 1025-26	檜野 2
70	檜野	檜野漁港	檜野 1021-13	檜野 3

子局 番号	地区名	設置個所名	番地	旧子局名称
71	須江	自衛隊大森官舎	須江 1203-7	自衛隊
72	田並	田並灰地	田並 984	田並 6
73	串本	串本体育館	串本 2427	串本体育館
74	サンゴ台	串本海洋センター	サンゴ台 1060-42	大水崎 4
75	出雲	出雲花卉団地前	潮岬 668-2	出雲 4
76	橋杭	旧橋杭漁港		くじの川 2
77	姫川	姫川上		姫川上
78	姫川	姫川下		姫川下
79	姫	福寿荘	姫 718	福寿荘
80	姫	姫屯所	姫 703-2	姫屯所
81	伊串	伊串屯所	伊串 264-2	伊串屯所
82	伊串	伊串公園（旧保育所）	伊串	伊串公園（旧保育所）
83	目津・大浦	重畳山神社下		重畳山神社下
84	目津・大浦	重畳山みかん園		重畳山みかん園
85	目津・大浦	目津・大浦		目津・大浦
86	西向	西向中学校	西向 922	西向中学校
87	西向	鶴ヶ浜	西向 1493-1	鶴ヶ浜
88	西向	地主神社	西向	地主神社
89	西向	みくまの農協	西向 763	みくまの農協
90	西向	古座保健所	西向 193	古座保健所
91	古田	古田下	古田	古田下
92	古田	古田上	古田	古田上
93	古座	古座小学校	中湊 160	古座小学校
94	古座	古座漁協上	古座	古座漁協上
95	古座	古座川病院	古座 1035	古座川病院
96	上野山	上野山団地	古座	上野山団地
97	津荷	津荷水源地	津荷 558-2	津荷水源地
98	津荷	津荷屯所	津荷 116	津荷屯所
99	津荷	旧喜楽荘	津荷 928	旧喜楽荘
100	串本	串本小学校	串本	串本小学校
101	古座ヴィラ	古座ヴィラ	田原	古座ヴィラ
102	田原	田原出張所	田原 540	田原出張所
103	田原	若者広場	田原 2776	若者広場
104	田原	国民宿舎あらふね	田原 2518-1	国民宿舎あらふね
105	田原	キャンプランド	田原 2338	キャンプランド
106	田原	高浜	田原	高浜
107	田原	荒船	田原	荒船
108	田原	佐部の口	田原	佐部の口
109	田原	上田原センター	田原	上田原センター
110	佐部	佐部集会所	田原	佐部集会所
111	古座	下ノ丁バス停	古座	下ノ丁バス停

子局 番号	地区名	設置個所名	番地	旧子局名称
112	中湊	江崎橋	中湊	江崎橋
113	田原	下田原漁協	田原 356-10-1	下田原漁協
114	串本	上浦公園	串本 1403-2	上浦公園
115	串本	串本駅前	串本 42-10	串本駅前駐車場
116	潮岬	船瀬漁港	萩尾 866	船瀬漁港
117	西向	古座分庁舎	西向	古座分庁舎
118	串本	JA 屋上	串本	JA 屋上
119	袋	袋南	串本	袋南
120	串本	大水崎町住宅	串本	大水崎町住宅
121	潮岬	上地ベアリング側	潮岬	上地ベアリング側
122	出雲	出雲トンネル付近	出雲	出雲トンネル付近
123	田並	田並駅前	田並	田並駅前
124	田並	野なぎ漁港	田並	野なぎ漁港
125	安指	安指漁港	安指	安指漁港
126	和深	舟並漁港	和深	舟並漁港
127	串本	串本中学校ホーンアレイ	串本	串本中学校
128	西向	古座分庁舎ホーンアレイ	西向	古座分庁舎
28-1	出雲	出雲小学校	出雲	28 の有線 SP、建物屋上
30-2	出雲	30 の有線 SP、	出雲	30 の有線 SP、旧小学校
54-1	和深	中学校屋上	和深	54 の有線 SP、中学校屋上

移動系

種別	移動系無線	数量
車載移動局	役場車載型無線機	7 局
	消防署車載型無線機	1 局
	水道課車載型無線機	5 局
可搬移動局	役場可搬型無線機	12 局
	消防署可搬型無線機	2 局
携帯移動局	役場携帯型無線機	5 局
	水道課携帯型無線機	6 局

孤立集落通信確保事業集落可搬型陸上移動局設置箇所

No	設置施設名等	住 所
1	串本小学校	串本町串本 776
2	串本高等学校	串本町串本 1522
3	袋区自主防災会倉庫	串本町串本 619 地先（袋区内）
4	串本町公民館橋杭支館	串本町鬮野川 1455-内 1 号
5	徳泉寺	串本町鬮野川 214
6	錦富小学校	串本町二色 360
7	高富区有線放送設備倉庫	串本町高富 743-3
8	潮岬青少年の家	串本町潮岬 669
9	串本町公民館有田支館	串本町有田 630
10	個人宅	串本町吐生 219
11	串本西中学校	串本町田並 1300
12	田並上多目的集会所	串本町田並上 95-3
13	海蔵寺	串本町江田 528
14	田子多目的集会所	串本町田子 118-5
15	串本町公民館赤瀬支館	串本町和深 2876
16	和深総合センター	串本町和深 689
17	里川集会所	串本町里川 636
18	個人宅	串本町里川 245
19	紀伊大島開発総合センター	串本町大島 8
20	大島小学校	串本町須江 1577-11
21	防災行政無線屋外子局	串本町姫川 61
22	海林寺	串本町姫 160
23	伊串多目的集会所	串本町伊串
24	西向小学校	串本町西向 638
25	古座小学校	串本町中湊 160
26	津荷集会所	串本町津荷 376
27	古座ヴィラコミュニティセンター	串本町田原 3704-101, 3704-102
28	田原中学校	串本町田原 700
29	漁協倉庫	串本町田原 2204-1

資料 22 災害時優先電話一覧表

○庁舎関係

施設名	電話番号	住所	備考
串本町役場本庁舎	0735-62-0556	串本 1800	
串本町役場古座分庁舎	0735-72-0001	0735-72-0083 西向 359	
国民宿舎あらふね	0735-74-0020	田原 2518-1	
串本町消防本部	0735-62-0625	サンゴ台 1256-1	
串本病院	0735-62-0635	サンゴ台 691-7	

○小学校

施設名	電話番号	住所	備考
串本小学校	0735-62-3763	串本 776	
橋杭小学校	0735-62-0340	串本 2000-12	
出雲小学校	0735-62-0186	出雲 1617-21	
潮岬小学校	0735-62-0506	潮岬 3136	
串本西小学校	0735-66-0330	有田 411	
大島小学校	0735-65-0245	須江 1577-11	
西向小学校	0735-72-0137	西向 638	
古座小学校	0735-72-0077	中湊 160	
田原小学校	0735-74-0811	田原 725	

○中学校

施設名	電話番号	住所	備考
串本中学校	0735-62-4634	串本 1620	
潮岬中学校	0735-62-0502	潮岬 3349	
串本西中学校	0735-66-0013	田並 1300	
大島中学校	0735-65-0137	須江 1482	
西向中学校	0735-72-1675	西向 922	

○公民館

施設名	電話番号	住所	備考
潮岬公民館	0735-62-3731	潮岬 3454-1	
赤瀬公民館	0735-67-0021	和深 2876	
和深公民館	0735-67-0004	和深 910	
紀伊大島開発総合センター	0735-65-0962	大島 8	

○水道施設

施設名	電話番号	住所	備考
上水道潮岬中継ポンプ所	0735-62-3731	串本 1711-1	
二色上水道事務所	0735-62-0152	二色 429	
有田浄水場	0735-66-1121	有田上 29-1	有田水源地
田並浄水場	0735-66-1122	田並上 1087	田並水源地
田子浄水場	0735-67-0457	田子 316	
里川浄水場	0735-67-0454	里川 488-1	
大島受水場	0735-65-0643	大島 1589-10	

○携帯電話

施設名	電話番号	住所	備考
串本町役場本庁舎	090-7484-3293	串本 1800	
串本町役場古座分庁舎	090-3033-7940	西向 359	
串本消防署	090-8820-8420	サンゴ台 1256-1	救急車
串本消防署	090-8820-8421	サンゴ台 1256-1	救急車
串本病院	090-3289-1476	サンゴ台 691-7	

資料 23 町内医療機関（病院）一覧表

病院名	病床数					所在地	診療科目	電話
	療養一般	結核	感染	精神	合計			
串本有田病院	174				174	東牟婁郡串本町有田499-1	内・神内・循・外・脳外・皮・眼・リハ・放	0735-66-1021
くしもと町立病院	130				130	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	内・外・整・泌尿・産婦・眼・耳・小・脳外	0735-62-7111
医療法人潮岬病院	2			178	180	東牟婁郡串本町潮岬417	内・精・心療内	0735-62-0888
計	306			178	484			

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成28年度修正）ほか

資料 24 和歌山県救急告示医療機関（町内及び田辺・新宮地区）一覧表

地区	医療機関	病床数					住所	診療科目	電話
		療養一般	結核	感染	精神	合計			
串本	くしもと町立病院	130				130	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	内・外・整・泌尿・産婦・眼・耳・小・脳外	0735-62-7111
新宮	新宮市立医療センター	300		4		304	新宮市蜂伏18-7	内・小・外・整・形・脳・呼外・心・泌尿・こ・産婦・耳・リハ・麻・眼・皮・放・神内・歯腔	0735-31-3333
	那智勝浦町立温泉病院	150				150	東牟婁郡那智勝浦町天満483-1	内・小・外・整・産婦・眼・耳・リハ・放	0735-52-1055
田辺	研医会田辺中央病院	140				140	田辺市南新町147	内・外・循・整・リハ・消・こ	0739-24-5333
	(独)国立病院機構南和歌山医療センター	316				316	田辺市たきない町27-1	内・精・呼・消・循・小・外・整・脳・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・皮・歯・心	0739-26-7050
	紀南病院	352		4		356	田辺市新庄町46-70	内・精・呼・神・循・小・外・整・脳・心・小外・泌尿・産婦・耳・リハ・歯腔・皮・眼・呼外・消・放	0739-22-5000
	白浜はまゆう病院	270				270	西牟婁郡白浜町1447	内・小・外・整・リハ・皮・消・呼・循・リハ・眼・耳・婦・泌尿	0739-43-6200
	医療法人宝山会白浜小南病院	200				200	西牟婁郡白浜町3220-9	内・リハ・放	0739-82-1200
	国保すさみ病院	72				72	西牟婁郡すさみ町周参見2380	内・外・リハ	0739-55-2065

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成28年度修正）

資料 25 災害拠点病院（医療圏：新宮）

医療機関	所在地	診療科目	電 話
新宮市立医療センター	新宮市蜂伏 18-7	内・神内・循内・小・肛外・整・形・脳・呼・心外・皮・泌尿・産婦・眼・耳・リハ・放・麻・歯外	TEL：0735-31-3333 衛星携帯：090-7492-6220 FAX：0735-31-3337

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 26 災害支援病院（医療圏：新宮）

医療機関	所在地	診療科目	電 話
くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台 691-7	内・外・整・泌尿・産婦・眼・耳・小・脳外	TEL：0735-62-7111 FAX：0735-67-7200
那智勝浦町立温泉病院	東牟婁郡那智勝浦町天満 483-1	内・小・外・整外・産婦・眼・耳鼻・リハ・放	TEL：0735-52-1055 FAX：0735-52-3853

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 27 地区医師会（東牟婁・西牟婁）所在地及び連絡先一覧表

医師会名	住 所	電話・FAX
東牟婁郡医師会	〒649-5172 東牟婁郡太地町森浦 703-4 南紀パシフィックヴィラ 401	TEL：0735-59-3403 FAX：0735-59-2012
西牟婁郡医師会	〒649-2211 西牟婁郡白浜町 3771-12	TEL：0739-42-2067 FAX：0739-43-3124

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 28 津波避難場所等一覧表

指定津波避難所、一時避難場所、津波避難ビル、津波避難タワー一覧

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
和 深	西地花卉集荷施設（指定避難所） 和深総合センター（指定避難所） 和深前地コミュニティセンター （指定避難所） 上品寺（指定避難所） 小河口多目的集会所（指定避難所） 旧和深中学校（指定避難所） 東地花卉集荷施設（指定避難所）	JR 和深駅付近 上野 中嶋 和田谷 和深屯所付近 民宿えびす付近	
安 指	赤瀬公民館（指定避難所）	安指平見 安指大橋の西 鉄道法面 あらの坂 不動さん 九ノ平見 金崎ガード裏山	
田 子	赤瀬公民館（指定避難所） 願成寺（指定避難所）	JR 田子駅 元峰平見下 元峰平見上 田子区民会館裏山 久美屋裏山 中の平見中央 中の平見中腹 富山平見	
江 田	海蔵寺（指定避難所）	岡裏山 井沼裏山 向井裏山 井沼トンネル裏山 新屋付近 田中付近 荒井付近 玉置付金 国道42号(海側)松尾平見 登口 国道42号(山側)江田平見 登口	

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
田 並	愛民会館（指定避難所）	国道42号（いねむりパーキング付近） のうなぎ1 のうなぎ2 田ノ崎 灰地 JR トンネル裏 円光寺裏山 西峰1 西峰2 旧田並小学校裏山 串本西中学校（2階以上） 津呂地平見 荒計谷 水本裏山 竹内裏墓地 天神 佐居裏山 旧国道1 国道42号串本方面 串本町リサイクルセンター	田並地区津波避難タワー
有 田	旧稲村環境管理センター（指定避難所）	国道42号（田並寄） 旧国道（入谷） 佐々木山 出水の谷 次右衛門谷 和田地 チンチンアメ 宝生寺 串本西小学校裏山 大山町営住宅A 大山町営住宅B 串本有田病院付近 風吹山登山口 正覚寺柿山 港谷配水池 港谷 天理の丘 天理の丘南 和助の山A 和助の山B 貝岡中の碓 逢坂山トンネル付近 旧稲村環境管理センター	

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
高 富	光明寺（指定避難所）	国道42号線（逢坂山トンネル方面） トラ谷 ミカン畑1 ミカン畑2 釜郷原 カジヤ裏 集会所裏 JR高富変電所 稲垣裏山 旧錦富小学校屋上 旧錦富小学校裏山	
二 色	にしき園（福祉避難所）	又旧錦富小学校屋上 旧錦富小学校裏山 又射谷 戸畔 伊平裏山 戸先1 戸先2 にしき園屋上 楠の下 法雲寺裏山 稲荷神社裏山 キッコモ裏山 茶山西 茶山東 大乘	
袋		渡船前 広原宅裏 バス停裏 備蓄倉庫前 西の岡（袋側） 錦江山北 地藏道 マリンセンター裏山 エビス山	
北		串本町学校給食センター 西の岡（本町通り裏山） 串本小学校裏山 西の岡（図書館裏山） 西の岡（墓地上） 幼稚園横高台	
西		西の岡（本町通り裏山） 串本小学校裏山 西の岡（図書館裏山） ギオン山 串本町学校給食センター	
植 松	串本古座高校串本校舎体育館 （指定避難所）	ギオン山 雇用促進住宅 植松防災センター	

串本町地域防災計画資料編・資料

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
堀笠嶋	串本古座高校串本校舎体育館 (指定避難所)	雇用促進住宅 串本中学校裏山 A コープ付近登り口 尾の浦奥	串本地区津波避難タワー 和歌山東漁協津波避難タワー
南	串本古座高校串本校舎体育館 (指定避難所)	西の岡 (本町通り裏山) 串本小学校裏山 西の岡 (図書館裏山) ギオン山 串本町学校給食センター	和歌山東漁協津波避難タワー
東		西の岡 (本町通り裏山) 串本小学校裏山 西の岡 (図書館裏山) ギオン山 串本町学校給食センター	ホテルシーカンス 小西マンション
矢の熊	サンゴ台集会所 (指定避難所) クラブハウス (指定避難所) 消防防災センター (指定避難所)	西の岡 (本町通り裏山) 串本小学校裏山 西の岡 (図書館裏山) 西の岡 (墓地上) 幼稚園横高台 奥の谷 矢ノ熊踏切急傾斜上 矢ノ熊谷 雨天練習場付近 総合運動公園 くしもと町立病院	紀乃国屋ビル 成和ビル
大水崎	サンゴ台集会所 (指定避難所) クラブハウス (指定避難所) 消防防災センター (指定避難所)	雨天練習場付近 イベント広場 総合運動公園 くしもと町立病院	串本警察署 大江戸温泉物語
サンゴ台	サンゴ台集会所 (指定避難所) クラブハウス (指定避難所) 消防防災センター (指定避難所)		
潮 岬	平松コミュニティセンター (指定避難所) 潮岬中学校体育館 (指定避難所) 潮岬小学校体育館 (指定避難所) 潮岬公民館 (指定避難所) 萩尾砥石集会所 (指定避難所) 潮岬青少年の家 (指定避難所) 潮岬あゆみ園 (福祉避難所) ほっとハウスうわの園 (福祉避難所)	潮岬幼稚園	
出 雲	潮岬青少年の家 (指定避難所) ふれあいの家 (指定避難所) 観福寺 (指定避難所)	出雲小学校 へイチの坂 周遊道路 旧小学校跡付近 尾の浦付近 イカシキ 竹林裏 墓地登り口 墓地付近 ジョロコシ	

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
		牛尾野 出雲集会所裏山 井城跡地 西の丘 薬師堂（観福寺）	
大 島	蓮生寺（指定避難所） 大島消防屯所（指定避難所） 大島小学校体育館（指定避難所） 大島中学校体育館（指定避難所）	水谷高台 打越 忠魂碑 水門神社 温泉前 大島保育所裏山	
須 江	大島小学校体育館（指定避難所） 大島中学校体育館（指定避難所） 須江コミュニティセンター （指定避難所） 浜須賀集会所（指定避難所） 南丁寺（指定避難所）	旧須江小学校 カケノ農道 中尾の坂 須江消防屯所 須江崎の坂	
檜 野	檜野集会所（指定避難所）	釣り公園裏山 バス停港口 福島新人様宅 鈴木なおき様宅	
鬮野川	徳泉寺（指定避難所）	大乘郷 阿部付近 西地墓地上 西地坂道 橋杭集会所上 六勝寺跡 坂地うどん店駐車場付近 JR トンネル上	
姫		しりでの坂 井上山 かじや山 池田山 海林寺裏山 稻荷山 いちすけ裏山 中山蜜柑畑 旧養春小学校裏山 崩れ	
伊 串	海蔵寺（指定避難所）	山見登り口 尾崎みかん園 セドノ山 ドウ谷 地藏様上 山ノ神 五輪山	
目津大浦		大浦町営住宅裏山 大浦墓地 目津墓地 目津平見 目津の谷	

串本町地域防災計画資料編・資料

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
		西向中学校（3階以上）	
神野川	崇福寺（指定避難所） 西向小学校体育館（指定避難所）	西向中学校（3階以上） 坂畑の山 経塚 浅利裏山 地主神社裏山 西向小学校裏山	
原 町	西向小学校体育館（指定避難所）	西向小学校裏山 岡田山 火伏の森周辺	西向地区津波避難タワー
上ゲ地	西向小学校体育館（指定避難所）	西向小学校裏山 岡田山 火伏の森周辺	
住 吉	西向小学校体育館（指定避難所）	火伏の森周辺 串本町役場古座分庁舎（3階以上）	西向地区津波避難タワー
岩 淵	成就寺（指定避難所）	串本町役場古座分庁舎（3階以上） 護国神社跡 青年クラブ裏山 カジヤ谷 大神神社入口	J R保線管理ビル
古 田	古田コミュニティセンター（指定避難所） 六勝寺（指定避難所）	岩淵谷 山口谷 古田第2浄水場 市谷広場 中谷倉庫 地主神社 栗原（河内様裏山）	
中 湊	串本古座高校古座校舎体育館（指定避難所） 古座小学校2階以上（指定避難所） 古座公民館（指定避難所）	正法寺 右東谷津荷線登り口	
古 座		阿弥陀寺 青原寺 中の谷 旧古座川病院裏山 造船所裏	
津 荷	旧上野山保育所（指定避難所） 上野山にしき園（福祉避難所） 通園らっこ（福祉避難所）	上野山防災広場 上野山北 上地 永明寺裏 志うけの谷 稲荷山1 稲荷山2 稲荷山3 稲荷山4 稲荷山5 上野山保育所 佐藤宅付近	

地区名	指定津波避難所	一時避難場所	津波避難ビル・タワー
		小畑裏 宮様の森	
上野山	古座福祉センター（指定避難所） 旧上野山保育所（指定避難所）		
田原 古座ヴィラ	古座ヴィラコミュニティセンター （指定避難所） 旧田原中学校 2 階以上（指定避難 所）	黒潮台 えびす 五平山 せーべの平見 たん谷 田原小学校（2 階以上） 坊の山 むねの平見 1 むねの平見 2 むねの平見 3 展望台 かまこの平見	田原地区津波避難タワ ー
上田原 佐部	正法寺（指定避難所） 古座あさかぜ園（福祉避難所）		

資料 29 指定避難所一覧表

地区番号	対象地区	新名称	所在地	基本情報			指定緊急避難場所				指定避難所			
				面積(m ²)	収容人数(人) (3 m ² /人)	海拔(m)	津波(南海トラフ)	地震	風水害	土砂災害	津波(南海トラフ)	地震	風水害	土砂災害
和深-1	和深	西地花卉集荷施設	和深 535-4	102	34	45	○	○		○	○	○		
和深-2	和深	和深総合センター	和深 689	809	270	39	○	○	○	○	○	○	○	○
和深-3	和深	和深前地コミュニティセンター	和深 697-2	93	31	32	○	○		○	○			
和深-4	和深	上品寺	和深 929	124	41	12	○	○		○	○			
和深-5	和深	小河口多目的集会所	和深 1170	101	34	16	○	○	○		○	○	○	
和深-6	和深	旧和深中学校	和深 978	2,705	902	11	○	○		○	○			
和深-7	和深	東地花卉集荷施設	和深 1851	101	34	38	○	○		○	○	○		
和深-8	和深	和深公民館	和深 910	401	134	6		○	○			○	○	
和深-9	和深	JR和深駅付近	和深 800			14	○			○				
和深-10	和深	上野	和深			44	○							
和深-11	和深	中嶋	和深			13	○							
和深-12	和深	和田谷	和深			15	○							
和深-13	和深	和深屯所付近	和深			14	○			○				
和深-14	和深	民宿えびす付近	和深			17	○							
里川-1	里川	里川集会所	里川 636	57	19	90	○	○	○		○	○	○	
安指-1	安指	安指会館	和深 2720-5 先	110	37	5		○				○		
安指-2	安指・田子	赤瀬公民館	和深 2876	828	276	28	○	○	○	○	○	○	○	○
安指-3	安指	安指平見	和深			26	○			○				
安指-4	安指	安指大橋の西	和深			19	○							
安指-5	安指	鉄道法面	和深			11	○			○				
安指-6	安指	あらの坂	和深			21	○							
安指-7	安指	不動さん	和深			17	○			○				
安指-8	安指	九ノ平見	和深			22	○			○				
安指-9	安指	金崎ガード裏山	和深			15	○			○				
田子-1	田子	願成寺	田子 89	76	25	13	○	○			○	○		
田子-2	田子	田子多目的集会所	田子	136	45	4		○				○		
田子-3	田子	JR 田子駅	田子			13	○							
田子-4	田子	元峰平見上	田子			44	○			○				
田子-5	田子	元峰平見下	田子			20	○			○				
田子-6	田子	田子区民会館裏山	田子			20	○			○				
田子-7	田子	久美屋裏山	田子			22	○							
田子-8	田子	中の平見中央	田子			40	○			○				
田子-9	田子	中の平見中腹	田子			27	○							
田子-10	田子	富山平見	田子			39	○			○				
江田-1	江田	海蔵寺	江田 528	51	17	13	○	○	○		○	○	○	
江田-2	江田	江田多目的集会所	江田 91-1	136	45	4		○				○		

基本情報							指定緊急避難場所				指定避難所			
地区番号	対象地区	新名称	所在地	面積(m ²)	収容人数(人) (3 m ² /人)	海拔(m)	津波 (南海 77)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 77)	地震	風水害	土砂 災害
江田-3	江田	岡裏山	江田			20	○							
江田-4	江田	井沼裏山	江田			10	○							
江田-5	江田	向井裏山	江田			18	○							
江田-6	江田	井沼トンネル裏山	江田			20	○							
江田-7	江田	新屋付近	江田			21	○							
江田-8	江田	田中付近	江田			20	○							
江田-9	江田	荒井付近	江田			20	○							
江田-10	江田	玉置付近	江田			20	○							
江田-11	江田	国道42号(海側)松尾平見登口	江田			20	○			○				
江田-12	江田	国道42号(山側)江田平見登口	江田			21	○			○				
田並-1	田並	愛民会館	田並上 95-3	84	28	13	○	○	○		○	○	○	
田並-2	田並	津波避難タワー(田並)	田並 1073-3	35		9								
田並-3	田並	田並公民館	田並 910	415	138	5		○	○	○		○	○	○
田並-4	田並	旧田並小学校(体育館)	田並 1212	234	78	5		○				○		
田並-5	田並	串本西中学校(体育館)	田並 1300	474	158	5		○				○		
田並-6	田並	円光寺	田並 1141	150	50	6		○				○		
田並-7	田並	国道42号(いねむりパーキング付近)	田並			10	○			○				
田並-8	田並	のうなぎ1	田並			31	○							
田並-9	田並	のうなぎ2	田並			20	○							
田並-10	田並	田ノ崎	田並			28	○							
田並-11	田並	灰地	田並			42	○							
田並-12	田並	JRトンネル裏	田並			35	○							
田並-13	田並	円光寺裏山	田並			18	○							
田並-14	田並	西峰1	田並			20	○							
田並-15	田並	西峰2	田並			20	○							
田並-16	田並	旧田並小学校体育館裏山	田並			33	○							
田並-17	田並	串本西中学校(2階以上)	田並 1300			12			○					
田並-18	田並	津呂地平見	田並上			15	○							
田並-19	田並	荒計谷	田並上			18	○							
田並-20	田並	水本裏山	田並上			9	○							
田並-21	田並	竹内裏墓地	田並上			16	○							
田並-22	田並	天神	田並			23	○							
田並-23	田並	佐居裏山	田並			9	○							
田並-24	田並	旧国道1	田並			37	○							
田並-25	田並	国道42号串本方面	田並			17	○							
田並-26	田並	串本町リサイクルセンター	田並 2288-1			70	○							

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報				指定緊急避難場所				指定避難所			
			所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人) (3㎡/人)	海拔 (m)	津波 (南海 77)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 77)	地震	風水害	土砂 災害
有田-1	有田	旧稲村環境管理センター	有田 883	98	32	48	○				○			
有田-2	有田	宝生寺	有田	53	18	22	○							
有田-3	有田	有田公民館	有田 630	361	120	4		○	○	○		○	○	○
有田-4	有田	串本西小学校(体育館)	有田 411	554	185	4		○				○		
有田-5	有田	正覚寺	有田	105	35	5		○				○		
有田-6	有田	国道42号(田並寄)	有田			15	○							
有田-7	有田	旧国道(入谷)	有田			20	○							
有田-8	有田	佐々木山	有田			20	○							
有田-9	有田	出水の谷	有田			12	○							
有田-10	有田	次右衛門谷	有田			6	○							
有田-11	有田	和田地	有田			20	○							
有田-12	有田	チンチンアメ	有田			8	○			○				
有田-13	有田	串本西小学校裏山	有田			20	○							
有田-14	有田	大山町営住宅A	有田			12	○							
有田-15	有田	大山町営住宅B	有田			20	○							
有田-16	有田	串本有田病院付近	有田			22	○							
有田-17	有田	風吹山登山口	有田			8	○							
有田-18	有田	正覚寺柿山	有田			20	○			○				
有田-19	有田	港谷配水池	有田			13	○							
有田-20	有田	港谷	有田			12	○							
有田-21	有田	天理の丘	有田			12	○							
有田-22	有田	天理の丘南	有田			9	○							
有田-23	有田	和助の山A	有田			20	○							
有田-24	有田	和助の山B	有田			20	○							
有田-25	有田	貝岡中の谿	有田			15	○			○				
有田-26	有田	逢坂山トンネル付近	有田			13	○							
高富-1	高富	光明寺	高富 375	79	26	17	○	○		○	○	○		○
高富-2	高富	高富地区集会所	高富 485-3、486	88	29	5		○				○		
高富-3	高富	国道42号(逢坂山トンネル方面)	高富			24	○			○				
高富-4	高富	トラ谷	高富			31	○							
高富-5	高富	ミカン畑1	高富			35	○							
高富-6	高富	ミカン畑2	高富			44	○			○				
高富-7	高富	釜郷原	高富			20	○							
高富-8	高富	カジャ裏	高富			20	○							
高富-9	高富	集会所裏	高富			20	○							
高富-10	高富	JR 高富変電所前	高富			30	○							
高富-11	高富	稲垣裏山	高富			30	○							
高富-12	高富・二色	旧錦富小学校体育館	二色 360	452	150	8		○	○			○	○	

基本情報							指定緊急避難場所				指定避難所			
地区番号	対象地区	新名称	所在地	面積(m ²)	収容人数(人) (3 m ² /人)	海拔(m)	津波 (南海 トラフ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 トラフ)	地震	風水害	土砂 災害
高富-13	高富・二色	旧錦富小学校裏山	二色			30	○			○				
高富-14	高富・二色	旧錦富小学校屋上	二色			15	○							
二色-1	二色	二色多目的集会所	二色 372-1, 2	231	77	4		○	○	○		○	○	○
二色-2	二色	法雲寺	二色 227	144	48	7		○				○		
二色-3	二色	又射谷	二色			18	○							
二色-4	二色	戸畔	二色			42	○			○				
二色-5	二色	伊平裏山	二色			40	○							
二色-6	二色	戸先1	二色			32	○							
二色-7	二色	戸先2	二色			30	○							
二色-8	二色	にしき園 (屋上)	二色 160			19								
二色-9	二色	楠の下	二色			24	○			○				
二色-10	二色	法雲寺裏山	二色			22	○							
二色-11	二色	稻荷神社裏山	二色			30	○							
二色-12	二色	キッコモ裏山	二色			31	○							
二色-13	二色	茶山西	二色			18	○							
二色-14	二色	茶山東	二色			25	○							
二色-15	二色	大乘	二色			31	○							
串本-1	串本	旧NTTビル (屋上)	串本 1894-1	538		22								
串本-2	串本	紀乃国屋ビル (屋上)	串本 1801	209		12								
串本-3	串本	成和ビル (屋上)	串本 2304	210		13								
串本-4	串本	串本警察署 (屋上)	串本 2114	644		14								
串本-5	串本	津波避難タワー (串本)	串本 1434-1	35		10								
串本-6	串本	和歌山東漁協津波避難タワー	串本 1885-1	214		18								
串本-7	串本	ホテルシーカンス	串本 1735-33	520		15								
串本-8	串本	小西マンション	串本 1547-7	110		10								
串本-9	串本	大江戸温泉物語 (4階以上)	串本 2300-1	5,700		12								
串本-10	串本	串本古座高校串本校舎体育館	串本 1522	1,908	636	13	○	○			○	○		
串本-11	串本	串本小学校 (体育館)	串本 776	472	157	6		○	○	○		○	○	○
串本-12	串本	串本町立体育館	串本 2427	2,148	716	3		○	○	○		○	○	○
串本-13	串本	串本町立文化センター	串本 2427	631	210	3			○	○			○	○
串本-14	串本	くしもとこども園(さくら園舎)	串本 502	1,222	407	5			○					
串本-15	串本	くしもとこども園(つばき園)	串本 508-3	759	253	6			○					

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	基本情報					指定緊急避難場所				指定避難所			
		新名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人) (3㎡/人)	海拔 (m)	津波 (南海 トラフ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 トラフ)	地震	風水害	土砂 災害
		舎)												
串本-16	串本	植松防災センター(2階以上)	串本1403-8	32	10	9	○	○	○	○		○	○	○
串本-17	串本	三区会館	串本1049-6、1049-7	88	29	6		○	○	○		○	○	○
串本-18	串本	二区会館	串本1940	120	40	3		○	○	○		○	○	○
串本-19	串本	老人憩の家「わかしお」	串本1252	326	109	5		○	○	○		○	○	○
串本-20	串本	串本中学校(体育館)	串本1620	943	314	5		○				○		
串本-21	串本	大水崎会館	串本2075	87	29	3		○				○		
串本-22	串本	武道館	串本2564	568	189	3		○				○		
串本-23	串本	渡船前	串本			21	○							
串本-24	串本	広原宅裏	串本			21	○							
串本-25	串本	バス停裏	串本			18	○							
串本-26	串本	備蓄倉庫前(西の岡)	串本			22	○							
串本-27	串本	錦江山北	串本			20	○							
串本-28	串本	西の岡(袋側)	串本			48	○							
串本-29	串本	地藏道	串本			32	○							
串本-30	串本	マリンセンター裏山	串本			19	○							
串本-31	串本	エビス山	串本			13	○							
串本-32	串本	西の岡(本町通り裏山)	串本			30	○							
串本-33	串本	串本小学校裏山	串本			17	○							
串本-34	串本	串本町学校給食センター	串本			17	○							
串本-35	串本	西の岡(図書館裏山)	串本			17	○							
串本-36	串本	西の岡(墓地上)	串本			40	○							
串本-37	串本	幼稚園横高台	串本			16	○							
串本-38	串本	ギオン山	串本			17	○							
串本-39	串本	雇用促進住宅	串本			16	○							
串本-40	串本	串本中学校裏山	串本			13	○							
串本-41	串本	Aコープ付近登り口	串本			15	○							
串本-42	串本	尾の浦奥	串本			13	○							
串本-43	串本	奥の谷	串本			20	○							
串本-44	串本	矢ノ熊踏切急傾斜上	串本			26	○							
串本-45	串本	矢ノ熊谷	串本			20	○							
サング台-1	サング台	サング台集会所	サング台1060-140	83	28	42	○	○	○	○	○	○	○	○
サング台-2	サング台	クラブハウス	サング台1060-42	265	88	40	○	○	○	○	○	○	○	○

地区 番号	対象 地区	新名称	所在地	基本情報			指定緊急避難場所				指定避難所		
				面積 (㎡)	収容人数 (人) (3㎡/人)	海拔 (m)	津波 (南海 トラフ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 トラフ)	地震	風水害
サンゴ台-3	サンゴ台	雨天練習場付近	サンゴ台			12	○			○			
サンゴ台-4	サンゴ台	イベント広場	サンゴ台			30	○			○			
サンゴ台-5	サンゴ台	総合運動公園	サンゴ台			40	○			○			
サンゴ台-6	サンゴ台	消防防災センター (消防本部・ 串本消防署)	サンゴ台 1256-1			24	○		○	○			
サンゴ台-7	サンゴ台	くしもと町立 病院	サンゴ台 691-7			53	○						
潮岬-1	潮岬	平松コミュニ ティセンター	潮岬 360-1	108	36	66	○	○	○	○	○	○	○
潮岬-2	潮岬	潮岬中学校(体 育館)	潮岬 3349	637	212	53	○	○	○	○	○	○	○
潮岬-3	潮岬	潮岬小学校(体 育館)	潮岬 3136	513	171	57	○	○	○	○	○	○	○
潮岬-4	潮岬	潮岬公民館	潮岬 3454-1	584	195	66	○	○	○	○	○	○	○
潮岬-5	潮岬	萩尾塔石集会所	潮岬 807-1	99	33	75	○	○	○	○	○	○	○
潮岬-6	潮岬	潮岬あゆみ園	潮岬 659			70	○						
潮岬-7	潮岬	ほっとハウス うわの園	潮岬 659			70							
潮岬-8	潮岬	潮岬幼稚園	潮岬			52	○		○	○			
潮岬-9	出雲	潮岬青少年の家	潮岬 669	1,275	425	46	○	○	○	○	○	○	○
出雲-1	出雲	ふれあいの家	出雲 1614-1	79	26	57	○	○	○	○	○	○	○
出雲-2	出雲	観福寺	出雲 103	96	32	11	○	○	○		○	○	
出雲-3	出雲	出雲集会所	出雲 1027-7	250	83	8		○			○		
出雲-4	出雲	出雲小学校	出雲 1617-21			46	○		○	○			
出雲-5	出雲	ヘイチの坂	出雲			19	○			○			
出雲-6	出雲	周遊道路	出雲			20	○			○			
出雲-7	出雲	旧小学校跡付近	出雲			43	○			○			
出雲-8	出雲	尾の浦付近	出雲			19	○						
出雲-9	出雲	イカシキ	出雲			22	○						
出雲-10	出雲	竹林裏	出雲			10	○			○			
出雲-11	出雲	墓地登り口	出雲			20	○						
出雲-12	出雲	墓地付近	出雲			43	○			○			
出雲-13	出雲	ジョロコシ	出雲			36	○						
出雲-14	出雲	牛尾野	出雲			31	○						
出雲-15	出雲	出雲集会所裏 山	出雲			42	○						
出雲-16	出雲	井城跡地	出雲			13	○						
出雲-17	出雲	西の丘	出雲			43	○						
出雲-18	出雲	薬師堂 (観福寺)	出雲	12	4	18	○						
大島-1	大島	蓮生寺	大島 77	100	33	17	○	○	○		○	○	○
大島-2	大島	大島消防屯所	大島	27	9	70	○	○	○	○	○	○	○
大島-3	大島	紀伊大島開発 総合センター	大島 8-10	563	188	3		○	○			○	○
大島-4	大島	水谷高台	大島			12	○						
大島-5	大島	打越	大島			11	○						

串本町地域防災計画資料編・資料

基本情報							指定緊急避難場所				指定避難所			
地区番号	対象地区	新名称	所在地	面積(m ²)	収容人数(人) (3 m ² /人)	海拔(m)	津波 (南海 77)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 77)	地震	風水害	土砂 災害
大島-6	大島	忠魂碑	大島			20	○			○				
大島-7	大島	水門神社	大島			39	○							
大島-8	大島	温泉前	大島			24	○							
大島-9	大島	大島保育所裏山	大島			27	○							
須江-1	須江	大島小学校(体育館)	須江 1577-11	585	195	72	○	○	○	○	○	○	○	○
須江-2	須江	大島中学校(体育館)	須江 1482	491	164	81	○	○	○	○	○	○	○	○
須江-3	須江	須江コミュニティセンター	須江 721-2	41	14	88	○	○	○		○	○	○	
須江-4	須江	須江・浜須賀集会所	須江 635	109	36	59	○	○	○	○	○	○	○	○
須江-5	須江	南丁寺	須江 25	84	28	24	○	○			○	○		
須江-6	須江	旧須江小学校	須江			53	○			○				
須江-7	須江	カケノ農道	須江			31	○			○				
須江-8	須江	中尾の坂	須江			21	○							
須江-9	須江	須江消防屯所	須江			27	○			○				
須江-10	須江	須江崎の坂	須江			34	○							
檜野-1	檜野	檜野集会所	檜野 852	130	43	48	○	○	○	○	○	○	○	○
檜野-2	檜野	釣り公園裏山	檜野			30	○			○				
檜野-3	檜野	バス停港口	檜野			23	○							
檜野-4	檜野	福島宅付近	檜野			46	○							
檜野-5	檜野	鈴木宅付近	檜野			46	○							
鬮野川-1	鬮野川	徳泉寺	鬮野川 214	183	61	29	○	○			○	○		
鬮野川-2	鬮野川	橋杭集会所	鬮野川 1455-内1号	570	190	9		○	○			○	○	
鬮野川-3	鬮野川	大乘郷	鬮野川			9	○							
鬮野川-4	鬮野川	阿部付近	鬮野川			21	○							
鬮野川-5	鬮野川	西地墓地上	鬮野川			20	○							
鬮野川-6	鬮野川	西地坂道	鬮野川			30	○							
鬮野川-7	鬮野川	橋杭集会上	鬮野川			16	○							
鬮野川-8	鬮野川	六勝寺跡	鬮野川			19	○							
鬮野川-9	鬮野川	坂地うどん店 駐車場付近	鬮野川			13	○			○				
鬮野川-10	鬮野川	JR トンネル上	鬮野川			24	○							
姫-1	姫	旧養春小学校	姫 27	1,290	430	4		○	○			○	○	
姫-2	姫	老人憩の家「福寿荘」	姫 718-1	148	49	8		○	○	○		○	○	○
姫-3	姫	海林寺	姫	80	27	12		○				○		
姫-4	姫	しりでの坂	姫			24	○			○				
姫-5	姫	井上山	姫			16	○							
姫-6	姫	かじや山	姫			23	○							
姫-7	姫	池田山	姫			24	○							
姫-8	姫	海林寺裏山	姫			19	○							
姫-9	姫	稲荷山	姫			20	○							
姫-10	姫	いちすけ裏山	姫			17	○							
姫-11	姫	中山蜜柑畑	姫			13	○							

地区 番号	対象 地区	新名称	所在地	基本情報			指定緊急避難場所				指定避難所			
				面積 (㎡)	収容人数 (人) (3㎡/人)	海拔 (m)	津波 (南海 ﾄ7)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 ﾄ7)	地震	風水害	土砂 災害
姫-12	姫	旧養春小学校裏山	姫			23	○							
姫-13	姫	崩れ	姫			25	○			○				
伊串-1	伊串	海蔵寺	伊串144	89	30	10	○	○			○	○		
伊串-2	伊串	伊串多目的集会所	伊串264-2	193	64	6		○	○	○		○	○	○
伊串-3	伊串	山見登り口	伊串			12	○			○				
伊串-4	伊串	尾崎みかん園	伊串			20	○			○				
伊串-5	伊串	セドノ山	伊串			16	○			○				
伊串-6	伊串	ドウ谷	伊串			14	○							
伊串-7	伊串	地藏様上	伊串			19	○			○				
伊串-8	伊串	山ノ神	伊串			19	○			○				
伊串-9	伊串	五輪山	伊串			19	○							
目津大浦-1	目津大浦	目津大浦集会所	西向1480-49	115	38	5		○				○		
目津大浦-2	目津大浦	大浦町営住宅裏山	西向			27	○							
目津大浦-3	目津大浦	大浦墓地	西向			16	○							
目津大浦-4	目津大浦	目津墓地	西向			16	○							
目津大浦-5	目津大浦	目津平見	西向			24	○							
目津大浦-6	目津大浦	目津の谷	西向			12	○							
目津大浦-7	目津大浦 神野川	西向中学校 (体育館)	西向922	616	205	7		○				○		
目津大浦-8	目津大浦 神野川	西向中学校 (3階以上)	西向922	731	244	15		○	○	○				
神野川-1	神野川	宗福寺	神野川1211	77	26	10	○	○	○		○	○	○	
神野川-2	神野川・原町 上ヶ地・住吉	西向小学校 (体育館)	西向638	429	143	8	○	○	○		○	○	○	
神野川-3	神野川	神野川会館	神野川	54	18	5		○		○		○		○
神野川-4	神野川	坂畑の山	神野川			20	○							
神野川-5	神野川	経塚	神野川			17	○							
神野川-6	神野川	浅利裏山	神野川			20	○							
神野川-7	神野川	地主神社裏山	神野川			19	○			○				
原町-1	原町 上ヶ地	西向多目的集会所	西向648-1	226	75	8		○				○		
原町-2	原町 上ヶ地	岡田山	西向			19	○							
原町-3	原町 上ヶ地	西向小学校裏山	西向			21	○							
原町-4	原町・上ヶ地 住吉	火伏の森周辺	西向			10	○			○				
原町-5	原町・上ヶ地 住吉	旧西向幼稚園	西向858-3	420	140	3		○	○	○		○	○	○
住吉-1	住吉	妙福寺	西向	80	27	7		○	○	○		○	○	○
住吉-2	住吉	町民文化センター(西向)	西向450	324	108	4		○				○		
住吉-3	住吉	津波避難タワー(西向)	西向536	50		12								
住吉-4	住吉 岩淵	串本町役場古座分庁舎(3階)	西向359	1,053	351	12			○	○				

串本町地域防災計画資料編・資料

地区 番号	対象 地区	新名称	基本情報				指定緊急避難場所				指定避難所			
			所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人) (3㎡/人)	海拔 (m)	津波 (南海 77)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 77)	地震	風水害	土砂 災害
		以上)												
岩淵-1	岩淵	成就寺	西向 396	102	34	10	○	○	○		○	○	○	
岩淵-2	岩淵	護国神社跡	西向			21	○							
岩淵-3	岩淵	新宮保健所串本支所 (2階以上)	西向 193			8			○	○				
岩淵-4	岩淵	青年クラブ裏山	西向			20	○							
岩淵-5	岩淵	カジヤ谷	西向			16	○							
岩淵-6	岩淵	大神神社入口	西向			16	○							
岩淵-7	岩淵	JR 保線管理ビル	西向 294-2			7								
古田-1	古田	古田コミュニティセンター	古田 199-1	50		9	○	○	○		○	○	○	
古田-2	古田	六勝寺	古田 197	76		10	○	○	○		○	○	○	
古田-3	古田	岩淵谷	古田			20	○							
古田-4	古田	山口谷	古田			20	○							
古田-5	古田	古田第2浄水場付近	古田 322			19	○							
古田-6	古田	市谷広場	古田			12	○							
古田-7	古田	中谷倉庫	古田			10	○		○					
古田-8	古田	地主神社	古田	38	13	8	○			○				
古田-9	古田	栗原 (河内様裏山)	古田			22	○							
中湊-1	中湊	串本古座高校古座校舎体育館	中湊 377	1,759	586	9	○	○			○	○		
中湊-2	中湊	古座小学校 (2階以上)	中湊 161	960	320	13								○
中湊-3	中湊	古座公民館	中湊 65	250	83	8	○	○			○	○		
中湊-4	中湊	古座小学校 (体育館フロア)	中湊 160	540	180	13		○	○			○	○	
中湊-5	中湊	中湊コミュニティセンター	中湊 163-12	210	70	4		○				○		
中湊-6	中湊	正法寺	中湊	53	18	9	○							
中湊-7	中湊	右東谷津荷線登り口	中湊			14	○							
古座-1	古座	古座漁村センター	古座 164-1	609	203	4		○	○			○	○	
古座-2	古座	古座集会所	古座 348	91	30	5		○				○		
古座-3	古座	古座消防拠点施設	古座 274-2	94	31	4		○				○		
古座-4	古座	阿弥陀寺	古座	89	30	25	○							
古座-5	古座	青原寺	古座	74	25	29	○							
古座-6	古座	中ノ谷	古座			25	○							
古座-7	古座	旧古座川病院裏山	古座			25	○							
古座-8	古座	造船所裏	古座			15	○							
上野山-1	上野山	旧上野山保育所	上野山 143	191	64	62	○	○	○	○				
上野山-2	上野山	古座福祉センター	上野山 291-4	1,306	435	74	○	○	○	○	○	○	○	○

基本情報							指定緊急避難場所				指定避難所			
地区番号	対象地区	新名称	所在地	面積(m ²)	収容人数(人) (3 m ² /人)	海拔(m)	津波(南海トラフ)	地震	風水害	土砂災害	津波(南海トラフ)	地震	風水害	土砂災害
上野山-3	上野山	通園らっこ	津荷 250-1			70								
津荷-1	津荷	上野山にしき園	津荷			62	○							
津荷-2	津荷	津荷集会所	津荷 376	198	66	4		○	○	○		○	○	○
津荷-3	津荷	永明寺	津荷	92	31	7		○				○		
津荷-4	津荷	上野山防災広場	津荷			76	○			○				
津荷-5	津荷	上野山北	津荷			26	○							
津荷-6	津荷	上地	津荷			15	○							
津荷-7	津荷	永明寺裏	津荷			19	○							
津荷-8	津荷	志うけの谷	津荷			16	○							
津荷-9	津荷	稲荷山 1	津荷			20	○							
津荷-10	津荷	稲荷山 2	津荷			20	○							
津荷-11	津荷	稲荷山 3	津荷			20	○							
津荷-12	津荷	稲荷山 4	津荷			16	○							
津荷-13	津荷	稲荷山 5	津荷			13	○							
津荷-14	津荷	上野山こども園	津荷 29-2			60	○			○				
津荷-15	津荷	佐藤宅付近	津荷			26	○			○				
津荷-16	津荷	小畑裏	津荷			17	○							
津荷-17	津荷	宮様の山	津荷			20	○							
田原-1	田原	津波避難タワー(田原)	田原 428	35		9	○							
田原-2	田原	古座ヴィラコミュニティセンター	田原 3704-101, 102	77	26	27	○	○	○	○	○	○	○	○
田原-3	田原	旧田原中学校(2階以上)	田原 700	1,385	462	9		○	○	○		○		
田原-4	田原	田原小学校(2階以上)	田原 725	726	242	8			○					
田原-5	田原	田原小学校(体育館)	田原 725	368	123	4		○				○		
田原-6	田原	山村交流センター	田原 277-4	331	110	4		○		○		○		○
田原-7	田原	田原区民会館	田原 540	70	23	4		○	○	○		○	○	○
田原-8	田原	黒潮台	田原			24	○							
田原-9	田原	えびす	田原			20	○							
田原-10	田原	五平山	田原			48	○							
田原-11	田原	せーべの平見	田原			55	○							
田原-12	田原	たん谷	田原			54	○							
田原-13	田原	坊の山	田原			53	○							
田原-14	田原	むねの平見 1	田原			50	○							
田原-15	田原	むねの平見 2	田原			50	○							
田原-16	田原	むねの平見 3	田原			50	○							
田原-17	田原	展望台	田原			71	○			○				
田原-18	田原	かまこの平見	田原			50	○			○				

串本町地域防災計画資料編・資料

基本情報							指定緊急避難場所				指定避難所			
地区 番号	対象 地区	新名称	所在地	面積 (㎡)	収容人数 (人) (3㎡/人)	海拔 (m)	津波 (南海 トラフ)	地震	風水害	土砂 災害	津波 (南海 トラフ)	地震	風水害	土砂 災害
上田原-1	上田原	正法寺	上田原	67	22	10	○	○	○	○	○	○	○	○
上田原-2	上田原	古座あさか・せ園	上田原 1237	264	88	9	○		○	○			○	○
上田原-3	上田原	上田原生活改 善センター	上田原 867-1	112	37	10	○	○			○	○		
佐部-1	佐部	佐部集会所	佐部 320	120	40	13	○	○	○	○	○	○	○	○
佐部-2	佐部	晋濟寺	佐部	74	25	21	○	○	○		○	○	○	

指定緊急避難場所及び指定避難所

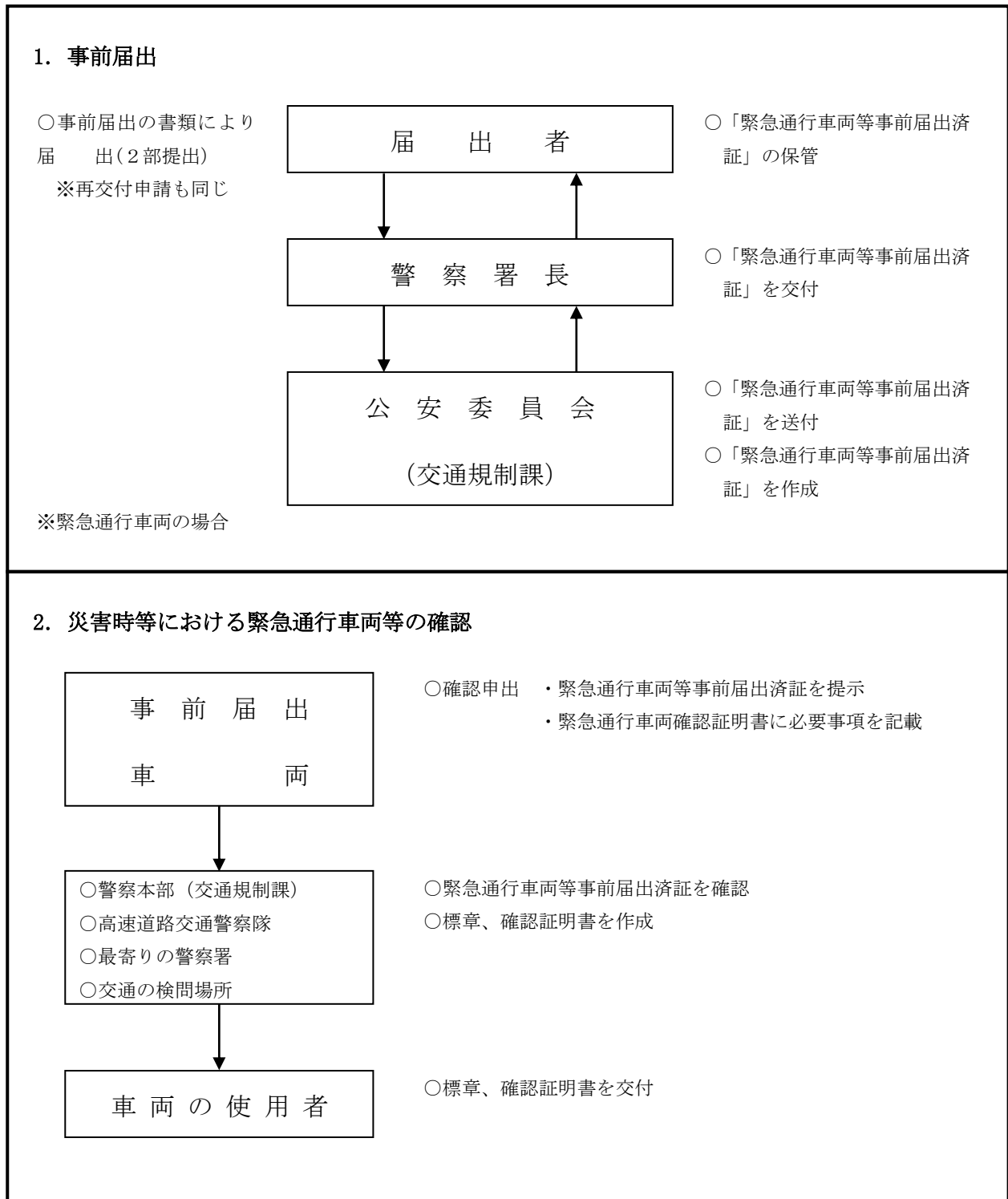
指定緊急避難場所 342 箇所 （・津波（南海トラフ） 286 箇所 ・地震 97 箇所 ・風水害 70 箇所 ・土砂災害 103 箇所）
 指定避難所 100 箇所 （・津波（南海トラフ） 49 箇所 ・地震 96 箇所 ・風水害 57 箇所 ・土砂災害 41 箇所）

資料 30 災害時用臨時ヘリポート一覧表

番号	施設名	所在地		施設管理者		発着場 面積(m) 東西 × 南北	地震		備考
		住所	電話 番号	氏名	電話 番号		L1	L2	
1	旧和深中学校	和深 927		串本町 総務課	0735- 62-0555	65×65	○	○	北に旧校舎
2	赤瀬公民館	和深 2876-1		串本町 教育課	0735- 62-0006	80×50	○	○	北に旧校舎
3	串本西中学校	田並 1300	0735- 62-0013	学校長	0735- 62-0013	60×70	○	×	北に体育館 西に校舎
4	串本町リサイ クルセンター	田並 2288-1		串本町 総務課	0735- 62-0555	35×55	○	○	東に施設
5	稲村環境管理 センター跡地	有田 883		串本町 総務課	0735- 62-0555	37×21	○	○	西に施設
6	旧錦富小学校	二色 1523	62-0004	串本町 総務課	0735- 62-0555	30×65	○	×	東に校舎 西に体育館
7	串本古座高等 学校 串本校舎	串本 1523	0735- 62-0004	学校長	0735- 62-0004	120×91	○	×	東に校舎 南に高層建物
8	潮岬望楼の芝	潮岬 2865-1 他		潮岬財産区 串本町	0735- 62-0555	340×140	○	○	北に高層建 物
9	潮岬青少年の 家	潮岬 668-1	0735- 62-6045	NPO 潮岬おも しろらんど	0735- 62-6045	60×100	○	○	
10	大島中学校	須江 1482	0735- 65-0137	学校長	0735- 65-0137	86×66	○	○	東に校舎
11	大島小学校	須江 1577-11	0735- 65-0245	学校長	0735- 65-0245	80×84	○	○	西に校舎
12	串本町総合運 動公園 多目 的グラウンド	鬮野川 1105		串本町 教育課	0735- 62-0006	150×100	○	○	
13	西向小学校	西向 638	0735- 72-0137	学校長	0735- 72-0137	30×50	○	×	北西に校舎
14	重畳山公園	伊串		串本町	0735- 62-0555	30×60	○	○	
15	串本古座高等 学校 古座校舎	中湊 370	0735- 72-0008	学校長	0735- 72-0008	120×70	○	○	南・西に校舎
16	上野山防災広 場・防災対応離 着陸場	上野山 291-1		串本町 総務課	0735- 62-0555	127×110	○	○	南に ラジオ塔
17	田原小学校	田原 1300	0735- 74-0811	学校長	0735- 74-0811	60×100	×	×	西に校舎
18	古座あさかぜ 園	上田原 1237	0735- 74-0211	所長	0735- 74-0211	54×67	○	○	北に施設

出典：串本町総務課資料

資料 31 緊急通行車両事前届出制度のフローチャート



別記様式第1号

災害応急対策用	
緊急通行車両事前届出書	
年 月 日	
和歌山県公安委員会 殿	
申請者 住 所	
氏 名	
印	
電 話 () 局 番	
番 号 標 に 標 示 さ れ て い る 番 号	
車 両 の 用 途	
輸 送 人 員 又 は 品 名	
使 用 者	住 所
	電 話 ()
	氏 名
出 発 地	


(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び自動車検査証の写しを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(事前届出済証)

別記様式第3号

(表面)

災害応急対策用	第	号
<h2 style="margin: 0;">緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 済 証</h2>		
年 月 日		
和 歌 山 県 公 安 委 員 会		

- 備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
 2 用紙の地の色は白色とし、文字の色は黒色とする。

(裏面)

注 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。

2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、和歌山県公安委員会（警察署を經由）に届け出て再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

(1) 緊急通行車両等に該当しなくなった場合。

(2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。

(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

車 両 番 号	
---------	--

災害時における 確 認 欄	確 認 日 時	年 月 日 午前・後 時 分
	確 認 場 所	
	確認者所属・氏名	

(緊急通行車両標章)



- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする
 2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏面)

1. 注意事項
 - (1) この標章は、車両の見やすいところにはっておくこと。
 - (2) 確認された日時が過ぎたときは、早く警察にかえずこと。
2. 通行を確認する条件
 - (1) 上記の注意事項を必ず守ること
 - (2) 通行の確認を受けた目的以外の場合に通行しないこと。
 - (3) この条件に違反したときは、通行の確認を取り消すことがある。

(緊急通行車両確認証明書)

別記様式第4(第6条関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
公安委員会 印			
番号標に標示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時	出発地	目的地	
通行経路			
備考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

出典：和歌山県地域防災計画資料編(平成28年度修正)

資料 32 現有備蓄量一覧表

平成 28 年 4 月 1 日

地区	備蓄場所	非常食【α米等】		保存水		毛布	ブルーシート
		(箱)	(食)	(本)	(リットル)	(枚)	(枚)
串本	消防防災センター	163	6500	12,648	6,324	140	80
	クラブハウス	0	0	0	0	0	0
	串本町役場本庁舎	0	0	0	0	0	0
	串本町防災資材倉庫	0	0	0	0	990	1,210
	串本古座高校串本校舎	0	0	0	0	0	0
	袋区資材倉庫	0	0	0	0	10	0
	橋杭区民集会所	0	0	0	0	10	0
	串本地区津波避難ター	0	0	0	0	10	10
	紀乃国屋ビル	0	0	0	0	20	10
	成和ビル	0	0	0	0	20	10
	N T Tビル	4	200	48	24	30	0
	漁協タワー	2	100	96	48	100	0
	小計	169	6,800	12,792	6,396	1,335	1,320
二色高富	二色多目的集会所	0	0	0	0	10	0
	旧錦富小学校	6	300	0	0	20	0
	光明寺	4	200	240	120	0	0
	にしき園	0	0	0	0	0	0
	小計	10	500	240	120	30	0
潮岬	潮岬小学校	12	500	0	0	10	0
	潮岬中学校	0	0	0	0	10	0
	潮岬公民館	2	100	120	60	10	0
	平松コミュニティセンター	2	100	120	60	10	0
	萩尾塔石集会所	2	100	120	60	10	0
	小計	18	800	360	180	50	0
出雲	出雲小学校	7	300	0	0	0	0
	ふれあいの家	0	0	0	0	10	0
	小計	7	300	0	0	10	0
有田	串本西小学校	7	300	0	0	0	0
	有田公民館	0	0	0	0	10	0
	小計	7	300	0	0	10	0
田並	串本西中学校	7	300	0	0	0	0
	田並地区津波避難ター	2	100	24	12	10	10
	田並公民館	0	0	0	0	12	0
	小計	9	400	24	12	22	10
江田	海蔵寺	0	0	0	0	10	0

地区	備蓄場所	非常食【α米等】		保存水		毛布	ブルーシート
		(箱)	(食)	(本)	(びん)	(枚)	(枚)
	小計	0	0	0	0	10	0
田子 安指	赤瀬公民館	8	350	240	120	0	0
	田子区民会館	0	0	0	0	10	0
	安指区民会館	0	0	0	0	10	0
	小計	8	350	240	120	20	0
和深	和深総合センター	8	400	240	120	29	0
	和深公民館	0	0	0	0	10	0
	東地集会所	5	250	240	120	0	0
	小計	13	650	480	240	39	0
大島	紀伊大島開発総合センター	0	0	0	0	20	0
	小計	0	0	0	0	20	0
須江	大島小学校	7	300	120	60	0	0
	大島中学校	0	0	0	0	0	0
	小計	7	300	120	60	0	0
檜野	檜野防災センター	8	400	696	348	60	0
	檜野青年会館	0	0	0	0	10	0
	小計	8	400	696	348	70	0
姫 伊串	旧養春小学校	3	150	72	36	20	0
	姫区防災倉庫	0	0	0	0	0	0
	海蔵寺	4	190	0	0	20	0
	小計	7	340	72	36	40	0
西向	西向小学校	9	390	0	0	40	0
	西向中学校	0	0	0	0	0	0
	串本町役場第2庁舎	10	500	0	0	151	0
	西向地区津波避難タワー	0	0	0	0	10	10
	宗福寺	0	0	240	120	20	0
	小計	19	890	240	120	221	10
古座 中湊	古座小学校	10	450	0	0	40	0
	古座消防署	0	0	0	0	0	15
	串本古座高校古座校舎	0	0	240	120	0	0
	古座漁村センター	0	0	120	60	20	10
	小計	10	450	360	180	60	25
津荷	津荷集会所	1	50	240	120	10	0
	小計	1	50	240	120	10	0
古田	六勝寺	2	100	120	60	20	0
	小計	2	100	120	60	20	0
田原	田原小学校	9	450	0	0	40	0

地区	備蓄場所	非常食【α米等】		保存水		毛布	ブルーシート
		(箱)	(食)	(本)	(リットル)	(枚)	(枚)
	旧田原中学校	0	0	0	0	0	0
	田原地区津波避難ター	2	100	24	12	10	10
	田原連絡所	0	0	24	12	10	15
	古座ヴィラ集会所	3	150	240	120	10	20
	小計	14	700	288	144	70	45
	上野山	上野山防災倉庫	175	8,750	41,304	20,724	1,501
	小計	175	8,750	41,304	20,724	1,501	570
串本町合計		484	22,080	57,576	28,860	3,538	1,980

資料 33 雨量観測所一覧表（県管理）

観測所	所在地	設置場所	観測者	備考
串本	串本町串本 2491	東牟婁振興局串本建設部	東牟婁振興局 串本建設部職員	テレメータ
串本町役場	串本町串本 1800	串本町役場	東牟婁振興局 串本建設部職員	テレメータ
大山	串本町里川 14	串本町里川	東牟婁振興局 串本建設部職員	テレメータ
和深	串本町和深 535-4	西地花卉集荷施設	東牟婁振興局 串本建設部職員	テレメータ
重畳山	串本町伊串 861	串本町伊串地内	東牟婁振興局 串本建設部職員	テレメータ
古座	串本町西向 359	串本町役場古座分庁舎	東牟婁振興局 串本建設部職員	テレメータ

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 34 水位観測所一覧表（県管理）

河川名	観測所	所在地	設置場所	水位		堤防高		備考
				水防団 待機水位	はん濫 注意水位	左岸	右岸	
鬮野川	鬮野川	鬮野川	寺の元橋 左岸下流 3m	1.30m	1.60m	3.00m	3.10m	テレメータ 半導体式
田原川	出合橋	上田原	出合橋 右岸下流 25m	1.40m	1.80m	4.20m	4.60m	テレメータ 半導体式

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 35 水防上影響のある橋梁一覧表

河川名	橋梁名	管理者	位置	形式	橋梁諸元			橋梁の状態 水防上の影響	備考
					幅員	延長	経間		
田原川	秀田橋	和歌山県	上田原	コンクリート T型	9.1m	10.0m	1	桁下高不足による 流下能力不足	県道 長井古座線
津荷川	上地橋	串本町	津荷	コンクリート T型	1.7m	11.3m	1	桁下高不足による 流下能力不足	農道

出典：平成 25 年度和歌山県水防計画書

資料 36 非常通信経路計画及び非常通信協議会の概要

I 非常通信とは

(1) はじめに

我が国は世界でも有数の災害発生国であり、これまでも多くの大災害により、貴重な人命と莫大な財産が失われております。近年では、産業や経済の発達に伴って人口や経済活動が都市部へ集中したり、逆に地方の過疎化により、新たな形態の災害もみられるようになっていきます。

地震、台風等の大災害時に、被害の拡大防止や早急な救助活動の実施等を行うためには、通信の確保を図ることが重要になります。従って、災害時に通信の円滑な運用を図るためには、各機関がこの非常通信経路計画を十分に承知し、日常から利用方法等を習熟しておくことが必要です。

(2) 非常通信

国の機関、地方公共団体、会社、船舶、航空機、アマチュア等が様々な場面で無線局を運用していますが、通常は許可された業務以外の目的に使用することができません。しかし、電波法第 52 条の規定により、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTT西日本の公衆電気通信回線等の有線通信が利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通・通信の確保、秩序の維持等のための通信を行うことができます。これを「非常通信」といいます。

また、総務大臣は電波法第 74 条の規定により、上述のような非常の場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができます。

(3) 非常通信の発信資格

非常通信は誰でも行うことができますが、通信の方法と通報の内容に制限があります。通報には「ヒゼウ」を前置する他、呼出し又は応答する場合は無線局運用規則に規定する方法により行います。

(4) 非常通信としての通報内容

次の内容の通報もしくはこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次の通りとします。

- a 人命の救助に関する通報
- b 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- h 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- j 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
地方防災会議会長
災害対策本部長
- k 電力設備の修理復旧に関する通報
- l 基本法第 57 条の規定に基づいて都道府県知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの
- m 基本法第 79 条の規定に基づいて指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措

置を実施するために必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの
n その他の通信

(5) 非常通信の依頼

非常災害時には、通信施設を持っている者においても自己の業務や事業に関連した通信が増加するため、相当程度ふくそうすることが予想されます。従って、他者の通信施設を利用する者にあっては、依頼する通報を簡潔かつ真に非常通信にふさわしい内容のものとし、最寄りの通信設備へ持参して依頼します。

設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で、和歌山県内の主要なものは次のとおりです。あらかじめ最寄りの通信設備を選定して、非常通信訓練を実施するなど日常から連携を保持しておくことが大切です。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ア 警察通信設備 | イ 海上保安庁通信設備 |
| ウ 国土交通省無線通信設備 | エ 気象庁通信設備 |
| オ 法務省通信設備 | カ NTT西日本通信設備 |
| キ JR通信設備 | ク 県通信設備(地域衛星通信ネットワークを含む) |
| ケ 市町村無線通信設備(消防無線を含む) | コ 関西電力無線通信設備 |
| サ 南海電鉄株式会社通信設備 | シ 和歌山県漁業無線局 |
| ス アマチュア無線局 | セ 電源開発株式会社無線通信設備 |

(この経路計画は、これらの通信設備を利用して、各市町村から和歌山市、和歌山市から大阪市・東京都等への非常通信経路を構成したものであり、平素からこの計画に基づいて関係機関が連絡を密にすることにより災害時に備えることが重要です。)

(6) 通報文の作成要領

- ア 記載例の非常通信用紙により作成すること。
- イ 通報は何通でも依頼できますが、簡潔、明瞭な内容とすること。
- ウ 通報文の末尾に発信人名を記載すること。
- エ 時間は24時間制で記入のこと。
- オ 実際に非常通報を発信する場合は、種別欄①の「非常」という文字を丸印で囲むこと(「訓練」という文字は二重線で取り消す)。
- カ 訓練のときは、種別欄①の「訓練」という文字を丸印で囲む(「非常」という文字は二重線で取り消す)とともに、通報文の冒頭に必ず「訓練」又は「クンレン」と記入すること。
- キ 中継局は返信も可能にするよう必要項目を記入すること。

出典：和歌山県地域防災計画資料編(平成25年度修正)

<非常通信用紙>

①種別

訓 練	非 常
-----	-----

非常通信協議会

非 常 通 信 用 紙

受付年月日	② 平成 年 月 日	受付時刻	③ 時 分	番 号	④
あ て 先	⑤ 機関名： TEL：() FAX：()				
発 信 人	⑥ 発信日時： 月 日 機関名：		伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
通 報 文	⑦				
伝 達 経 路	1	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：	
	2	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：	
	3	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：	
	⑧ 4	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)		伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：	

*受信者は、必要な事項 (①~⑧) を記入すること。

*回線種別には、使用した回線の種別 (県防、地域、消防等) を記載すること。

*中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること (受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

<記載例> 訓練の場合の通信文

①種別

訓練	非常
-----------	---------------

非常通信協議会

非常通信用紙

受付年月日	② 平成 14 年 7 月 26 日	受付時刻	③ 13 時 00 分	番 号	④ 串本町 1
あて先	⑤ 機関名： 和歌山県災害対策本部長 TEL：() FAX：()				
発信人	⑥ 発信日時： 7 月 26 日 機関名： 串 本 町 長		伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
通報文	⑦ 訓練「7 月 26 日 11 時 20 分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災、死傷者が出ているもよう、至急応援をたのむ」 串本町長				
伝達経路	1	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： 串本警察署 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
	2	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
	3	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
	⑧ 4	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		

*受信者は、必要な事項 (①~⑧) を記入すること。

*回線種別には、使用した回線の種別 (県防、地域、消防等) を記載すること。

*中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること (受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

<記載例> 訓練の場合の通信文

①種別

訓練	非常
-----------	---------------

非常通信協議会

非常通信用紙

受付年月日	② 平成 14 年 7 月 26 日	受付時刻	③ 13 時 00 分	番 号	④ 串本町 1
あて先	⑤ 機関名： 和歌山県災害対策本部長 TEL：() FAX：()				
発信人	⑥ 発信日時： 7 月 26 日 機関名： 串 本 町 長		伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
通報文	⑦ 訓練「7 月 26 日 11 時 20 分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災、死傷者が出ているもよう、至急応援をたのむ」 串本町長				
伝達経路	1	受信 (1 3 時 2 9 分) ・ 送信 (1 3 時 3 2 分) 機関名： 串本警察署 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： (警 察) 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
	2	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： 和歌山県警察 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
	3	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
	⑧ 4	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		

*受信者は、必要な事項 (①~⑧) を記入すること。

*回線種別には、使用した回線の種別 (県防、地域、消防等) を記載すること。

*中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること (受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

<記載例> 訓練の場合の通信文

①種別

訓練	非常
-----------	---------------

非常通信協議会

非常通信用紙

受付年月日	② 平成 14 年 7 月 26 日	受付時刻	③ 13 時 00 分	番 号	④ 串本町 1
あて先	⑤ 機関名： 和歌山県災害対策本部長 TEL：() FAX：()				
発信人	⑥ 発信日時： 7 月 26 日 機関名： 串 本 町 長	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：			
通報文	⑦ 訓練「7 月 26 日 11 時 20 分頃発生した地震により、家屋倒壊、火災、死傷者が出ているもよう、至急応援をたのむ」 串本町長				
伝達経路	1	受信 (1 3 時 2 9 分) ・ 送信 (1 3 時 3 2 分) 機関名： 串本警察署 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： (警 察) 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
	2	受信 (1 3 時 3 5 分) ・ 送信 (1 3 時 4 0 分) 機関名： 和歌山県警察 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
	3	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： 和歌山県災害対策本部長 (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		
	⑧ 4	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法： 無線 有線 使送 回線手段： () 伝達手段： 音声 FAX 電信 映像 T E L： F A X：		

*受信者は、必要な事項 (①~⑧) を記入すること。

*回線種別には、使用した回線の種別 (県防、地域、消防等) を記載すること。

*中継依頼機関は、伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること (受信及び送信時刻は完了した時刻を記入すること)。

II 非常通信協議会

(1) 非常通信協議会とは

このような非常通信の円滑な実施を確保するため、電波法第 74 条の 2 に基づく総務大臣の要請のよって平素から無線局の免許をはじめ地方公共団体、その他関係の深い機関が集まって結成されている団体です。

昭和 22 年頃、戦後の混乱期に既に非常通信委員会として結成され、その後、昭和 26 年 7 月 19 日現電波法のもとにおいて非常通信協議会として再発足して以来、数々の人災地変におびただしい数の非常通信を取り扱って重要通信を確保し、使命の達成に努めてきました。

その後昭和 37 年、災害対策基本法が施行されるとともに、中央防災会議及び府県防災会議と緊密な連携を保ちつつ、一体となって非常災害時に備えて、主に次のような事業を行っています。

- ア 非常災害の場合の通信計画の作成
- イ 非常通信訓練の実施
 - (ア) 全国非常通信訓練
 - (イ) 感度交換訓練
 - (ウ) 防災の日の非常通信訓練
 - (エ) 地方総合訓練
- ウ 無線局等通信系等に関する資料の作成配布
- エ 非常通信に関する研修の実施
- オ 構成員相互の連絡強化

現在、中央組織として中央非常通信協議会があり、近畿に近畿地方非常通信協議会があります。本県は、近畿地方非常通信協議会の構成員（担当課は総合防災課）として、県内非常通信経路計画や訓練報告書の取りまとめ等を行っています。

(2) 訓練

- ア 災害が発生した場合に非常通信が十分な効果が挙げられるように、平素から非常通信の計画に基づいて訓練を行わなければなりません。本県では近畿非常通信協議会の計画に基づき、毎年、非常通信の訓練を実施することになっています。
- イ 訓練は、定期あるいは臨時に実施しますが、実施の時期は、その都度近畿地方非常通信協議会の依頼により、本県から通知いたします。
- ウ 非常通信（訓練通信）実施要領を別紙のとおり定めているので、これに従って訓練を実施し、訓練終了後の報告を行ってください。

(参 考)

非常通信とアマチュア局について

社団法人 日本アマチュア無線連盟

和歌山県支部

(1) アマチュア局とは

- イ) アマチュア局とは、個人的な趣味の一つとして無線通信を行う無線局で、所轄総合通信局長の免許を受け、無線従事者の資格を持っているものが運用する無線局をいいます。
- ロ) 正規のアマチュア局は必ず、呼出符号（例－JA3XYZ のような）を付与されており交信に際してはこれを明示する事を義務付けられています。
- ハ) アマチュア局の無線設備はすべて自己の負担で設置運営しています。
- ニ) 非常通信時の特別な場合以外は免許状に記載された目的以外は使用することができません。又金銭上の利益のために使用することもできません。

(2) 非常通信の依頼について

アマチュア局には日本アマチュア無線連盟に加入している局とそうでない局とがあり、いずれの局でも非常通信を行うことができますが、総務大臣の職権による依頼以外は、あくまでも免許人個人の判断によって行うことになっています。

特にアマチュア局はすべて個人の資産であり運営費も個人負担であるため、非常通信等の実施についてもその経費、損害等についてはすべて自己負担が原則となっています。法人組織や公共団体などにおいて職員が業務として行う非常通信とは前記の役費負担や、損害に対する補償等の問題において大きく異なっています。よって、連盟としても各免許人に対してこれらの点を十分に配慮して対処するよう要望を致しております。以上の状況から各免許人に非常通信に関して、これの実施について強く要望することはできかねますので、非常の際、アマチュア局による通信を希望される機関は、近隣アマチュア局免許人個人と、個々に交渉の上対処されることを希望します。

なおその際に次の事項に注意してください。

- イ) 非常通信等を目的としてアマチュア局を開設することは違法となりますので、これらを目的とした助成等については十分に留意してください。不明の点については連盟和歌山県支部担当者までお問い合わせください。
- ロ) アマチュア局はすべての局が非常通信等の通信に熟練しているとは限りません（特別に訓練された者の場合を除き。）ので、非常通信についてはなるべく業務局系を利用し、アマチュア局の利用は最後の手段としていただきたい。その場合においても免許人の判断で断わることもあり得ることをご承知おきください。
- ハ) アマチュア局は個々の局によって交信可能範囲が異なりますので、協力を得られるアマチュア局とはその点を十分に確認しあっておくことが大切です。
- ニ) その他電文の送受等については業務局の場合と同様で、非常通信実施要領に従ってください。訓練についても同様です。
- ホ) 近隣のアマチュア局について知りたい場合は、日本アマチュア無線連盟和歌山県支部又は各地区役員にお問い合わせ下さい。（別表参照）

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 37 非常通信経路（市町村防災系）

1 通信経路の総合信頼度（経路の級別基準）

基準項目 \ 級別	A 級（高信頼度）	B 級
途中中継回路	1 以下	2 以上
新規連絡設定	なし	あり
停電時の運用	可能	不可能
通信担当者の配置	常時配置 (又は非常の際に 30 分程度以内に配置につける状態)	左記以外
有線区間	なし (又はあっても 2 以上のルートがあるか、地下ケーブル等強固な設計となっている)	左記以外
移動局による通信の取扱	なし	あり

総合信頼度“A 級”とは経路全体を通じ、全基準項目について A 級基準に該当する。

“B 級”とは経路中のいずれかの基準項目について B 級基準のものが含まれる。

2 凡例

[水防道路]：国土交通省水防道路用多重無線回線

[消防防災]：消防防災無線網（地上系）

[地星]：地域衛星通信ネットワーク回線

[県防]：県防災行政無線回線（FWA）

[警察]：警察用回線

[気象]：気象用回線

[海保]：海上保安庁回線

[電力]：電気事業者回線

[JR]：JR 用回線

[南海]：南海電鉄回線

[関電]：関西電力回線

[ガス]：大阪ガス回線

[専用]：電気通信事業者の専用通信回線

[消防]：消防救急無線（共通波）

[相互]：防災相互通信用無線

[放流警報]：ダム放流警報用無線

[日赤]：赤十字用無線

[アマ]：アマチュア無線

[孤立防止]：NTT 西日本孤立防止用衛星無線電話

[衛星電話]：衛星携帯電話

無線区間 有線区間 有無線混在区間 衛星通信区間
 和歌山県総合防災情報システムの衛星系回線、有線系回線 2 ルート区間
 使送区間（使送距離○km）、■使送対応不可の機関、△孤立防止用衛星電話

3 発着信局までの距離

本計画は、県庁と市町村役場間の地域防災業務に用いられる場合が最も多いと考えられるので、発着信局までの使送距離はそれぞれ県庁及び各市町村役場からの距離を代表表示した。

区 間	総合信頼度	市町村役場との距離	(発着信局)	非常通信経路	(発着信局)	距離
串本町 (総務課 防災・防犯 G) ⇔ 東牟婁振興局	B		串本町役場	[専用][地星]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	B					
	B	0.7km	町消防防災センター (町庁舎代替施設)	[相互]	東牟婁振興局 (総務県民課)	
	B	0.7km	串本警察署 (地域課)	[警察]	新宮警察署 (地域課)	0.1km
	A	1km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所	[水防道路]	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 新宮国道維持出張所	0.5km
串本町 (総務課 防災・防犯 G) ⇔ 和歌山県庁	B		串本町役場	[専用][地星]	和歌山県庁 (災害対策課)	
	B					
	B	0.7km	串本警察署 (地域課)	[警察]	県警察本部 (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	構内
	A	1km	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所	[水防道路]	和歌山県庁 (災害対策課)	
	B	0.5km	串本海上保安署	[海保]	和歌山海上保安部 (警備救難課)	2.2km
	B	0.5km	■ J R 串本駅	[J R]	J R 和歌山支社	2.7km

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 28 年度修正）

資料 38 消防用県内共通波無線非常通信経路

記号 ————— 共通波無線

----- 県防災行政無線

----- 使送区間

県防災行政無線又は防災相互波又は使送

消防本部名	経路
串本町消防本部	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">消防本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">東牟婁振興局串本建設部 または 串本町</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">和歌山県</div> </div>

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 39 知事への部隊等の派遣要請要求書及び撤収要請の様式

番 号
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

串 本 町 長

部 隊 等 の 派 遣 要 請 要 求 書

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、部隊等の災害派遣要請を要求します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を要求する理由

2. 派遣を希望する機関

3. 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区域

 - (2) 活動内容

4. その他

番 号
日 付

和 歌 山 県 知 事 殿

串 本 町 長

部 隊 等 の 撤 収 要 請

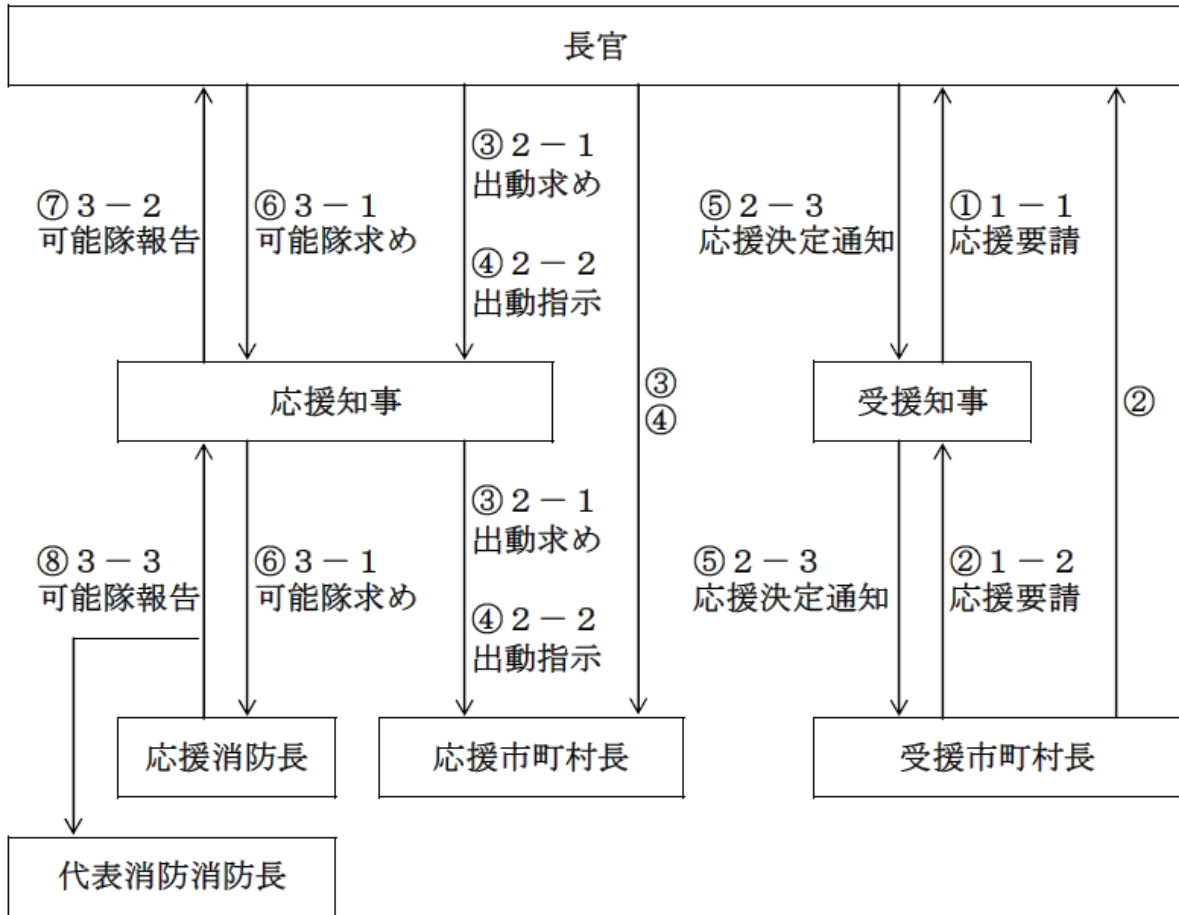
〇〇年〇〇月〇〇日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記の通り要請いたします。

記

1. 撤収日付
2. 撤収を要請する理由

資料 40 緊急消防援助隊応援要請系統図及び連絡票

緊急消防援助隊応援要請系統図



- 1 応援要請（法第44条第1項）
 - ① 別記様式1-1（応援要請） 知事（受援） → 長官
 - ② 別記様式1-2（応援要請） 市町村長（受援） → 長官・知事（受援）
- 2 出動の求め（法第44条第1～4項）
 - ③ 別記様式2-1（出動求め） 長官 → 知事（応援）・市町村長（応援）
- 3 出動の指示（法第44条第5、6項）
 - ④ 別記様式2-2（出動指示） 長官 → 知事（応援）・市町村長（応援）
- 4 応援決定通知
 - ⑤ 別記様式2-3（決定通知） 長官 → 知事（受援）・市町村長（受援）
- 5 出動可能隊数調査
 - ⑥ 別記様式3-1（可能隊求め） 消防庁（室長） → 都道府県（防災部長）・消防長
 - ⑦ 別記様式3-2（可能隊報告） 都道府県 → 消防庁
 - ⑧ 別記様式3-3（可能隊報告） 消防長 → 都道府県（防災部長）・代表消防消防長

出典：和歌山県緊急消防援助隊受援計画（平成25年3月）

緊急消防援助隊応援要請連絡票

第	報
平成	年 月 日

和歌山県知事 殿

串本町長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分
災害発生場所						
災害の種別・状況						
人的・物的被害の状況						
応援要請日時	平成	年	月	日	時	分
必要応援部隊	部 隊 種 別					
	消火部隊		特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊		
	救助部隊			N災害対応隊		
	救急部隊			B災害対応隊		
	航空部隊			C災害対応隊		
	水上部隊			大規模危険物火災等対応隊		
	特に指定なし			密閉空間火災等対応隊		
				特殊 装備 部隊	遠距離大量送水隊	
			その他 の部隊			
その他の情報 (必要資機材、装備等)						
連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号	
	串本町長				TEL : 0735-62-0555 FAX : 0735-62-4977	

資料 41 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

救助の範囲	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのあるものを收容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする 2 限度額 1戸当たり5,610,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、5,610,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に收容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
衣服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な衣服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物支給に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失			夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
					冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊 半焼 床上浸水			夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800		12,800	18,100	21,500	27,100	3,500				

救助の範囲	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等の 実費 2 病院又は診療所・・・国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日か ら 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又 は以後 7 日以内に分娩 した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、死 産及び流産を含み現に 助産を要する状態にあ る者)	1 救護班による場合は、使用し た衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料 金の 100 分の 80 以内の額	分娩した日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない 場合は、以後「死体の捜索」として 取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	1 住家が半壊(焼) し、自らの資力により 応急修理をすること が できない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住す ることが困難である程 度に住家が半壊(焼) した者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 584,000 円以内	災害発生の日か ら 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流 失、半壊(焼)又は床上 浸水により学用品を喪 失又は毀損し、就学上支 障のある小学校児童、中 学校生徒及び高等学校 等生徒	1 教科書及び教科書以外の教 材で教育委員会に届け出又は その承認を受けて使用してい る教材、又は正規の授業で使 用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人 当たり次の金額以内 小学生児童 4,400 円 中学生生徒 4,700 円 高等学校等生徒 5,100 円	災害発生の日か ら (教科書) 1 ヶ月以内 (文房具及び通学 用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応 じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 211,300 円以内 小人 (12 歳未満) 168,900 円以内	災害発生の日か ら 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であ っても対象となる。

串本町地域防災計画資料編・資料

救助の範囲	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

(災害救助法改正 平成30年4月1日 適用)

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 20,000円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 14,900円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,300円以内 土木技術、建築技術者 15,900円以内 大工 20,700円以内 左官 22,000円以内 とび職 22,800円以内 救急救命士 14,600円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(注) 上記基準は平成30年4月20日現在

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成29年度）

資料 42 災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画

種 類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額																										
災害弔慰金	(1) 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 (2) 都道府県において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内を含む都道府県が2以上ある場合の災害	市町村のうち当該災害により死亡（災害後3ヶ月間生死不明の場合を含む）した者の遺族及び負傷し、又は疾病にかかり治った時に精神又は身体に別に定める程度の障がいがある者																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>災害弔慰金</th> <th>災害障がい見舞金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生計維持者</td> <td>500万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>250万円</td> <td>125万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	災害弔慰金	災害障がい見舞金	生計維持者	500万円	250万円	そ の 他	250万円	125万円																	
区 分	災害弔慰金	災害障がい見舞金																										
生計維持者	500万円	250万円																										
そ の 他	250万円	125万円																										
災害援護資金	県の区域内で災害救助法による適用が行われた市町村が1以上ある自然災害	市町村の住民のうち当該都道府県内で次の被害を受けた世帯の世帯主																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害の種類及び程度</th> <th colspan="2">1世帯当たりの貸付限度額</th> </tr> <tr> <th>世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合</th> <th>世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財等の損害がない場合</td> <td>150万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災等 1/3 以上の損害がある場合</td> <td>250万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>住居が半壊した場合</td> <td>270万円</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td> <td>350万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居が全壊した場合</td> <td>350万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</td> <td></td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全体が滅失もしくは流失した場合</td> <td></td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額		世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合	家財等の損害がない場合	150万円		火災等 1/3 以上の損害がある場合	250万円	150万円	住居が半壊した場合	270万円	170万円	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円	住居が全壊した場合	350万円	250万円	上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350万円	住居の全体が滅失もしくは流失した場合		350万円
災害の種類及び程度	1世帯当たりの貸付限度額																											
	世帯主の1ヶ月以上の負傷がある場合	世帯主の1ヶ月以上の負傷がない場合																										
家財等の損害がない場合	150万円																											
火災等 1/3 以上の損害がある場合	250万円	150万円																										
住居が半壊した場合	270万円	170万円																										
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	350万円	250万円																										
住居が全壊した場合	350万円	250万円																										
上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		350万円																										
住居の全体が滅失もしくは流失した場合		350万円																										
		注 (1) 所得制限有り (2) 利率 年3%（据置期間中は無利子） (3) 据置期間 3年（特別の場合は、5年） (4) 償還期間 10年（据置期間を含む） (5) 償還方法 年賦又は半年賦																										

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成29年度修正）

資料 43 生活福祉資金貸付条件一覧

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備考
総合支援資金					
	生活支援費	(二人以上) 月 20 万円	6 月以内	10 年以内	
	※最長 1 年間の生活費	(単身) 月 15 万円			
	住宅入居費	40 万円			
	※敷金、礼金				
	一時生活再建費	60 万円			
	※一時的な需要に対応				
福祉資金					
	福祉費	580 万円 ※資金の用途に応じて目安額を別途設定	6 月以内	20 年以内	標準となる貸付対象経費 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費 ・住宅の増改築等に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費 ・災害を受け臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の転居等に必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	10 万円	2 月以内	12 月以内	
教育支援資金					
	教育支援費	月 6.5 万円以内	卒業した後 6 月以内	20 年以内	
	就学支度費	50 万円			
不動産担保型生活資金					
	(一般世帯向け)	月 30 万円	契約終了後 3 月以内	据置期間終了時	貸付限度は、土地の評価額に基づき定められた額を上限として、月額上限は左記のとおり
	(要保護世帯向け)	生活扶助額の 1.5 倍			

(注) 貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年 1.5% (不動産担保型生活資金は年 3%又は長期プライムレート)。ただし、緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。

出典：和歌山県地域防災計画資料編 (平成 29 年度修正)

資料 44 和歌山県（統一様式）トリアージ・タグ

トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて患者を識別し、その上で適切な処置や搬送を行うことを意味し、その際に用いる（患者につける）タグ（識別票）をトリアージ・タグという。

また、トリアージ・タグは、被災地内の医療機関においては、簡易カルテとして利用することも可能なものであり、県の緊急医療システムの「広域災害・緊急医療情報システム」の情報項目の「既受入患者数」の的確な把握においても、同タグの活用が期待できる。

一方、トリアージ・タグは、様々な様式・形式のものが使用されており、阪神・淡路大震災時の経験から複数の機関が参集する大規模災害に備えて、標準化を図るべきという指摘も多いことから、下記のとおり和歌山県（統一様式）トリアージ・タグを定めるものとする。

1 タグの形式及び寸法

23.2cm（縦）×11.0cm（横）の3枚複写とし、1枚目は『災害現場用』、2枚目は『搬送 機関用』とし、本体（3枚目）は『収容医療機関用』とする。

2 タグに用いる色の区分

軽処置群を緑色（Ⅲ）、非緊急治療群を黄色（Ⅱ）、最優先治療群を赤色（Ⅰ）、死亡及び不処置群を黒色とする。

3 トリアージの原則及び分類

原則は、救命不可能な傷病者に時間をとりすぎること、治療不要の軽傷患者を除外することにある。生命は四肢に優先し、四肢は機能に優先し、機能は美容に優先する。

トリアージのプロトコールを表示すると以下のとおりである。

優先度	色別	疾病状況	診 断
第一順位	赤	生命、四肢の危機的状況	呼吸困難、重傷熱傷、多発外傷、大出血、クラッシュシンドローム、ショックなど
第二順位	黄	数時間処置を遅らせても悪化しない程度	中等熱傷、四肢長管骨骨折、脊髄損傷、脱臼など入院治療を要する患者
第三順位	緑	軽傷外傷、通院治療が可能	打撲、捻挫、外傷、小骨折、過換気症候群、小範囲熱傷など
第四順位	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性がないもの

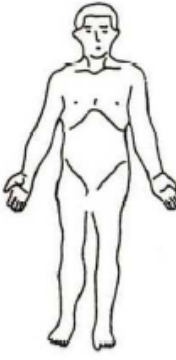
出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正）

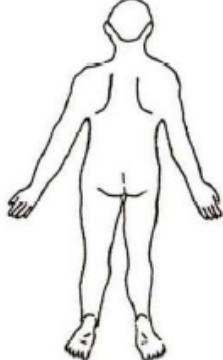
1～3枚目（表面）

3枚目裏面（収容医療機関用）

※モグリ部分は3枚目のみ

(災害現場用)		和歌山県	
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所		トリアージ区分 0 I II III	
トリアージ実施機関		医 師 救急救命士 そ の 他	
症状・傷病名			
特記事項			
0		(黒)	
I		(赤)	
II		(黄)	
III		(緑)	





23.2cm

11.0cm

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 45 和歌山県広域火葬実施要綱

和歌山県広域火葬実施要綱

(趣旨)

第1条 次の場合（以下「大規模災害等」という。）において、この要綱に定めるところにより遺体の円滑な火葬に努めるものとする。

- (1)大規模災害の発生
- (2)感染症のまん延
- (3)その他、広域火葬を必要とする事態の発生

(定義)

第2条 この要綱において「広域火葬」とは、大規模災害等により、被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、他の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

(実施の体制)

第3条 広域火葬が必要である場合、県環境生活部県民局食品・生活衛生課（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）は、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

(被害状況の把握及び報告)

第4条 大規模災害等の被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）は、大規模災害等発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動可能性並びに火葬場の火葬能力の把握を行い、県に報告するものとする。

2 県は、被災市町村からの報告に基づき被害状況を取りまとめ、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

(広域火葬の応援・協力の要請)

第5条 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に対し、広域火葬の応援要請をするものとする。

2 県は、前項の規定による応援要請又は自らの判断により、応援可能な市町村若しくは火葬場（以下「応援市町村等」という。）、又は近隣府県に対し、広域火葬協力依頼をするとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

3 県及び市町村は、県内又は近隣府県で大規模災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的にこれに対応するものとする。

(火葬場の選定)

第6条 県は、被災市町村又は近隣府県の広域火葬の協力承諾の状況を整理し、広域火葬の応援要請を行った被災市町村（以下、「応援要請市町村」という。）ごとに協力承諾のあった火葬場の割り振りを行い、応援要請市町村に通知するとともに、協力承諾のあった応援市町村等又は都道府県に対し協力依頼の通知を行う。

2 応援要請市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について、火葬場の割り振りを行い、遺族に遺体搬送についての同意を得ることに努めるとともに、応援市町村等と火葬の実施方法等についての調整を行う。

(遺体の取扱い)

第7条 被災市町村は、遺体の取り扱いについて次の措置を講じるものとする。

- (1) 遺体数に応じた十分な遺体安置所の確保
- (2) 遺体の保存のために必要な物資の調達
- (3) 作業要員の確保
- (4) その他必要事項

2 前項各号の規定による措置を講じることが困難である場合、被災市町村は、県に支援要請することができる。

3 県は、前項の規定により支援要請があったときは、これに応じるものとする。

(遺体の搬送)

第8条 被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資機材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急車両を用いるものとする。

2 被災市町村は、緊急車両が十分に確保できない場合は、自衛隊、関係業者等の協力を県に要請するものとする。

(住民への情報提供)

第9条 応援要請市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、住民に広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

(災害以外の事由による遺体の火葬)

第10条 応援要請市町村は、当該市町村の区域内の自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

(火葬に係る特例的取扱い)

第11条 被災市町村は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

(火葬状況の報告)

第12条 応援市町村等は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

2 前項の報告を行った市町村等以外の市町村又は火葬場は、大規模災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に報告するものとする。

3 県は、県内の火葬場別に報告をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

(引取者のいない焼骨の保管)

第13条 引取者のいない広域火葬による焼骨については、応援要請市町村が保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年10月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正）

資料 46 県下火葬場整備状況一覧表

No.	火葬場名	住所	電話番号	炉数	火葬数(体/日)	
					平常時	延長時
1	和歌山市斎場	和歌山市南出島 100-1	073-471-2921	14	26	52
2	橋本市斎場	橋本市赤塚 474-3	0736-32-9909	3	9	12
3	御坊市斎場	御坊市島 1073-1	0738-23-4101	3	4	
4	田辺市斎場	田辺市上の山一丁目 11-25	0739-22-2887	5	5	10
5	清浄苑	新宮市新宮 8002-96	0735-22-7774	3	6	12
6	下津斎場	海南市下津町梅田 670-31	073-492-4152	2	3	5
7	五色台聖苑	紀美野町国木原 577-4	073-489-5505	6	18	24
8	打田火葬場	紀の川市竹房 774	0736-77-2272	2	2	4
9	粉河火葬場	紀の川市粉河 2608	0736-73-6796	3	3	9
10	桃山火葬場	紀の川市桃山町調月 349-1	0736-66-1139	2	2	4
11	那賀斎場	紀の川市北桶 71	0736-75-9666	2	2	
12	岩出市火葬場	岩出市根来	0736-62-5060	4	3	6
13	かつらぎ斎場	かつらぎ町妙寺 1471	0736-22-6208	3	5	10
14	高野口斎場	橋本市高野口町名倉 1380-2	0736-43-2680	2	4	6
15	高野町斎場	高野町高野山 19-4	0736-56-5515	2	4	6
16	湯浅斎場	湯浅町湯浅 2335	0737-63-0120	3	3	6
17	有田聖苑	有田川町吉見 381-1	0737-52-3055	5	5	10
18	清水斎場	有田川町清水 1038-8	0737-25-1111	2	2	4
19	美浜町斎場	美浜町和田 1139-1	0738-23-0666	3	6	9
20	日高町営斎場	日高町比井 1439	0738-64-2822	3	3	4
21	由良町総合火葬場	由良町江ノ駒 250-1	0738-65-1973	3	4	6
22	川辺斎場	日高川町和佐 1864-1	0738-53-0629	2	4	6
23	中津美山斎場	日高川町姉子 243-1	0738-54-0291	2	6	8
24	みなべ町斎場	みなべ町東本庄 1197-1	0739-74-3150	3	3	6
25	印南町斎場	印南町印南 2070-10	0738-42-1331	2	2	6
26	白浜町斎場	白浜町保呂 667-4	0739-45-3810	5	10	15
27	日置川斎場	白浜町日置 2040-28	0739-52-3806	2	4	6
28	すさみ町火葬場	すさみ町周参見 4742	0739-55-3261	2	2	4
29	串本火葬場	串本町串本 518	0735-62-0975	2	2	4
30	那智勝浦町斎場	那智勝浦町天満 1991-2	0735-52-4963	2	4	8
31	古座斎場	串本町西向 1004-2	0735-72-0625	1	2	4
32	古座川町立斎場	古座川町鶴川 350-3	0735-78-0780	2	2	

資料 47 東海大地震の警戒宣言発令時における和歌山県内の「広域交通規制対象道路」及び「広域交通検問所」

(平成 25 年 12 月 26 日 警察庁指定)

広域交通規制 道路路線名	区 間	区間起終点		延長距離 (km)	広域交通検問所
国道 24 号	全 線	京都府 京都市	和歌山県 和歌山市	193.0	橋本市隅田町 「橋本東インター」
					橋本市真土 「真土峠」
国道 26 号	全 線	大阪府 大阪市	和歌山県 和歌山市	75.2	和歌山市中 「和歌山計量所前 (孝子峠)」
国道 42 号	全 線	静岡県 浜松市	和歌山県 和歌山市	472.1	新宮市大橋通 「新熊野大橋」
近畿自動車道 (阪和自動車道・ 湯浅御坊道路)	全 線	大阪府 松原市	和歌山県 田辺市	128.7	和歌山市栗栖 「和歌山インター」

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 48 県内の清掃施設等の状況

(1) ごみ焼却施設

管轄保健所等	設置主体	処理能力 (t/日)	所在地	電話番号
和歌山市	和歌山市	400	和歌山市湊 1342-3	073-428-4153
	和歌山市	320	和歌山市湊 1342-39	073-433-6663
海南保健所	海南市	150	海南市且来 1387-1	073-483-8448
	海南市	30	海南市下津町下津 3170-1	073-492-0305
岩出保健所	紀の川市	20	紀の川市中津川 729 番地	0736-73-5705
	紀の川市	20	紀の川市名手西野 108 番地	0736-75-4001
	紀の川市	15	紀の川市東山田 289 番地 25	0736-77-4804
	岩出市	60	岩出市根来 2273-2	0736-62-0814
橋本保健所	橋本周辺広域市町村圏組合	101	橋本市高野口町大野 1827-28	0736-42-5300
湯浅保健所	有田衛生施設事務組合	30	有田郡湯浅町湯浅 2350	0737-63-5444
	有田周辺広域圏事務組合	100	有田郡有田川町上中島 927	0737-52-5384
御坊保健所	御坊広域行政事務組合	147	御坊市名田町野島 2731-4	0738-29-3030
田辺保健所	田辺市	100	田辺市元町 2291-6	0739-24-6218
	みなべ町	20	日高郡みなべ町山内 1570-113	0739-72-3808
	白浜町	55	西牟婁郡白浜町保呂 749	0739-45-3800
	白浜町	12	西牟婁郡白浜町日置 2119	0739-52-2750
	すさみ町	15	西牟婁郡すさみ町周参見 4810	0739-55-3200
	上大中清掃施設組合	22	西牟婁郡上富田町市ノ瀬 1862	0739-49-0533
新宮保健所	新宮市	45	新宮市南桧杖字土ノ河 648-34	0735-28-5337
	那智勝浦町	50	東牟婁郡那智勝浦町天満 1986	0735-52-4564
	太地町	6	東牟婁郡太地町太地 2638-1	0735-59-3758
新宮保健所 串本支所	串本町古座川町 衛生施設事務組合	30	東牟婁郡串本町田原字宝嶋 4176-1	0735-74-0017
合計		1,748		

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

(2) 粗大ごみ処理施設

管轄保健所等	設置主体	処理能力 (t/日)	所在地	電話番号
和歌山市	和歌山市	75	和歌山市湊 1342-3	073-428-4153
岩出保健所	紀の川市	10	紀の川市貴志川町高尾 363	0736-67-0022
湯浅保健所	有田周辺広域圏事務組合	30	有田郡有田川町上中島 927	0737-53-5384
新宮保健所	新宮市	1	新宮市南桧杖字土ノ河 648-34	0735-28-5337
合計		116		

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

(3) し尿処理施設

管轄保健所等	設置主体	処理能力 (kl/日)	所在地	電話番号
和歌山市	和歌山市	450	和歌山市湊 1342	073-422-4732
海南保健所	海南海草環境衛生施設組合	130	海南市築地 1 番地の 12	073-483-7030
岩出保健所	那賀衛生環境整備組合	165	紀の川市桃山町調月 12	0736-66-1851
橋本保健所	橋本伊都衛生施設組合	150	橋本市学文路 172	0736-32-0028
湯浅保健所	有田衛生施設事務組合	38	有田郡湯浅町湯浅 2350	0737-63-5444
	有田周辺広域圏事務組合	84	有田郡金屋町長谷川 1152-137	0737-32-4451
御坊保健所	御坊広域行政事務組合	131	御坊市熊野 1282	0738-22-2504
田辺保健所	田辺市周辺衛生施設組合	170	田辺市新庄町 1177-3	0739-26-4730
	富田川衛生施設組合	75	西牟婁郡白浜町十九淵 1182-1	0739-45-2111
	大辺路衛生施設事務組合	30	西牟婁郡すさみ町周参見 4810	0739-55-4803
新宮保健所	那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合	37	東牟婁郡那智勝浦町市屋 1054-9	0735-52-2325
	紀南環境衛生施設事務組合	120	新宮市新宮 8002-9	0735-22-6600
新宮保健所 串本支所	串本町・古座川町衛生施設事務組合	45	東牟婁郡古座川町池野山 577-1	0735-72-6322
合計		1,625		

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

(4) 廃棄物収集車

管轄保健所等	市町村 及び 一部事務組合	ごみ処理					し尿処理				
		収集車区分			ごみ 収集車 (台)	積載量 (t)	収集車区分			し尿 収集車 (台)	積載量 (kl)
		直営	委託	許可			直営	委託	許可		
和歌山市	和歌山市	○	○		132	243			○	99	233
海南保健所	海南市	○	○	○	79	142			○	30	73
	紀美野町	○	○	○	8	16			○	8	23
	海南海草環境衛生施設組合				0	0				0	0
岩出保健所	紀の川市	○	○	○	49	94	○		○	31	94
	岩出市	○	○	○	104	229			○	15	45
	那賀衛生環境整備組合				0	0				0	0
	紀の海広域施設組合				0	0				0	0
橋本保健所	橋本市	○	○	○	43	64	○		○	22	45
	かつらぎ町	○	○	○	84	468			○	17	62
	九度山町	○	○		8	8	○		○	4	8
	高野町		○		14	28			○	2	4
	橋本伊都衛生施設組合				0	0				0	0

管轄保健所等	市町村及び一部事務組合	ごみ処理					し尿処理				
		収集車区分			ごみ収集車(台)	積載量(t)	収集車区分			し尿収集車(台)	積載量(kl)
		直営	委託	許可			直営	委託	許可		
	橋本周辺広域市町村圏組合				0	0				0	0
湯浅保健所	有田市	○	○	○	38	64			○	14	31
	湯浅町	○		○	10	18			○	6	12
	広川町	○			3	6			○	6	12
	有田川町	○	○	○	26	52			○	13	32
	有田衛生施設事務組合	○			2	4				0	0
	有田周辺広域圏事務組合				0	0				0	0
御坊保健所	御坊市		○	○	13	38			○	14	39
	美浜町		○		4	10			○	3	10
	日高町		○		3	10			○	5	17
	由良町		○		3	6			○	2	11
	印南町		○		6	8			○	4	12
	日高川町	○	○		6	12			○	13	37
	御坊広域行政事務組合				0	0				0	0
田辺保健所	田辺市	○	○	○	105	190			○	37	122
	みなべ町		○		19	31			○	7	24
	白浜町	○	○	○	47	73				0	0
	上富田町		○		4	15				0	0
	すさみ町		○		4	8				0	0
	大辺路衛生施設組合				0	0			○	6	13
	上大中清掃施設組合				0	0				0	0
	田辺市周辺衛生施設組合				0	0				0	0
	富田川衛生施設組合				0	0			○	11	34
新宮保健所	新宮市	○	○		17	34				0	0
	那智勝浦町	○			7	12				0	0
	太地町	○			2	4			○	3	5
	北山村	○			2	5			○	8	16
	紀南環境衛生施設事務組合				0	0				0	0
	那智勝浦町・太地町環境衛生				0	0			○	10	20

管轄保健所等	市町村 及び 一部事務組合	ごみ処理					し尿処理				
		収集車区分			ごみ 収集車 (台)	積載量 (t)	収集車区分			し尿 収集車 (台)	積載量 (kl)
		直営	委託	許可			直営	委託	許可		
	施設一部事務 組合										
新宮保健所 串本支所	古座川町	○			3	10			○	6	11
	串本町	○	○		22	31			○	15	33
	串本町古座川 町衛生施設事 務組合				0	0				0	0
合計					867	1933				410	1074

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 28 年度修正）

資料 49 廃棄物処理施設被害状況報告の様式

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

〇〇市町村長 氏 名 印

廃棄物処理施設被害状況の報告について

標記のことについて、平成 年 月 日の により下記のとおり被害を受けたので報告します。

記

1. 災害の概要

〔 具体的に記入すること、特に暴風、豪雨、洪水による被害の場合は
降雨量（1時間最大雨量、24時間最大雨量）を必ず記入すること。 〕

2. 全般的被害状況

市町村名	人 的 被 害			住 家 の 被 害					備 考
	死 者	行方不明	負 傷 者	全 壊	流 出	半 壊	床 上 浸 水	床 下 浸 水	
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	

3. 廃棄物処理施設の被害状況

(1) 被害の概要

(具体的に記入すること)

(2) 設置主体名 〇〇町

(一部事務組合の場合は、構成市町村名を付記すること。)

(3) 施設名 〇〇し尿処理場

(4) 処理方式 消化方式

(5) 規模 50k1/日

(6) 被害額 2,000,000 円

(7) 復旧見込額 2,000,000 円

(8) 建設年度 昭和 45～46 年度

(9) 建設に要した総事業費

〔 国庫補助金 円
県費補助金 円
そ の 他 円 〕

(10) 災害復旧見込額内訳

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
送水管復旧工事	1 式	円	〇〇〇 円	別紙設計書のとおり
電動機 (3.7kw) 分解修理	2 台	〇 〇	〇〇〇	別紙見積書のとおり
電動機 (0.75kw) 分解修理	1 台		〇〇〇	〃
排水ポンプ修理	1 式		〇〇〇	〃
計			〇〇〇	

注) 諸経費の算定にあたっては、昭和 59 年 9 月 7 日蔵計第 2150 号「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の別表 3 のとおりとする。

(11) 添付書類

ア 行政区域図 (縮尺 1/25,000~1/50,000 程度)

(施設の位置を明示すること。)

イ 平面配置図 (縮尺 1/100~1/500 程度)

(被災部分を色分けすること。)

ウ 被災写真

〔できるだけ詳細に撮影し写真余白に番号を付し上記図面に撮影位置を明示すること。 例 NO. →〕

エ その他参考となる資料

出典：和歌山県地域防災計画資料編 (平成 25 年度修正)

資料 50 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	激甚災害指定基準
<p>法第2章 (3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.2</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100分の25</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の5</p>
<p>法第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4</p> <p>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円</p>
<p>法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</p>	<p>次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p> <p>但し、1、2に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害（水産業共同利用施設に係るものに限る）</p> <p>3 漁業被害見込額 > 農業被害見込額</p> <p>かつ、次の要件に該当する災害。但し、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く</p> <p>(1) 漁船等の被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額 × 100分の0.5</p> <p>(2) 漁業被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額 × 100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。但し、高潮・津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5</p> <p>(B基準)</p>

	<p>農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数</p> <p style="padding-left: 40px;">> 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3</p>
<p>法第11条の2 森林災害復旧事業に 対する補助</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ。)</p> <p style="padding-left: 40px;">> 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額 × 100分の5</p> <p>(B基準)</p> <p>林業被害見込額 > 該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額</p> <p style="padding-left: 40px;">× 100分の1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額</p> <p style="padding-left: 40px;">> 当該都道府県の当該年度の生産林業所得</p> <p style="padding-left: 80px;">(木材生産部門) 推定額 × 100分の60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得</p> <p style="padding-left: 40px;">(木材生産部門) 推定額 × 100分の1</p>
<p>法第12条、13条 中小企業信用保険法 による災害関係保証 の特例等</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 (第2次産業及び 第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業 販売率。以下同じ。) × 100分の0.2</p> <p>(B基準)</p> <p>中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100分の0.06</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額</p> <p style="padding-left: 40px;">> 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100分の2</p> <p>但し、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推 定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特別措置が講ぜら れることがある。</p>
<p>法第16条 公立社会教育施設災 害復旧事業に対する 補助</p> <p>法第17条 私立学校施設災害復 旧事業の補助</p> <p>法第19条 市町村が施行する感 染症予防事業に関す る負担の特例</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害</p> <p>但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>法第22条 り災者公営住宅建設 等事業に対する補助</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>滅失住宅戸数 > 被災地全域で4,000戸以上</p>

<p>の特例</p>	<p>(B 基準)</p> <p>次の 1、2 のいずれかに該当する災害 但し、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講じられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上</p>
<p>法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第 2 章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第 5 条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>その他災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成 25 年度修正）

資料 51 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	激甚災害指定基準	
<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>	<p>公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額</p>	<p>当該市町村の当該年度の標準税収額×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が、1以上ある災害</p> <p>当該市町村の当該年度の標準税収額が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収額×0.2に該当する市町村が、1以上ある災害</p> <p>当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、 $\text{当該標準税収額} \times 0.2 + (\text{当該標準税収額} - 50\text{億円}) \times 0.6$に該当する市町村が、1以上ある災害</p> <p>但し、その該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））</p>	<p>農地、農業用施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額</p> <p>但し、上記に該当しない場合であっても、次の要件に該当する災害 漁業被害額 > 農業被害額 かつ、 漁船等被害額 > 当該市町村の当該年度の漁業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満は除外）が1以上ある場合（その該当市町村の当該漁船等の被害額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く）</p>	<p>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害（その該当市町村毎の当該経費の合計額が概ね5,000万円未満である場合を除く）</p>
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>	<p>林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に</p>	<p>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。但し、 $\text{当該林業被害見込額} < \text{当該年度の全国生}$</p>

適用すべき措置	激甚災害指定基準
	<p>係るものに限る。以下同じ。) 産林業所得(木材生産部門)推定額× 100分の0.05の場合を除く。</p> <p>かつ、大火災害にあつては、 当該災害に係る要復旧見込面積>300haの市町村</p> <p>その他の災害にあつては、 当該災害に係る要復旧見込面積 >当該市町村の民有面積(人口林に係るものに限る。) ×100分の25の市町村が1以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で 中小企業者が必要とする 当該災害復旧資金等に係 る激甚法第12条、第13条 の措置</p>	<p>中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定 害に係る中小企業関係被害額 > 額×100分の10に該当する市町村(当該被害 額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害</p> <p>但し、その該当市町村ごとの当該被害額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。</p>

出典：和歌山県地域防災計画資料編(平成25年度修正)

資料 52 人家等にかかる土砂災害発生時の緊急連絡について

砂 第 172 号
平成 20 年 5 月 14 日

各市町村長 様

和歌山県 県土整備部
河川・下水道局 砂防課長

人家等にかかる土砂災害発生時の緊急連絡について

時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

梅雨前線・台風等に伴う集中豪雨により土砂災害が例年のように発生しています。

現在の災害報告は、総合防災情報システムが運用されていますが、特に人家等にかかる土砂災害※の発生に対しては、より一層の市町村と県が連携した迅速な対応が必要です。

つきましては、今後人家等にかかる土砂災害については、総合防災情報システムに加え、別添第 1 報を、建設部へ送付すると同時に砂防課へも緊急連絡願います。

(※) 人家等にかかる土砂災害とは、人家及び災害時要援護者施設等にかかるがけ崩れ、土石流、地すべり、又山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等をさします。

土砂災害緊急FAX送付状 (第1報)

建設部 行き
砂防課 行き

報告者
所属
氏名

災害報告 (年 月 日 時 現在)

ふりがな						地区名			
発生場所	[市・郡]	[区・町・村]	大字						
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年 月 日		時 分					
災害形態	土石流・急傾斜地崩壊・地すべり・河道閉塞・その他 ()								
被害状況	人的被害	死者	名	被害者	才	農地被害	(種類・面積)	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)	
		行方不明	名	者	才				
		負傷者	名	年齢	才				
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)					
		半壊	戸						
		一部破損	戸						
		床上浸水	戸						
		床下浸水	戸						
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)					
	公共土木施設被害	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)							
	(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)								
二次災害の可能性	(有・無)								
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)									

- * [添付図面等]
 - ・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの
- * 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
- * 写真は、別途e-mailにて送付して下さい。

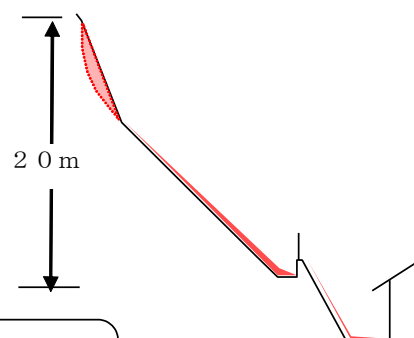
建設部 @pref.wakayama.lg.jp
県庁 砂防課 e0806001@pref.wakayama.lg.jp

記入例

★第1報の注意点

- ☆手書きで良い（スピード最優先）
- ☆その時点で判明している内容で良い
- ☆ゼンリン等位置の特定ができるものを添付
- ☆写真があればベスト

災害報告（ 年 月 日 時 現在）

発生場所	[市・郡]		[区・町・村]		大字	地区名
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年	月	日	時 分
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他（ ）					
被害状況	人的被害	死者 名	被害者 名	才	農地被害 (種類・面積)	概略のポンチ絵（別途添付してもよい） 崩壊の高さ、巾等を記入 
		行方不明 名	者 名	才		
		負傷者 名	年齢	才		
	人家被害	全壊・流出 戸	(公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載)			
		半壊 戸				
	一部破損 戸					
	床上浸水 戸					
	床下浸水 戸					
	非住家被害 戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)			
<p>☆被害状況（詳細不明の場合の記入例）</p> <p>①詳細は不明ですが、家屋に被害があったようです。</p> <p>②詳細は不明ですが、人的被害があったようです。</p> <p>③民家に被害があり、現在避難しています。</p>						
二次災害の可能性	(有・無)					
避難状況（集落名、種類（勧告・指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載）						

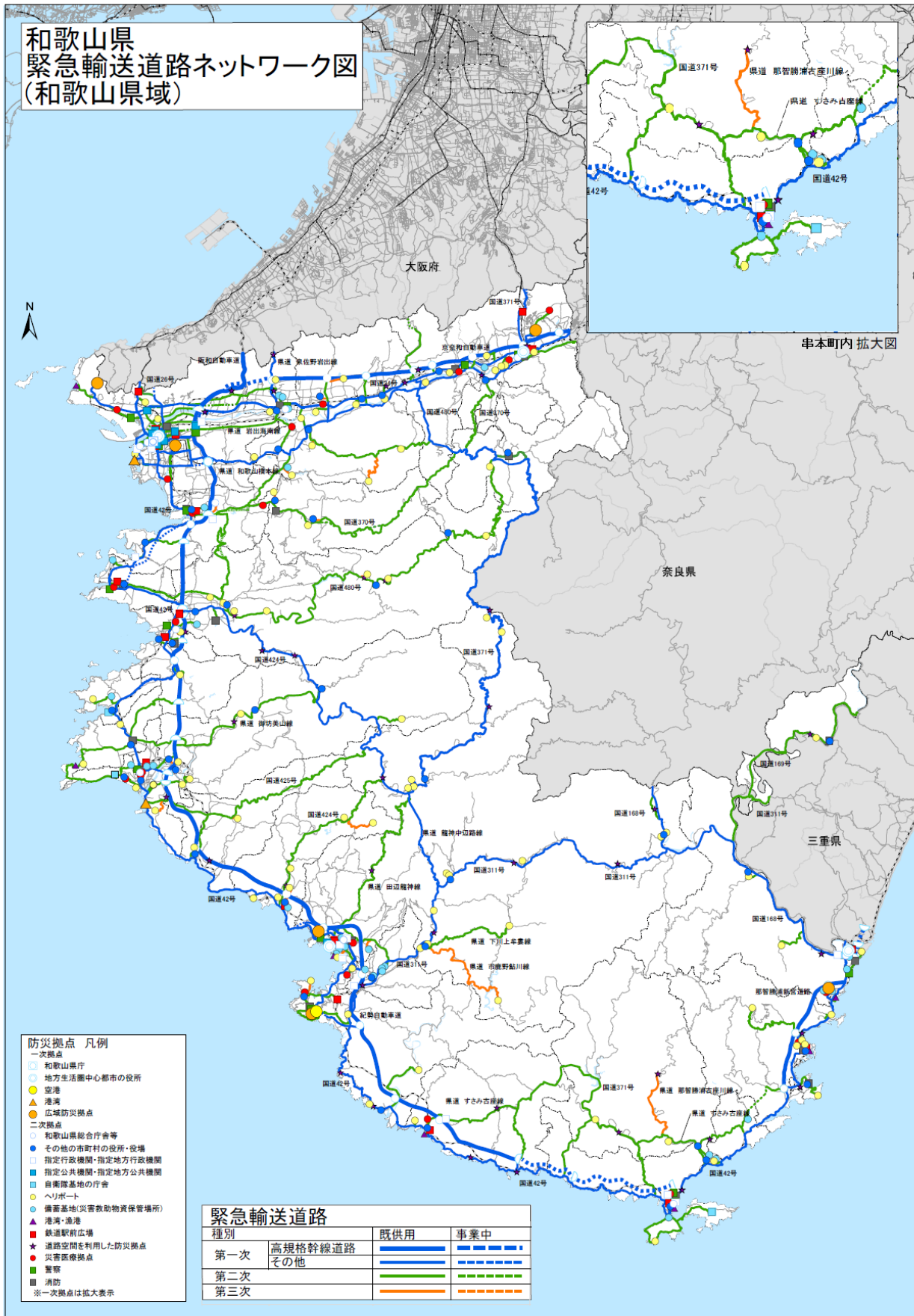
- * [添付図面等]
 - ・ゼンリンの地図等災害発生場所が特定できるもの
- * 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること
- * 写真は、別途e-mailにて送付して下さい。
 - 建設部 @pref.wakayama.lg.jp
 - 県庁 砂防課 e0806001@pref.wakayama.lg.jp

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正）

資料 53 避難促進施設一覧表

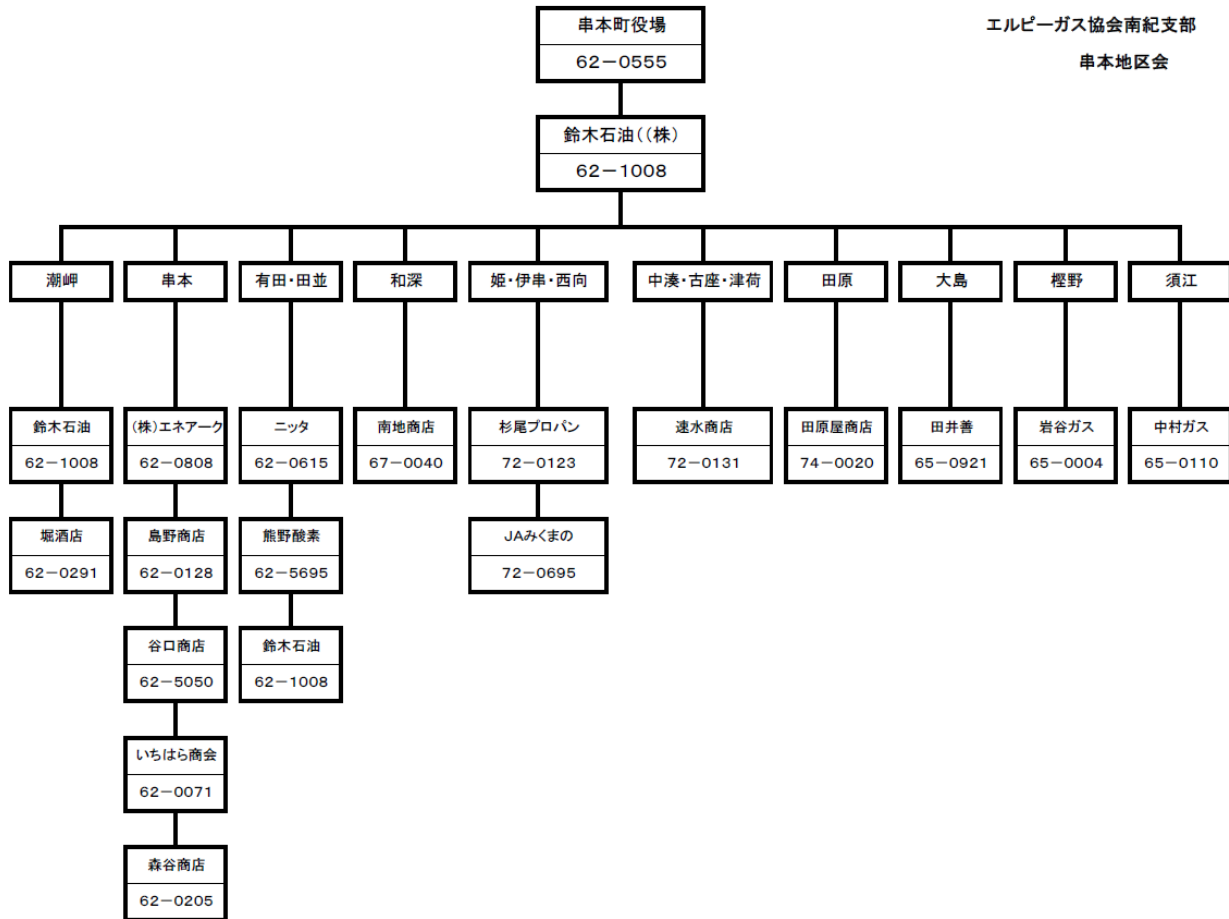
No.	施設名	所在地	連絡先	施設区分	災害区分		
					津波	土砂災害	洪水
1	くしもとこども園	串本 502 串本 508-3	0735-62-0352 0735-62-4887	幼保連携型認定 こども園	○	○	
2	大島保育所	大島 1670	0735-65-0176	保育所	○	○	
3	串本学童保育所	串本 776	0735-62-6466	放課後児童クラ ブ	○	○	
4	錦富学童保育所	二色 360	080-1472-5504	放課後児童クラ ブ	○	○	
5	串本町子育て支援セン ター「あったカフェ」	串本 1797	0735-62-5530	一時預かり事業	○		
6	串本小学校	串本 776	0735-62-0039	学校	○	○	
7	橋杭小学校	串本 2000-12	0735-62-0340	学校	○		
8	串本西小学校	有田 411	0735-66-0330	学校	○	○	
9	古座小学校	中湊 160-1	0735-72-0077	学校	○	○	
10	田原小学校	田原 725	0735-74-0811	学校	○		
11	串本中学校	串本 1620	0735-62-0165	学校	○	○	
12	串本西中学校	田並 1300	0735-62-0013	学校	○	○	
13	西向中学校	串本 922-2	0735-72-1675	学校	○		
14	串本古座高等学校	串本 1522	0735-62-0004	学校	○	○	
15	にしき園	二色 160	0735-62-5165	社会福祉施設	○	○	
16	ふわり	田原 700	0735-74-0866	社会福祉施設	○		
17	エコ工房四季	古座 1004	0735-72-1900	社会福祉施設	○	○	
18	作業所 With	串本 1323-5	0735-67-7085	社会福祉施設	○		
19	サンマリンハイツ	串本 2113-2	0735-69-2900	社会福祉施設	○		
20	串本リハビリテーションセンター	串本 259-6	0735-62-3600	医療施設	○		
21	けんゆうクリニック	串本 1790	0735-62-5080	医療施設	○		

資料 54 緊急輸送道路ネットワーク図



資料 55 災害時におけるプロパンガス供給分担図

災害時におけるプロパンガス供給分担図



- ① 大地震等災害時に、串本町から避難所等にプロパンガス供給の要請があった場合の会員分担図です。
- ② 道路や橋が分断されている場合もありますので、各事業者の拠点を中心に振り分けています。
- ③ 役場からの連絡窓口は、鈴木石油(株)とし、各会員に連絡するものとしますが、通信手段が確保できていない場合も考えられますので、連絡がない場合でも、当該地区で避難所等が開設された場合は、避難所責任者と相談の上、必要に応じてガス供給をお願いします。

様 式

様式1 災害概況即報

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	和歌山県
市町村 (消防本部)	串本町
報告者名	
電話番号	0735-62-0555

消防庁受信者氏名

災害名
_____ (第 報)

災害の概況	発生場所	串本町			発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式2 被害状況即報

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

市 町 村 名		串 本 町		区 分		被 害				
災 害 名		災害名		田	流失・埋没	ha				
・		第 報			冠 水	ha				
報 告 番 号		(月 日 時 現在)		畑	流失・埋没	ha				
報 告 者 名					冠 水	ha				
区 分		被 害		文 教 施 設	箇所					
人 的 被 害	死 者	人		そ	病 院	箇所				
	行 方 不 明	人			道 路	箇所				
	負 重 傷 者	重 傷	人			橋 り よ う	箇所			
		軽 傷	人			河 川	箇所			
住 家 被 害	全 壊	棟		の	港 湾	箇所				
		世帯			砂 防	箇所				
		人			清 掃 施 設	箇所				
	半 壊	棟			他	崖 崩 れ	箇所			
		世帯				鉄 道 不 通	箇所			
		人				被 害 船 舶 隻				
	一 部 破 損	棟				火 災 発 生	水 道 戸			
		世帯					電 話 回 線			
		人					電 気 戸			
	床 上 浸 水	棟					そ の 他	ガ ス 戸		
		世帯						ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
		人								
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯						
	世帯		り 災 者 数	人						
	人		建 物 件	件						
非 住 家	公 共 建 物	棟		危 険 物 件	件					
	そ の 他	棟		そ の 他 件	件					

区 分		被 害		災 害 対 策 本 部 状 況	都 道 府 県 市 町 村				
公 立 文 教 施 設	千 円								
農 林 水 産 業 施 設	千 円								
公 共 土 木 施 設	千 円								
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円								
小 計	千 円								
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	千 円								
そ の 他	農 業 被 害	千 円		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村				
	林 業 被 害	千 円							
	畜 産 被 害	千 円							
	水 産 被 害	千 円							
	商 工 被 害	千 円							
	そ の 他	千 円				消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人					
備 考	災 害 発 生 場 所								
	災 害 発 生 年 月 日								
	災 害 の 種 類 概 況								
	応 急 対 策 の 状 況								
	・消 防、水 防、救 急・救 助 等 消 防 機 関 の 活 動 状 況								
	・避 難 の 勧 告・指 示 の 状 況								
	・自 主 避 難 の 状 況								
	・避 難 所 の 設 置 状 況								
	・他 の 地 方 公 共 団 体 へ の 応 援 要 請、応 援 活 動 の 状 況								
	・自 衛 隊 の 派 遣 要 請、出 動 状 況								
・ボ ラン ティ ア セン ター 設 置 状 況 (設 置 の 有 無 及 び 設 置 場 所)									
・ボ ラン ティ ア の 活 動 状 況 (受 入 の 有 無 及 び 派 遣 の 有 無 等)									
・そ の 他 関 連 事 項									

※被害額は省略することができるものとする。

〈災害即報記入要領〉

第4号様式（その1） （被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には、次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 自主避難の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所）
- ・ ボランティアの活動状況（受入の有無及び派遣の有無）

オ その他

その他関連事項

第4号様式（その2）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が不十分に把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的な地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故災害対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・自主避難の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所）
- ・ボランティアの活動状況（受入の有無及び派遣の有無）

様式3 被害状況報告

様式2

被害状況報告

概況	月	日現在
中間	月	日現在
確定	月	日

災害の種類	
発生日月	
発生場所	

区分		被害		区分		被害		区分		被害		対応措置等																					
人的被害	死者	1人		文教施設	全壊	30箇所		農地	62千円		町防	防	災	の	制	発令	解除																
	行方不明	2人			半壊	31箇所			農業施設	63千円			情報	集	体	制																	
	負傷者	重傷	3人			その他	32箇所			林業用施設		64千円		配	備	体	制	第1号															
		軽傷	4人			(計)	33箇所			共同利用施設(農林)		65千円						第2号															
住家被害	全壊	5棟		農田	流失・埋没	34ha		共同利用施設(水産)	66千円		町水	防	態					の	勢	第3号													
		6世帯			冠水	35ha			(計)	67千円					発令	解除																	
		7人			流失・埋没	36ha			道路	68千円					水	防	備			態	勢	第1号											
	半壊	8棟		冠水	37ha		橋りょう	69千円		第2号																							
		9世帯		畦畔	38箇所		河川	70千円		第3号																							
	一部破損	10人		一般休地	39箇所		土木施設	海岸	71千円		町災	害	部	設	置	団	体																
		床上浸水	11棟		農用施設	40箇所			港湾	72千円									災	策	本	部	設	置	団								
			12世帯		林業用施設	41箇所			砂防	73千円		害	本	部	設	置	団																
			13人		共同利用施設(農林)	42箇所			漁港	74千円								計	団	体													
		14棟		共同利用施設(水産)	43箇所			(計)	75千円		災	策	本	部	設	置	団																
床下浸水		15世帯		道路	44箇所			その他	病院	76千円									害	本	部	設	置	団									
		16人		橋りょう	45箇所				水道	77千円		計	団	体																			
り災者	世帯	20世帯		土木施設	河川	46箇所		公共施設	清掃施設	78千円	災				害	救	助	法	適	用	市	町	村	名									
		21人			海岸	47箇所			一般	79千円			計	団											体								
		22人			港湾	48箇所			公営企業	80千円																							
非住家	公共建物	全壊	22棟		衛生関係施設	砂防	49箇所		公	社	81千円	災	害	救	助	法	適	用	市	町	村	名											
			23棟			漁港	50箇所																市	町	村	82千円	計	団	体				
		半壊	24棟			病院	51箇所		小	計	84千円																			災	害	救	助
			25棟			水道	52箇所																共	施	設	被	害	数	85				
		(計)	26棟			清掃施設	53箇所		農	産	被																			害	86千円	災	害
	その他	全壊	27棟		商工関係	54箇所		林				産	被	害	87千円	災	害	救	助	法	適	用	市	町	村	名							
			28棟		崖崩れ	55箇所			畜	産	被																害	88千円	災	害	救	助	法
			(計)	29棟		鉄道不通	56箇所					水	産	被	害	89千円	災	害	救	助	法	適	用	市	町	村							
	り災者	世帯	20世帯		船舶被害	57隻		商	工	被	害																90千円	災	害	救	助	法	適
			21人		通信被害	58回線						そ	の	他	91千円	災	害	救	助	法	適	用	市	町	村	名							
22人				その他	59軒		被	害	総	額	92千円																災	害	救	助	法	適	用
23人		停電被害	59軒		消	防						職	員	延	人	消	防	団	員	延	人												
24人		ガス被害	数				出	動	延	人	消											防	出	動	延	人	消	防	出	動	延	人	
25人		文教施設	61千円		出	動						延	人	消	防	出	動	延	人	消	防												出

報告者	防災対策課	庁内電話	0735-62-0555
-----	-------	------	--------------

附表1(民生関係)

災害の種別		報告日時	月	日	
発生年月日	年 月 日				
発生場所			時	分現在	
報告者	課名等	氏名			
項 目		区分番号	被 害 数		
人 的 被 害 者	死 者	1			
	行 方 不 明	2			
	負 傷 者	重 傷	3		
		軽 傷	4		
(計)		—			
住 家 被 害	全 壊	棟	5		
		世 帯	6		
		人	7		
	半 壊	棟	8		
		世 帯	9		
		人	10		
	一 部 損 壊	棟	11		
		世 帯	12		
		人	13		
	床 上 浸 水	棟	14		
世 帯		15			
人		16			
床 下 浸 水	棟	17			
	世 帯	18			
	人	19			
罹 災 者	世 帯	20			
	人	21			
非 住 家 被 害	全 壊	27			
	半 壊	28			
	(計)	29			
救 助 法 適 用 状 況		—			

附表2(教育関係)

災害の種別		報告日時	月	日
発生年月日	年 月 日			
発生場所			時	分現在

報告者	課名等	氏名
-----	-----	----

項 目		区分番号	被 害 数	
高 校	箇 所	全 壊	—	
		半 壊	—	
		そ の 他	—	
		(計)	—	
	被害額(千円)		—	
中 学 校	箇 所	全 壊	—	
		半 壊	—	
		そ の 他	—	
		(計)	—	
	被害額(千円)		—	
小 学 校	箇 所	全 壊	—	
		半 壊	—	
		そ の 他	—	
		(計)	—	
	被害額(千円)		—	
看 盲 学 校 ・ ろ う 幼 稚 学 園 校	箇 所	全 壊	—	
		半 壊	—	
		そ の 他	—	
		(計)	—	
	被害額(千円)		—	
計	箇 所	全 壊	30	
		半 壊	31	
		そ の 他	32	
		(計)	33	
	被害額(千円)		61	

附表3(農林水産施設関係)

災害の種別		報告日時	月	日
発生年月日	年 月 日			
発生場所			時	分現在

報告者	課名等	氏名
-----	-----	----

項 目		区分番号	被 害 数		
農 田	流水	h a	34		
	埋没	被害額 (千円)	—		
	冠水	h a	35		
	畑	流水	h a	36	
		埋没	被害額 (千円)	—	
		冠水	h a	37	
地	畦 畔	箇 所	38		
		被害額 (千円)	—		
	農地被害額計 (千円)		62		
一般休地	箇 所	39			
	被害額 (千円)	—			
農業用施設	箇 所	40			
	被害額 (千円)	63			
林業用施設	箇 所	41			
	被害額 (千円)	64			
共同利用施設 (農 林)	箇 所	42			
	被害額 (千円)	65			
共同利用施設 (水 産)	箇 所	43			
	被害額 (千円)	66			
計	箇 所	—			
	被害額 (千円)	67			

附表4(その他【農産・林産・畜産・水産・商工・その他】関係)

災害の種別		報告日時	月	日
発生年月日	年 月 日			
発生場所			時	分現在

報告者	課名等	氏名
-----	-----	----

項 目		区分番号	被 害 数
農 産 被 害	農産物	被害額 (千円)	—
	施設	被害額 (千円)	—
	被害額小計 (千円)		86
林 産 被 害	林産物	被害額 (千円)	—
	施設	被害額 (千円)	—
	被害額小計 (千円)		87
畜 産 被 害	畜産物	被害額 (千円)	—
	施設	被害額 (千円)	—
	被害額小計 (千円)		88
水 産 被 害	水産物	被害額 (千円)	—
	施設	被害額 (千円)	—
	被害額小計 (千円)		89
商工関係被害	箇 所	54	
	被害額 (千円)	90	
そ の 他	被害額 (千円)	91	
計	被害額 (千円)	—	

附表5(土木施設関係)

災害の種別		報告日時	月	日
発生年月日	年 月 日			
発生場所			時	分現在

報告者	課名等	氏名
-----	-----	----

項 目		区分番号	被 害 数
道	箇 所	44	
	被害額 (千円)	68	
路	箇 所	45	
	被害額 (千円)	69	
橋	箇 所	46	
	被害額 (千円)	70	
梁	箇 所	47	
	被害額 (千円)	71	
河	箇 所	48	
	被害額 (千円)	72	
川	箇 所	49	
	被害額 (千円)	73	
海	箇 所	50	
	被害額 (千円)	74	
岸	箇 所	48	
	被害額 (千円)	72	
港	箇 所	49	
	被害額 (千円)	73	
湾	箇 所	50	
	被害額 (千円)	74	
砂	箇 所	—	
	被害額 (千円)	75	
防	箇 所	—	
	被害額 (千円)	75	
漁	箇 所	—	
	被害額 (千円)	75	
港	箇 所	—	
	被害額 (千円)	75	
計	箇 所	—	
	被害額 (千円)	75	

附表6(衛生施設関係)

災害の種別		報告日時	月	日
発生年月日	年 月 日			
発生場所			時	分現在

報告者	課名等	氏名
-----	-----	----

項 目		区分番号	被 害 数	
公立病院	箇 所	全 壊	—	
		半 壊	—	
		そ の 他	—	
		(計)	—	
	被害額(千円)		—	
私立病院	箇 所	全 壊	—	
		半 壊	—	
		そ の 他	—	
		(計)	—	
	被害額(千円)		—	
病院計	箇 所	全 壊	—	
		半 壊	—	
		そ の 他	—	
		(計)	51	
	被害額(千円)		76	
水道	箇 所	全 壊	—	
		半 壊	—	
		そ の 他	—	
		(計)	52	
	被害額(千円)		77	
清掃施設	箇 所	全 壊	—	
		半 壊	—	
		そ の 他	—	
		(計)	53	
	被害額(千円)		78	

附表7(交通・通信・電気・ガス関係)

災害の種別		報告日時	月	日
発生年月日	年 月 日			
発生場所			時	分現在

報告者	課名等	氏名
-----	-----	----

項目		区分番号	被害数	
交通被害	崖崩れ(箇所)	55		
	鉄道不通(箇所)	56		
	船舶被害	沈没(隻)	—	
		座礁(隻)	—	
		小計	57	
通信被害(回線)		58		
停電被害(軒数)		59		
ガス被害(軒数)		60		

附表8(公共施設【市町村】関係[集計用])

災害の種別		報告日時	月	日
発生年月日	年 月 日			
発生場所			時	分現在
報告者	課名等	氏名		
項 目		区分番号	被 害 数	
被 害 区 分	建 物	全壊(棟)	24	
		半壊(棟)	25	
		全壊・半壊計 (棟)	26	
		その他	—	
	施 設	—		
被害額(千円)		82		
備 考		—		

附表9(公共施設【市町村】関係[各担当課用])

災害の種別		報告日時	月	日
発生年月日	年 月 日			
発生場所			時	分現在

報告者	課名等	氏名
-----	-----	----

施設名	建 物 (棟)			施設 (箇所)	被害額 (千円)	備 考
	全 壊	半 壊	その他			
合 計						
区 分 番 号	24	25			82	

(注) 対象は下記以外の町施設
 文 教 施 設 → 公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの
 農林水産業施設 → 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となるもの
 土 木 施 設 → 公立土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

附表10(対応措置【町の体制・避難勧告等】関係)

災害の種別		報告日時	月	日
発生年月日	年 月 日			
発生場所			時	分現在

報告者	課名等	氏名
-----	-----	----

●町の防災体制（態勢）

体制（態勢）の種別		発令日時	解除日時	配備人員	
町の防災体制	情報収集体制	月 日 時 分	月 日 時 分	人	
	配備体制	第 1 号	月 日 時 分	月 日 時 分	人
		第 2 号	月 日 時 分	月 日 時 分	人
		第 3 号	月 日 時 分	月 日 時 分	人
町の水防態勢	水防配備態勢	第 1 号	月 日 時 分	月 日 時 分	人
		第 2 号	月 日 時 分	月 日 時 分	人
		第 3 号	月 日 時 分	月 日 時 分	人

●災害対策本部の設置状況

	設置の有無	設置日時	解散日時
災害対策本部	有 ・ 無	月 日 時 分	月 日 時 分

●避難準備情報・避難勧告・避難指示の状況

種別	地区数	世帯数	人数	地区名
避難準備情報	地区	世帯	人	
避難勧告	地区	世帯	人	
避難指示	地区	世帯	人	

●消防機関の活動状況

	消防職員	消防団員
出動人員数	人	人

明細表1(人の被害関係)[附表1(民生関係)]

被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
 中間 月 日 時 分現在
 確定 月 日 時 分現在

災害名 (死者 ・ 行方不明者)

番号	氏名	性別	年齢	職業	住所	原因
1					串本町 番地	
2					串本町 番地	
3					串本町 番地	
4					串本町 番地	
5					串本町 番地	
6					串本町 番地	
7					串本町 番地	
8					串本町 番地	
9					串本町 番地	
10					串本町 番地	
11					串本町 番地	
12					串本町 番地	
13					串本町 番地	
14					串本町 番地	
15					串本町 番地	
16					串本町 番地	
17					串本町 番地	
18					串本町 番地	
19					串本町 番地	
20					串本町 番地	
計	名					

明細表1内訳表(人の被害関係)[附表1(民生関係)]

災害名：	発生日時：
------	-------

(死者 ・ 行方不明者 ・ 重傷者 ・ 軽傷者)

地区名	地区 No.
-----	--------

番号	氏名	性別	年齢	職業	住所	原因
1					串本町 番地	
2					串本町 番地	
3					串本町 番地	
4					串本町 番地	
5					串本町 番地	
6					串本町 番地	
7					串本町 番地	
8					串本町 番地	
9					串本町 番地	
10					串本町 番地	
11					串本町 番地	
12					串本町 番地	
13					串本町 番地	
14					串本町 番地	
15					串本町 番地	
16					串本町 番地	
17					串本町 番地	
18					串本町 番地	
19					串本町 番地	
20					串本町 番地	
計	名					

明細表2（浸水被害関係） [附表1（民生関係）]

被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
 中間 月 日 時 分現在
 確定 月 日 時 分

災害名

区 分		串 本 町
床上浸水	棟 数	
	世 帯 数	
	人 数	
	主たる被災地 (字 名)	
	原 因	
床下浸水	棟 数	
	世 帯 数	
	人 数	
	主たる被災地 (字 名)	
	原 因	
備 考		

明細表2内訳表(住家被害関係)[附表1(民生関係)]

災害名：	発生日時：
------	-------

(全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ 床上浸水 ・ 床下浸水)

地区名	地区 No.
-----	--------

番号	世帯主氏名	性別	年齢	職業	住 所	棟	世帯数	人 数
1					串本町 番地			
2					串本町 番地			
3					串本町 番地			
4					串本町 番地			
5					串本町 番地			
6					串本町 番地			
7					串本町 番地			
8					串本町 番地			
9					串本町 番地			
10					串本町 番地			
11					串本町 番地			
12					串本町 番地			
13					串本町 番地			
14					串本町 番地			
15					串本町 番地			
16					串本町 番地			
17					串本町 番地			
18					串本町 番地			
19					串本町 番地			
20					串本町 番地			
計								

明細表3 (教育関係)

被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
 中間 月 日 時 分現在
 確定 月 日 時 分

災害名

区分		事項	
学 校	全 壊	校数	
		学校名	
	半 壊	校数	
		学校名	
文化財 建造物	全 壊	棟数	
		名称	
	半 壊	棟数	
		名称	
臨時休校した学校	小学 校	校数	
		学校名	
	中学 校	校数	
		学校名	
	高等 学校	校数	
		学校名	

明細表4（公共施設関係）

被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
 中間 月 日 時 分現在
 確定 月 日 時 分

災害名

区分		棟数・名称・被害金額等
国 県 関 係 施 設	全 壊	
	半 壊	
	そ の 他	
役 場 庁 舎	全 壊	
	半 壊	
	そ の 他	
公 立 病 院	全 壊	
	半 壊	
	そ の 他	
し 尿 処 理 施 設	全 壊	
	半 壊	
	そ の 他	
ご み 処 理 施 設	全 壊	
	半 壊	
	そ の 他	
そ の 他		

(注) 棟数・名称・被害額を報告すること。

明細表6（急傾斜地・山地関係）

被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
 中間 月 日 時 分現在
 確定 月 日 時 分

災害名

区分	地区名	延長	面積	住家の被害	備考
土砂崩れ・地すべり等 住家に影響のあるものへの状況		m	m ²	戸	
		m	m ²	戸	
		m	m ²	戸	
		m	m ²	戸	
		m	m ²	戸	
		m	m ²	戸	
		m	m ²	戸	
		m	m ²	戸	
		m	m ²	戸	
		m	m ²	戸	
		m	m ²	戸	
		m	m ²	戸	
同上による人的被害及び措置の状況					

明細表7 (農作物関係)

被害状況報告

概況 月 日 時 分現在
 中間 月 日 時 分現在
 確定 月 日 時 分

災害名

区分		被害面積(ha)	減収量(t)	金額(千円)	備考
水	冠水				
	倒伏				
	稲 埋没・流失				
果物	みかん				
	柿				
	桃				
	梅				
	その他				
そさい	その他				
その他					

被害状況報告書の記入要領等

1. 被害状況報告書の記入要領

- (1) 上覧の月日、現在、災害の種別、発生年月日、発生場所について記入し、災害の種別については、災害対策基本法第2条第1号で定義されている災害を参照し記入する。

○災害対策基本法【抜粋】

第2条（略）

- 1 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

- (2) 報告書区分番号1～92の各欄記入については、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」による。
 (3) 総務課防災防犯Gへ提出する被害報告は、「別表 被害状況認定及び報告書記入の基準」により記入した附表1～7附表9～10を提出する。
 (4) 附表8については、各課等で記載した附表9を総務課防災防犯Gでとりまとめる。
 (5) 附表に記入したのものについて明細表1～7に該当するものについては、それぞれ明細表を添付して提出すること。
 (6) 確定報告にあつては、関係各課等で県主務課へ報告した文書の写を添付するとともに数値が合致していること。

2. 被害状況報告及び附表記入概況表

部 名	課 名	報告書区分欄の番号	附 表	明細表
総務部	防災防犯G	24～25	4、8～10	
	総 務 課	24～25、56、58～60	4、7、9	4
	企 画 課	24～25	4、9	
救助部	福 祉 課	24～25、51、76	4、6、9	4
	こども未来課	24～25、30～33、61	2、8、9	
	税 務 課	1～21、27～29	1、4、9	1～2、8
	住 民 課	24～25、53、79	4、6、9	4
建設部	建 設 課	24～25、44～49、55、68～73	4～5、7、9	5～6
	水 道 課	24～25、52、77	4、6、9	
経済部	産 業 課	24～25、35～43、50、54、57、62～66、74、86～90	3～5、7、9	7
教育部	教 育 課	24～25、30～33、61	2、8、9	3

- (1) 58についてはNTT、59については関西電力からとりまとめる。
 (2) 観光関係被害については54及び90に記入する。
 (3) 24～25、82については、文教施設、農林水産業施設及び土木施設以外の施設（ただし、病院、水道施設、清掃施設は除く。）

(注) 文 教 施 設 → 公立文教施設災害復旧費国庫負担法の対象となるもの

農林水産業施設 → 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定処置に関する法律の対象となるもの

土 木 施 設 → 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となるもの

被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの。又は、遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊 (全壊・流出)	5~7	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊(半壊)	8~10	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	11~13	住家の全壊及び半壊にいたらない程度の破損で補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14~16	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	17~19	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
り災者	り災世帯	20	災害により被害を受け、通常的生活を維持することが出来なくなった生計を一にしている世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	22~26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他建物	27~29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物(全壊、半壊したもののみ)をいう。
文教施設	文教施設	30~33	小学校、中学校、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。 全壊、半壊等の程度は、住家の全壊、半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流出埋没	34~37	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34~37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41. 林業用施設、44~50の土木施設に含まれるもの、87. 林産施設以外のもの。

被害の種類		報告番号	基 準
農林水産施設		40~43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、共同利用施設）とする。
土木施設		44~50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛生 関係 施設	病院	51	公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって患者 20 人以上の収容施設を有するもの。
	水道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清掃関係施設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破砕、圧縮等を含む）であって公共のものをいう。
商工関係		54	建物以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等をいう）
交 通 ・ 通 信	崖くずれ	55	崩土等により交通止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄道不通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む）をいう。
	船舶被害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の舟をいう。
	通信被害	58	通信不能になった電話回線数をいう。
公立文教施設		61	公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		62~67	34~38、40~43 に該当するものの被害額をいう。
土木施設		68~75	44~50 に該当するものの被害額をいう。
そ の 他 の 公 共 施 設	病院	76	51 に該当するものうち公立病院の被害額をいう。
	水道	77	52 に該当するものの被害額をいう。
	清掃施設	78	53 に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、公営企業、公社）市町村	79~82	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公共施設被害市町村数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
そ の 他	農産被害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林産被害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害額をいう。
	畜産被害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害額をいう。
	水産被害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害をいう。
	商工被害	90	54 に該当するものの被害額をいう。
	その他	91	61~90 の各項に該当しないものをいう。

様式 4 災害救助法関係様式

災害救助法様式0

救 助 実 施 記 録 日 計 票

救助の種類	避	炊	水	救出
	修理	学	死捜	死処
	障			

市町村名： 串 本 町

責任者 班名：

氏名：

印

No. (年 月 日 時 分)

(担当者 氏名：

印)

員 数 (世 帯)	
品 目 (数 量 ・ 金 額)	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

救助実施記録日計票記入要領

- (1) 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- (2) 記録票欄外のナンバー欄には記録表作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する場合には、No.11 (No.5 訂正) のように記載のうえ前回分 No.5 の記録票には朱で×印を附し (No.11 に訂正済) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。
なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附しナンバー順に綴ってよい。
- (3) 記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○で囲み、欄内該当欄に必要な最小限度の事項を記入する。
- (4) 機械器具等は無償で借り上げた場合についても記録票を作成する。
- (5) 被服寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

災害救助法様式9

炊き出し給与状況

市町村名：串本町

炊き出し場の名称	月			日			月			日			支出金額	備考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕		
	内容												円	
	単価													
	数量													
	内容												円	
	単価													
	数量													
	内容												円	
	単価													
	数量													
	内容												円	
	単価													
	数量													
箇所	小計												円	
	合計													

(注) 1 「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式11

物資の給与状況

市町村名： 申 本 町

住宅被害 程度区分	世帯主住所・氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	給与物						実支出額	備 考	
				品名	数量	品名	数量	品名	数量			品名
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
		人	月 日	数量							円	
小計	全壊(焼)・流失	世帯		数量							円	
	半壊(焼)	世帯		数量							円	
合計	床上浸水	世帯		数量							円	
	計	世帯		数量							円	

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし
 年 月 日
 (注) 1 「住家被害程度区分」欄に、全壊(焼)、流失、半壊(焼)、床上浸水の別を記入すること。
 2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。
 3 「給与物資」欄に、品名、単価、数量を記入すること。
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

給与責任者 氏名 印

救 護 班 活 動 状 況

救護班名： _____ 救護班 _____ 班長：医師 _____ 氏名 _____

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死 体 検案数	修繕費	備考
月	日		人		体	円	
計			人		体	円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

助 産 台 帳

市町村名： **串 本 町**

分娩者 住所・氏名	分娩日時	助産機関名	分娩機関	金 額	備 考
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
			月 日 月 日	円	
小計	人	/	/	円	
合計					

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

市町村名： **串 本 町**

世帯主 住所・氏名	修理箇所概要	完了月日	実施金額	備考
		月 日	円	
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
		月 日		
小計	世帯	月 日		
合計		月 日		

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式17

生業資金貸付台帳

市町村名： 串本町

貸与を受けた者		保 証 人		事業計画概要	貸 与 期 間	貸与金額	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名				
					年 月 日 まで 年 月 日	円	
					年 月 日 まで 年 月 日		
					年 月 日 まで 年 月 日		
					年 月 日 まで 年 月 日		
					年 月 日 まで 年 月 日		
					年 月 日 まで 年 月 日		
					年 月 日 まで 年 月 日		
					年 月 日 まで 年 月 日		
					年 月 日 まで 年 月 日		
					年 月 日 まで 年 月 日		
					年 月 日 まで 年 月 日		
小 計	世帯					円	
合 計							

(注) 1 「貸与」欄は、「〇年〇月〇日まで〇年〇月間」を記入すること。

2 「備考」欄は、償還状況等の顛末を明らかにしておくこと。

3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式19

埋 葬 台 帳

市町村名： 冊 本 町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		遺族住所・氏名	埋葬を行った者		埋葬費				備考		
		氏名	年齢		死亡者との関係	住所・氏名	棺(付属品を含む。)	埋葬又は火葬料	骨箱	計			
								円	円	円	円		
								(現物支給)有・無	(支給額)有・無	(現物支給)有・無	(支給額)有・無	円	
								円	円	円	円	円	
								(現物支給)有・無	(支給額)有・無	(現物支給)有・無	(支給額)有・無	円	
								円	円	円	円	円	
								(現物支給)有・無	(支給額)有・無	(現物支給)有・無	(支給額)有・無	円	
								円	円	円	円	円	
								(現物支給)有・無	(支給額)有・無	(現物支給)有・無	(支給額)有・無	円	
小計								円	円	円	円	円	
合計								(現物支給)有・無	(支給額)有・無	(現物支給)有・無	(支給額)有・無	円	

(注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。

2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式20

遺体処理台帳

市町村名：串本町

処理年月日	遺体発見日時		遺体発見場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理				遺体の一時保存料	検案料	実支出額	備考	
	月	日			住所・氏名	死亡者との関係	品名	単価	数量	金額					
年 月 日	月	日													
年 月 日	月	日													
年 月 日	月	日													
年 月 日	月	日													
年 月 日	月	日													
年 月 日	月	日													
年 月 日	月	日													
年 月 日	月	日													
年 月 日	月	日													
年 月 日	月	日													
小計															
合計															

(注) 「小計・合計」の欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式21

障 害 物 の 除 去 の 状 況

市町村名： 串 本 町

住家被害 程度区分	世 帯 主 住 所 ・ 氏 名	除去に要 した期間	実支出額	除去を要すべき 状態の概要	備 考
		月 日 月 日	円		
		月 日 月 日	円		
		月 日 月 日	円		
		月 日 月 日	円		
		月 日 月 日	円		
		月 日 月 日	円		
		月 日 月 日	円		
		月 日 月 日	円		
		月 日 月 日	円		
		月 日 月 日	円		
		月 日 月 日	円		
		月 日 月 日	円		
小 計 合 計	半壊 世帯 半焼 世帯 床上浸水 世帯	/	円	/	

1. 「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。
2. 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

様式7 医療班活動状況

医療班活動状況

市町村名： 串本町

期 間	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長氏名	備 考
月 日から 日間					
月 日まで					
月 日から 日間					
月 日まで					
月 日から 日間					
月 日まで					
月 日から 日間					
月 日まで					
月 日から 日間					
月 日まで					
月 日から 日間					
月 日まで					
月 日から 日間					
月 日まで					
月 日から 日間					
月 日まで					
月 日から 日間					
月 日まで					

- (注) 1 「診療患者数」欄は、延人員を記入すること。
2 「班の編成」欄は、職種ごとの人員数を記入すること。

様式 17 被害状況報告書

被害状況報告書

市町村名： **串 本 町**

受信者名		受信日時	年 月 日 時 分
送信者名		所 属	
報告番号	第 号	報告機関名	串 本 町
発生年月日	年 月 日	災害の原因	

区 分		被害の概要・発生患者数等		
地 区 名				
全 戸 数				
全 壊				
半 壊				
流 失				
床 上 浸 水				
床 下 浸 水				
計				
被 害 率				
そ族昆虫駆除地域特定の要否				
代執行の必要の有無				
災害救助法適用の有無				
発生患者数	患 者			
	疑 似			
	保菌者			
	計			
死 者 数				
災害防除所要経費の概算額				
伝染病院隔離病舎の被害の概要				
その他参考となる事項				

様式 18 防疫活動状況報告書

防疫活動状況報告書

市町村名： 串 本 町

月 / 日	区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		赤痢患者発生数	発生数 前年度同期赤痢患者	従事者数 保険所職員の防疫活動	従事者数 本部の職員の防疫活動	清掃方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った 戸数	伝染病予防法による飲料 水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水 の供給を受けた人員	検病調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考
月 日	当日														
月 日	累計														
月 日	当日														
月 日	累計														
月 日	当日														
月 日	累計														
月 日	当日														
月 日	累計														
月 日	当日														
月 日	累計														
週間累計															

(注) 1 「前年度同期赤痢患者発生数」とは「赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者をいう。
 2 5・6・7いずれも伝染病予防法の規定により又は県が実施したものを用いる。
 3 「備考」欄には、り災地域における赤痢以外の法定伝染病患者数、臨時隔離病舎設置数、同収容数及び代執行による実施戸数、その他防疫活動の必要な事項を報告する。
 4 本報告第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

様式 19 災害防疫経費所要額調

災 害 防 疫 経 費 所 要 額 調

市町村名： 串 本 町

事 項	区 分	所 要 経 費			備 考
		員 数	単 価	金 額	
町において施行する消毒方法に要する諸費	消毒方法に要する経費				別紙 イ
	小 計				
予防給治のため雇入れた医師その他の人員及び予防上必要な器具、薬品、その他の物件に関する諸費	人員雇上費				
	医師又は薬剤師				
	看護師				
	その他の職員				
	器具類				
	薬品費				
	その他の物件費				
小 計					
交通遮断隔離に関する諸費及び交通遮断隔離のため又は一時営業を失ったための自活不能者の生活費	交通遮断及び隔離に要する経費				
	生活補給費				
	小 計				
町内において発見した感染症患者における生活困窮者及び死者に関する経費	感染症患者				
	生活補給費				
	死体消毒費				
	埋火葬費				
	小 計				
町内において施行するそ族昆虫などの駆除及びその施設に関する経費					別紙 ロ
法第17条の2による飲料水の供給に関する経費					
計					

- 1 「被害の全貌判明時」に作成する分については、所要経費は被害状況等を十分検討のうえ、見込み額をもって計上することができる。また、各事項の区分毎に添付すべき内訳書についてもこれを省略して差し支えない。
- 2 災害の経費にあてるため、特別に予算措置をしたときは、その予算の写しを添付すること。

様式 20 災害防疫業務完了報告書

災害防疫業務完了報告書

1. 災害発生年月日
2. 災害の種類
3. 被害の状況
4. 県、町のとった措置の概要
 - (1) 災害対策本部の活動（防疫実施の方針及び主要作業日程を含む）
 - (2) 災害救助活動
 - ア 医療救護
 - イ 給水作業（災害救助としての給水の他、防疫としての給水作業も一括すること）
 - (3) 災害防疫活動
 - ア 予防宣伝
 - イ 調査指導
 - ウ 検病調査
 - エ 患者処理
 - オ 飲料水の確保及び井戸の消毒
 - カ 家屋の消毒及び消毒薬の使用法
 - キ そ族昆虫駆除の実施方法
 - ク 避難所の防疫指導
 - ケ し尿処理の指導
 - コ 泥土、堆積物の処理及び清潔方法
 - サ その他特記すべき事項
5. 伝染病の発生状況
6. 予防接種
7. 伝染病隔離病者の被害状況
8. 予算の概要

様式 22 被災証明申請書（被災届）

（様式第 1 号）

<h2 style="margin: 0;">被災届</h2>				
消防署長様		年 月 日		
届出人 住所 _____				
氏名 _____ 印				
下記のとおり被災したことを届出ます。				
災害種別				
被災年月日	年 月 日			
被災場所				
被災内容	被災物件	被災程度	適 要	
被災者	氏 名	続 柄	生年月日	年 齢
			. . .	
			. . .	
			. . .	
			. . .	
			. . .	
			. . .	
			. . .	
届出人と被災物件の関係	所有者・管理者・占有者・その他（ ）			
※ 備 考 欄			※ 受 付	

※欄は記入しないで下さい。

様式 23 被災証明書（被災届証明願）

<h2 style="margin: 0;">被災届提出証明願</h2> <p style="margin: 10px 0;">串本町消防本部 消防署長 様</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者 住所 _____</p> <p style="margin: 10px 0;">氏名 _____ 印</p> <p style="margin: 10px 0;">下記のとおり、被災届を提出していることを証明願います。</p>			
災害種別			
被災届提出日	平成 年 月 日	受理番号 第	号
被災日時	平成 年 月 日	時 分	頃
被災場所			
被災者氏名			
被災内容	被災物件	被災程度	適 要
<p>※ 消防署証明第 _____ 号</p> <p style="margin-left: 40px;">上記のとおり被災の届出があったことを証明する。</p> <p style="margin-left: 80px;">平成 年 月 日</p> <p>串本町消防本部 消防署長</p>			
申請者と被災物件の関係	所有者・管理者・占有者・その他 (_____)		
※ 備 考 欄			※ 受 付 欄

様式 24 火災即報様式

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1. 建物	2. 林野	3. 車両	4. 船舶	5. 航空機	6. その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
火元の 業態・用途			事業者名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 重症 人 負傷者 中等症 人 軽症 人		死者の生じた理由			
建物の概要	構造 階 層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟	棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
罹災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(火災即報記入要領)**(1) 火災種別**

火災種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況も含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対し、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置状況及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

①死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報状況

イ) 避難の状況

②建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構造 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

③林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況

④交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

様式 25 串本町災害時要援護者登録申請書

別記様式第1号（第3条関係）

受付印

串本町災害時要援護者登録申請書

平成 年 月 日

串本町長 宛

私は、災害時要援護者支援制度の趣旨に賛同し、次のとおり同制度の台帳に登録することを申請します。

また、私が届け出た下記個人情報を町の関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員及び地域支援者の方に情報提供されることに同意します。

申請者	ふりがな			要援護者との関係		
	氏名	Ⓜ		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他()		
	住所	〒 -		電話番号		
要援護者	ふりがな			生年月日		
	氏名			明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
	住所	〒 -		連絡先	男・女	
		串本町			自宅電話	
					携帯電話	
					F A X	
		Eメール				
区分	1 介護認定者 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 2 65歳以上の高齢者 <input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 3 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 <input type="checkbox"/> 4級 <input type="checkbox"/> 5級 <input type="checkbox"/> 6級 [障害の状況 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> 言語障害 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 内部障害] 4 療育手帳 <input type="checkbox"/> A1 <input type="checkbox"/> A2 <input type="checkbox"/> B1 <input type="checkbox"/> B2 5 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 1級 <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 3級 6 1～5の他登録を希望する人(支援を必要とする理由:)					
自治会名			民生委員・児童委員名			
緊急時の連絡先※	氏名	続柄	住所	電話番号		
地域支援者※	氏名	続柄	住所	電話番号		
特記事項	(援護を受ける場合に配慮してほしいことなどを記入してください)					

※ 緊急時の連絡先と地域支援者については、事前に同意を得てから記入してください。

※ 地域支援者の同意を得ることができない場合は、空欄のまま提出してください。

台帳登録日		整理番号		地区	
-------	--	------	--	----	--

様式 26 串本町災害時要援護者登録内容変更・抹消届出書

別記様式第2号(第7条関係)

受付印

串本町災害時要援護者登録内容変更・抹消届出書

平成 年 月 日

串本町長 宛

- 私は、災害時要援護者支援制度に登録した内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。
- 私は、災害時要援護者支援制度の登録台帳から抹消したいので、次のとおり届け出ます。

申請者	ふりがな			要援護者との関係		
	氏名	Ⓜ		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他()		
	住所	〒 —		電話番号		
要援護者	ふりがな			明治・大正・昭和・平成		
	氏名	生年月日		年 月 日		
		性別		男・女		
	住所	〒 —	連絡先	自宅電話		
				携帯電話		
F A X						
Eメール						
変更内容	事項		変更前	変更後		
	要援護者に関する事項 (氏名・住所・連絡先・世帯状況・身体状況等)					
	緊急時の連絡先に関する事項 (氏名・続柄・住所・電話番号)					
	地域支援者に関する事項 (氏名・続柄・住所・電話番号)					
	その他					
抹消理由						

※ 緊急時の連絡先と地域支援者については、事前に同意を得てから記入してください。

※ 地域支援者の同意を得ることができない場合は、空欄のまま提出してください。

台帳変更・抹消日		整理番号		地区	
----------	--	------	--	----	--

様式 27 避難行動要支援者名簿等

避難行動要支援者名簿

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所 又は 居所	電話番号 その他の 連絡先	避難支援等を必要とする理由		その他
							障害、要介護、 難病、療育の 種別	障害等級、要介 護状態区分、療 育判定等	

同意を得るための様式例

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている <input type="checkbox"/> 手帳所持 <input type="checkbox"/> その他 【特記事項】	要介護状態区分： 障害名：(<input type="checkbox"/>) 等級：	
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、 の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

同意します

趣旨を十分理解した上で、同意しません

同意するかしないかを判断するために、市からの詳細な説明を求めます

平成 年 月 日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

様式 28 被災者台帳

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市 (区・町・村) 長
〇〇 〇〇 様

〇〇市 (区・町・村) 長
〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について (依頼)

災害対策基本法施行規則 (昭和三十七年総理府令第五十二号) 第 8 条の 6 の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者：〇〇市 (区・町・村) 長 〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市 (区・町・村) 〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

(担当連絡先：電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇)

メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇)

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項第 4 号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第 90 条の 3 第 2 項第 6 号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第 8 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第 8 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する罹災証明書の交付の状況

4. 使用目的

貴市 (区・町・村) から本市 (区・町・村) に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

5. 提供を希望する媒体

電子媒体 (形式) 紙媒体 (個表・一覧) その他 (形式)

6. その他

被災者台帳情報提供の様式例（本人）

フリガナ			
氏名			印
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
提供を求める 台帳情報	<p>希望する提供情報に○をつけてください。</p> <p>1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の交付の状況 11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項</p> <p>① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____</p>		
申請者連絡先			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

住基カード		運転免許証	
身分証明書		保険証	
その他	確認手段：		

〇〇〇第〇〇〇号

被災者台帳情報外部提供同意の様式例

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
外部提供先 及び 提供可能情報	<p>①公共料金等減免</p> <p><input type="checkbox"/>電力会社（〇〇電力）</p> <p><input type="checkbox"/>ガス会社（〇〇ガス）</p> <p><input type="checkbox"/>水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団）</p> <p><input type="checkbox"/>下水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団）</p> <p><input type="checkbox"/>NHK</p> <p><input type="checkbox"/>NTT</p> <p><input type="checkbox"/>携帯電話会社（会社名・支店名 _____）</p> <p>連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒 _____</p> <p>電話番号： _____</p> <p>メールアドレス： _____</p> <p>担当者： _____</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ _____ ）</p> <p>連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒 _____</p> <p>電話番号： _____</p> <p>メールアドレス： _____</p> <p>担当者： _____</p> <p>※上記料金減免に必要な情報の提供</p> <p>※市区町村に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本様式による同意は不要です</p>		
	（次ページに続きます）		

②被災者支援団体等への提供

- 民生委員
 社会福祉協議会
 町内会等地域自治組織
 消防団
 その他（民間事業者、NPO、ボランティア団体等）

団体等名称：_____

団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：

住所：〒_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

担当者：_____

- 提供を同意する情報（_____）
 ※別添から番号を記入ください
 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供

- 社会福祉協議会（再掲）
 国（官署名：_____）
 被災者生活再建支援法人
 独立行政法人住宅金融支援機構
 その他

団体等名称：_____

団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：

住所：〒_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

担当者：_____

- 提供を同意する情報（_____）
 ※別添から番号を記入ください
 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

④その他

提供同意する団体名：_____

提供を同意する理由：_____

団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：

住所：〒_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

担当者：_____

- 提供を同意する情報（_____）
 ※別紙から番号を記入ください
 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

＜被災者台帳掲載情報（法令の定めによるもの）＞

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 罹災証明書の交付の状況
11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
 - ① _____
 - ② _____
 - ③ _____
 - ④ _____
 - ⑤ _____

（備考）

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第8条の5第4号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記1から11に掲げる事項が掲載されております。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

条 例 等

条例等 1 串本町防災会議条例

○串本町防災会議条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 14 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき串本町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 串本町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 串本町地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、予めその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる防災関係機関及び住民の中から町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 指定地方行政機関の事務所の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 町内に所在する和歌山県知事部局の出先機関の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 串本警察署の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関及び防災研究機関の出先事務所の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 町内に所在する各種団体から町長が任命する者

6 前項の委員の総数は、20 人以内とする。

7 第 5 項第 5 号及び第 6 号以外の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験を有する者の中から町長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を修了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前項に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って決める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

条例等2 串本町防災会議委員名簿

役職	機 関 名	職 名	郵便番号	住 所	電話番号
会長	串本町	町 長	649-3592	東牟婁郡 串本町串本 1800	0735-62-0555
委員	陸上自衛隊第 37 普通科連隊	重迫撃砲 中 隊 長	594-8502	大阪府和泉市 伯太町官有地	0725-41-0090
委員	近畿地方整備局 紀南河川国道事務所串本国道維持出張所	所 長	649-3511	東牟婁郡 串本町鬮野川 1107-8	0735-62-0630
委員	田辺海上保安部串本海上保安署	署 長	649-3503	東牟婁郡 串本町串本 2113-3	0735-62-0226
委員	東牟婁振興局串本建設部	部 長	649-3503	東牟婁郡 串本町串本 2491	0735-62-0755
委員	東牟婁振興局新宮保健所串本支所	支 所 長	649-4122	東牟婁郡 串本町西向 193	0735-72-0525
委員	串本警察署	署 長	649-3503	東牟婁郡 串本町串本 2114	0735-62-0110
委員	串本町	副 町 長	649-3592	東牟婁郡 串本町串本 1800	0735-62-0555
委員	串本町福祉課	課 長	649-3592	東牟婁郡 串本町串本 1800	0735-62-0555
委員	串本町建設課	課 長	649-4192	東牟婁郡 串本町西向 359	0735-72-0081
委員	串本町消防本部	消 防 長	649-3503	東牟婁郡 串本町サンゴ台 1256-1 (消防防災センター)	0735-62-0119
委員	くしもと町立病院	事 務 長	649-3503	東牟婁郡 串本町サンゴ台 691-7	0735-62-0635
委員	串本町教育委員会	教 育 長	649-4192	東牟婁郡 串本町西向 359	0735-72-0555
委員	串本町消防団	団 長	649-3503	東牟婁郡 串本町サンゴ台 1256-1 (消防防災センター)	0735-62-0119
委員	西日本旅客鉄道株式会社串本駅	駅 長	649-3503	東牟婁郡 串本町串本 33-2	0735-21-5234
委員	西日本電信電話株式会社和歌山支店	設備部長	641-0043	和歌山市宇須 1-5-41 宇須ビル 4 階	073-421-9180
委員	関西電力株式会社 串本技術サービスセンター	所 長	649-3503	東牟婁郡 串本町串本 2176	0735-62-5474
委員	京都大学防災研究所附属潮岬風力実験所	准 教 授	649-3502	東牟婁郡 串本町潮岬 3349-132	0735-62-0693
委員	串本町古座赤十字奉仕団	委 員 長	—	東牟婁郡串本町	—
委員	串本町串本赤十字奉仕団	委 員 長	—	東牟婁郡串本町	—
委員	串本町自主防災組織連絡協議会	会 長	649-3503	東牟婁郡 串本町串本 484-1	0735-62-1232

条例等 3 串本町災害対策本部条例

○串本町災害対策本部条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 15 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき串本町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置く。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

条例等 4 串本町災害対策本部規則

○串本町災害対策本部規則

(平成 22 年 3 月 17 日規則第 3 号)

串本町災害対策本部規則（平成 17 年串本町規則第 16 号）の全部を改正する。

串本町災害対策本部規則（平成 18 年串本町規則第 11 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、串本町災害対策本部条例（平成 17 年串本町条例第 15 号）第 5 条の規定に基づき、串本町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

第 2 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）に事故あるときに副本部長がその職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第 1 順位 副町長

第 2 順位 教育長

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、課長並びに災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）が必要と認める者をもって充てる。

(本部会議)

第 3 条 災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため本部会議を置き、副本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(本部の組織)

第 4 条 本部に次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 救助部
- (3) 建設部
- (4) 経済部
- (5) 教育部
- (6) 消防部

(部)

第 5 条 各部に副本部長、各班に班長及び班員を置く。

2 副本部長は、副本部長の指名する本部員がこれに当たり、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 各部に班を設け、各班に班長及び班員を置く。

4 班長は、副本部長の命を受け、当該班に属する事務を掌理する。

5 班員は、副本部長の命を受け、当該班の事務に従事する。

6 各部の編成及び事務分掌は、町長が別に定める。

(支部)

第 6 条 各地区における被害状況を把握し、応急対策の実施を円滑に処理するため本部に支部を置く。

2 支部の名称、位置及び所管区域は、別表第 1 のとおりとする。

3 支部の編成及び事務分掌は、別表第 2 のとおりとする。

(支部長等)

第 7 条 支部に支部長を置く。

- 2 支部長は、所管区域における災害応急対策の実施について本部と連絡に当たるものとする。
- 3 支部長は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
(副本部長の支部への派遣)

第8条 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

- 2 副本部長は、前項の規定により支部に派遣されたときは、支部に必要な指示を与えることができる。
(現地災害対策本部)

第9条 本部長は、災害時に置ける人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- 2 現地本部の名称、位置及び所管区域は、別表第3のとおりとする。
- 3 現地本部が設置されたときは、当該現地本部の所管区域を所管する支部の組織は現地本部に包含される。
- 4 現地本部の編成及び事務分掌は、別表第4のとおりとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、串本町地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月9日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事務分掌
総務部 ○部長 総務課長 ○副部長 企画課長 会計課長 議会事務局 長 衛生組合事 務局長	串本町役場 本庁舎	本部事務局班 ○班長 総務課 副課長等	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び廃止に関する こと。 ・古座分庁舎、文化センター、支部、現地本部 及び各部との連絡調整に関すること。 ・災害対策企画及び職員の配備体制に関する こと。 ・命令決定事項の伝達に関すること。 ・気象情報及び被害状況の収集整理及び報告に 関すること。 ・県、国、その他防災関係機関との連絡調整に 関すること。 ・自衛隊への派遣要請に関すること。 ・その他必要なこと。
		総務班 ○班長 総務課 副課長等	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎各部の職員の動員に関すること。 ・本庁舎の被害調査及び災害応急対策に関する こと。 ・本庁舎の通信機器の確保、管理及び運用に関 すること。 ・町防災行政無線及び県総合防災情報システム の管理及び運用に関すること。 ・災害応急対策用物品の購入に関すること。 ・本庁舎の公用車の配車に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。 ・区長連合会及び自主防災組織連絡協議会との 連絡調整に関すること。 ・各種陳情の応接、被災地の慰問に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・町営住宅の被害調査及び応急復旧に関する こと。 ・その他必要なこと。
		企画財政班 ○班長 企画課 副課長等	企画課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する広報及び広聴に関すること。 ・気象情報（警報等）、被害情報、安否情報等の 広報に関すること。 ・被害状況、災害現場の記録に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・ボランティア活動の企画調整に関すること。 ・各交通機関との連絡に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。 ・本部長の特に命じる事項の処理に関すること。 ・災害対策に係る財政に関すること。 ・災害対策に必要な現金の出納に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・その他必要なこと。
	串本町役場 古座分庁舎	連絡調整班 ○班長 住民課 副課長等	住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、分庁舎各部との連絡調整に関する こと。 ・分庁舎各部への命令決定事項の伝達に関する こと。 ・気象情報及び被害状況の収集整理及び報告に 関すること。 ・その他必要なこと。

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事務分掌
総務部 ○部長 総務課長 ○副部長 企画課長 会計課長 議会事務局 長 衛生組合事 務局長	串本町役場 古座分庁舎	総務班 ○班長 住民課 副課長等	住民課	<ul style="list-style-type: none"> 古座分庁舎各部の職員の動員に関する事。 古座分庁舎の被害調査及び応急対策に関する事。 古座分庁舎の通信機器の確保、管理及び運用に関する事。 町防災行政無線及び県総合防災情報システムの管理及び運用に関する事。 古座分庁舎の公用車の配車に関する事。 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 住民に対する広報及び広聴に関する事。 気象情報（警報等）、被害情報、安否情報等の広報に関する事。 各部班の応援に関する事。 その他必要な事。
		議会班 ○班長 議会事務局長 が指名する者	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 町議会との連絡調整に関する事。 各部班の応援に関する事。 その他必要な事。
救助部 ○部長 福祉課長 ○副部長 税務課長 住民課長 病院事務長	串本町役場 本庁舎	救助班 ○班長 福祉課 副課長等	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法に関する事。 り災者救助活動に関する事。 病院、新宮保健所串本支所、日本赤十字社和歌山支社及びその他医療機関との連絡調整に関する事。 救護班及び救護所に関する事。 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 その他必要な事。
		調査班 ○班長 税務課 副課長等	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 住家等一般被害の調査に関する事。 他の部の所管に該当しない被害の調査に関する事。 り災証明の発行に関する事。 各部班の応援に関する事。 その他必要な事。
		防疫班 ○班長 福祉課 副課長等	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 防疫対策の実施に関する事。 伝染病予防に関する事。 防疫用資材及び薬剤の調達に関する事。 その他必要な事。
		避難所班 ○班長 福祉課 副課長等	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の設置及び避難者に関する事。 避難所と本部との連絡調整に関する事。 救助物資の受給保管及び配分に関する事。 その他必要な事。
		物資調達班 ○班長 住民課 副課長等	住民課	<ul style="list-style-type: none"> 主要食糧、衣料品等の調達に関する事。 炊き出しに関する事。 被災者への食糧及び物資の配給に関する事。 その他必要な事。

串本町地域防災計画資料編・条例等

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事務分掌
救助部 ○部長 こども未来 課長 ○副部長 こども未来 課副課長 各園長	串本町役場 本庁舎	教育班 ○班長 こども未来課 副課長等	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、認定こども園の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・児童、園児等の被災状況の調査及び応急に関すること。 ・児童、園児等の避難誘導の指示に関すること。 ・その他必要なこと。

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事務分掌
救助部 ○部長 福祉課長 ○副部長 税務課長 住民課長 病院事務長	串本町役場 古座分庁舎	環境衛生班 ○班長 住民課 副課長等	住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・廃棄物及びごみ等の発生状況調査に関すること。 ・廃棄物処理及び清掃に関すること。 ・し尿処理等に関すること。 ・災害死亡者の火葬業務に関すること。 ・人的被害の調査に関すること。 ・その他必要なこと。
	くしもと町立病院	医療班 ○班長 病院事務長 が指名する者	くしもと町立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・各種病院事務に関すること。 ・医療救護班の編成に関すること。 ・患者の応急措置及び収容（助産を含む。）に関すること。 ・患者収容施設に関すること。 ・医療器具及び薬剤の調達に関すること。 ・その他必要なこと。
経済部 ○部長 産業課長 ○副部長 産業課副課長	串本町役場 本庁舎	農林水産班 ○班長 産業課 副課長等	産業課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査および応急復旧に関すること。 ・農業用施設等及び農地、漁港施設及び漁港関連施設の被害調査に関すること。 ・農林水産物関係の被害調査に関すること。 ・事業所等の被害調査に関すること。 ・農林関係の災害復旧に必要な物資の調達に関すること。 ・農林水産業者に対する災害復旧用金融の斡旋に関すること。 ・その他必要なこと。
		商工観光班 ○班長 産業課 副課長等	産業課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査および応急復旧に関すること。 ・商工業及び観光業関係の被害調査に関すること。 ・商工業者及び観光業者に対する災害復旧金融の斡旋に関すること。 ・その他必要なこと。
建設部 ○部長 建設課長 ○副部長 水道課長	串本町役場 本庁舎 串本町役場 古座分庁舎	建設班 ○班長 建設課 副課長等	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・土木及び建築関係の災害復旧資材の調達に関すること。 ・串本建設部との連絡に関すること。 ・応急仮設住宅用地の取得に関すること。 ・応急復旧に要する用地の確保に関すること。 ・道路、住宅等の障害物の除去に関すること。 ・土木及び建築関係の災害復旧に関すること。 ・道路、橋梁、河川、堤防、排水路等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・公共施設の応急復旧に関すること。 ・被災建築物、被災住宅の応急危険度判定に関すること。 ・その他、必要なこと。

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事務分掌
		水道班 ○班長 水道課 副課長等	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・断水時における給水に関する事。 ・避難所、病院等への緊急給水に関する事。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・水道復旧資材の調達に関する事。 ・その他必要な事。
教育部 ○部長 教育次長 ○副部長 教育課副課長	串本町役場 古座分庁舎	総務班 ○班長 教育課 副課長等	教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、文化センター各部との連絡調整に関する事。 ・文化センター各部への命令決定事項の伝達に関する事。 ・文化センター各部の職員の動員に関する事。 ・その他必要な事。
		学校教育班 ○班長 教育課 副課長等	教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・児童、生徒等の被災状況の調査及び応急に関する事。 ・児童、生徒等の避難誘導の指示に関する事。 ・学校内の被災者避難場所の選定に関する事。 ・学用品の給与該当者調査に関する事。 ・その他、必要な事。
	串本町 文化センター	社会教育班 ○班長 教育課 副課長等	教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化センターの被害調査及び応急対策に関する事。 ・文化センターの通信機器の確保、管理及び運用に関する事。 ・文化センターの公用車の配車に関する事。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・文化財の被害調査に関する事。 ・社会教育関係諸団体との連絡に関する事。 ・その他、必要な事。
消防部 ○部長 消防長 ○副部長 消防次長 消防団長	消防本部 串本消防署 古座消防署	消防計画による	消防本部 串本消防署 古座消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の招集及び消防団員の出動要請に関する事。 ・気象及び災害情報の広報に関する事。 ・各種情報の収集等に関する事。 ・避難勧告・指示等の伝達及び避難誘導に関する事。 ・災害現場活動に関する事。 ・救急・救助対策に関する事。 ・医療機関との連絡調整に関する事。 ・消防相互応援協定に関する事。 ・緊急消防援助隊に関する事。 ・県防災ヘリコプターに関する事。 ・管内巡視、高所見張りに関する事。 ・その他必要な事。

※災害の種類や程度等により本部内に事務分担の偏りがある場合は、各部より必要な部に対して応援する。

別表第1 (第6条関係)

支部の名称・位置・所管区域

対策の種類	名 称	位 置	所 管 区 域
風水害等	潮岬支部	潮岬公民館	潮岬・出雲地区
	有田支部	有田公民館	有田・有田上・吐生・
	田並支部	田並公民館	田並・田並上・江田地区
	和深支部	和深総合センター	田子・安指・和深・里川地区
	大島支部	紀伊大島開発総合センター	大島・須江・檜野地区
	田原支部	田原区民会館	田原・上田原・佐部・古座ヴィラ地区
震 災	錦富支部	旧錦富小学校	二色・高富地区
	潮岬支部	潮岬小学校	潮岬区
	出雲支部	出雲小学校	出雲地区
	有田支部	串本西小学校	有田・有田上・吐生地区
	田並支部	串本西中学校	田並・田並上・江田地区
	和深支部	和深総合センター	田子・安指・和深・里川地区
	大島支部	大島小学校	大島・須江・檜野地区
	養春支部	伊串多目的集会所	姫川・姫・伊串地区
	古座支部	串本町古座福祉センター	中湊・古座・上野山・津荷地区
	田原支部	旧田原中学校	田原・上田原・佐部・古座ヴィラ地区

別表第2 (第6条、第7条関係)

支部の編成・事務分掌

対策の種類	名 称	支部長	支部員	事 務 分 掌
風水害等	潮岬支部	指名者	指名者	1. 所管地区内の被害状況の調査及び報告に関すること。 2. 本部との連絡調整に関すること。 3. その他、必要なこと。
	有田支部	指名者	指名者	
	田並支部	指名者	指名者	
	和深支部	指名者	指名者	
	大島支部	指名者	指名者	
	田原支部	指名者	指名者	
震 災	錦富支部	指名者	指名者	
	潮岬支部	指名者	指名者	
	出雲支部	指名者	指名者	
	有田支部	指名者	指名者	
	田並支部	指名者	指名者	
	和深支部	指名者	指名者	
	大島支部	指名者	指名者	
	養春支部	指名者	指名者	
	古座支部	指名者	指名者	
	田原支部	指名者	指名者	

別表第3 (第9条関係)

現地本部の名称・位置・所管区域

対策の種類	名 称	位 置	所 管 区 域
風水害等	潮岬現地本部	潮岬公民館	潮岬・出雲地区
	有田現地本部	有田公民館	有田・有田上・吐生地区
	田並現地本部	田並公民館	田並・田並上・江田地区
	和深現地本部	和深総合センター	田子・安指・和深・里川地区
	大島現地本部	紀伊大島開発総合センター	大島・須江・檜野地区
	田原現地本部	田原区民会館	田原・上田原・佐部・古座ヴィラ地区
震 災	錦富現地本部	旧錦富小学校	二色・高富地区
	潮岬現地本部	潮岬小学校	潮岬区
	出雲現地本部	出雲小学校	出雲地区
	有田現地本部	串本西小学校	有田・有田上・吐生地区
	田並現地本部	串本西中学校	田並・田並上・江田地区
	和深現地本部	和深総合センター	田子・安指・和深・里川地区
	大島現地本部	大島小学校	大島・須江・檜野地区
	養春現地本部	伊串多目的集会所	姫川・姫・伊串地区
	古座現地本部	串本町古座福祉センター	中湊・古座・上野山・津荷地区
	田原現地本部	旧田原中学校	田原・上田原・佐部・古座ヴィラ地区

別表第4 (第9条関係)

現地本部の編成・事務分掌

対策の種類	名 称	現地本部長	現地本部員	事 務 分 掌
風水害等	潮岬現地本部	指 名 者	指 名 者	1. 所管地区内の被害状況の調査及び報告に関すること。 2. 所管地域内での災害応急対策の実施に関すること。 3. 本部との連絡調整に関すること。 4. その他、必要なこと。
	有田現地本部	指 名 者	指 名 者	
	田並現地本部	指 名 者	指 名 者	
	和深現地本部	指 名 者	指 名 者	
	大島現地本部	指 名 者	指 名 者	
	田原現地本部	指 名 者	指 名 者	
震 災	錦富現地本部	指 名 者	指 名 者	
	潮岬現地本部	指 名 者	指 名 者	
	出雲現地本部	指 名 者	指 名 者	
	有田現地本部	指 名 者	指 名 者	
	田並現地本部	指 名 者	指 名 者	
	和深現地本部	指 名 者	指 名 者	
	大島現地本部	指 名 者	指 名 者	
	養春現地本部	指 名 者	指 名 者	
	古座現地本部	指 名 者	指 名 者	
	田原現地本部	指 名 者	指 名 者	

条例等 5 串本町水防協議会条例

○串本町水防協議会条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 16 号)

(設置)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき串本町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 10 人をもって組織する。

2 会長は、協議会を代表し、会議を総理する。

3 会長に事故があるときは、その指名する委員が職務を代理する。

(代理者)

第 3 条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者である委員に事故あるときは、その指名する職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(任期)

第 4 条 関係行政機関の職員である委員の任期はその職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 町長は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(招集権者)

第 5 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び議決)

第 6 条 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事等)

第 7 条 協議会に幹事及び書記を置き、会長が任命し、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

条例等 6 串本町自主防災活動支援事業補助金交付要綱

○串本町自主防災活動支援事業補助金交付要綱

(平成 17 年 7 月 7 日告示第 112 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、当町において住民参加による自主防災活動を推進するため、自主防災組織が実施する防災活動に必要な事業に対し、補助金を交付することについて、串本町補助金等交付規則(平成 17 年串本町規則第 30 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この告示において、「自主防災組織」とは、災害発生時に被害を最小限に防止又は軽減することを目的として、町内会が自主的に組織する防災組織又は町内会活動の一環として、年 1 回以上の訓練を行うこと等防災活動に取り組む旨を取り決めた町内会で、自主防災組織設置届出書(別記第 1 号様式)により町長に届出があったものをいう。

(補助対象事業及び補助率)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、参加 25 世帯以上の自主防災組織が実施する別表に掲げる事業とし、当該事業に係る補助金は、同表に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。

(補助申請等)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、規則第 3 条に定める補助金等交付申請書に、必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 別表の津波避難路整備事業及び備蓄倉庫整備事業については、前項の規定による補助申請前に事業承認申請書(別記第 2 号様式)に必要書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、補助対象事業として承認することの適否について審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条第 1 項の申請があったときは、その内容を審査し、適合するものと認めるときは、自主防災活動支援事業補助金交付決定通知書(別記第 3 号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第 6 条 自主防災組織は、交付決定を受けた事業に変更が生じた場合には、速やかに事業変更承認申請書(別記第 4 号様式)に必要書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、事業変更を承認することを決定したときは、自主防災活動支援事業補助金変更承認決定通知書(別記第 5 号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第 7 条 第 5 条及び前条第 2 項の規定による通知を受けた自主防災組織は、当該事業が完了したときは、速やかに実績報告書(別記第 6 号様式)を町長に提出し、規則第 13 条に定める補助金等交付請求書を提出するものとする。

(補助金交付の取り消し)

第 8 条 町長は、補助金の交付を受けようとする組織が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定の取り消しを命ずることができる。

- (1) 補助金交付の目的に違反したとき
- (2) 事業の実施方法が不適当なとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) この告示の規定に違反したとき

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布から施行する。

附 則(平成24年3月12日告示第22号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月13日告示第25号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日告示第36—8号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

事業名	補助対象基本額	補助率	交付回数等
資機材整備事業 (防災資機材の購入等)	当該自主防災組織を構成する世帯1世帯当たり3千円以内とする。 ただし、基本額が50万円に満たない場合は、希望する自主防災組織については50万円までの額とし、200万円を超える場合は200万円までの額とする。	8/10	1自主防災組織1回とし、複数の年度で申請する場合でも、累計で、補助対象基本額を超えることはできない。
組織運営及び備蓄資機材管理等事業 (自主防災組織の運営及び資機材の修理等)	当該自主防災組織を構成する世帯1世帯当たり500円以内とする。 ただし、基本額が5万円に満たない場合は、希望する自主防災組織については5万円までの額とし、20万円を超える場合は20万円までの額とする。	1/2	1自主防災組織につき一会計年度1回とする。
津波避難路整備事業 (避難路の新設及び改修に係る事業費で、自主防災組織が避難路となる土地の所有者の承諾を得たものに限る。)	補助金の額は、50万円を補助対象事業費の上限とし、50万円に満たない場合はその額とする。	9/10	1自主防災組織につき一会計年度1回とする。 ただし、複数避難路の整備事業であっても同時に申請すれば1回とみなすものとする。
備蓄倉庫整備事業 (備蓄倉庫の新設及び改修に係る事業費で、自主防災組織が整備箇所の土地及び改修しようとする施設の所有者の承諾を得たものに限る。)	100万円を補助対象事業費の上限とし、100万円に満たない場合はその額とする。	1/2	1自主防災組織につき一会計年度1回とする。 ただし、複数倉庫の整備事業であっても同時に申請すれば1回とみなすものとする。

- ※ 別記第1号様式(第2条関係) 省略
- ※ 別記第2号様式(第4条関係) 省略
- ※ 別記第3号様式(第5条関係) 省略
- ※ 別記第4号様式(第6条関係) 省略
- ※ 別記第5号様式(第6条関係) 省略
- ※ 別記第6号様式(第7条関係) 省略

条例等 7 串本町木造住宅耐震診断事業実施要綱

○串本町木造住宅耐震診断事業実施要綱

(平成 17 年 4 月 1 日告示第 69 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、串本町住宅耐震改修事業補助金交付要綱(平成 17 年串本町告示第 70 号)に基づき、町が行う住宅耐震診断事業及び耐震補強設計審査事業(以下「耐震診断事業等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 和歌山県木造住宅耐震診断士認定要綱第 3 条の規定により、認定した和歌山県木造住宅耐震診断士をいう。
- (2) 耐震診断 平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添第 1 に基づく診断法又は国土交通大臣が同診断法の一部若しくは全部と同等以上の効力を有すると認めた方法に基づいて、耐震診断士が実施する耐震診断をいう。
- (3) 耐震補強設計審査 木造住宅の地震に対する安全性を向上するための工事(以下「耐震改修」という。)に用いる設計図書の内容について、第三者が審査することをいう。

(対象建築物)

第 3 条 耐震診断事業等の対象となる建築物は、別表に定めるところによる。

(耐震診断の申込手続き等)

第 4 条 前条の対象建築物の所有者で、耐震診断を希望するものは、耐震診断申込書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、申込内容を審査し、適当であると認めたときは、毎年度予算の範囲内において耐震診断決定通知書(様式第 2 号)を交付し、不適当であると認めたときは耐震診断不適合決定通知書(様式第 3 号)を交付するものとする。
- 3 町長は、第 1 項の申込書を受理した場合は、耐震診断受付簿(様式第 4 号)により整理するものとし、第 6 条の規定により耐震診断を中止し、若しくは変更し、又は第 7 条の規定により診断決定を取り消したときは、その旨を記載するものとする。

(診断士の派遣等)

第 5 条 町長は、前条第 2 項の耐震診断決定通知を交付した者(以下「対象者」という。)に対し、耐震診断士を派遣するものとする。

- 2 前項の耐震診断士は、耐震診断を行い、その結果を町長及び対象者に報告するものとする。
- 3 前項の耐震診断にかかる費用は、町が支払う。

(診断の中止等)

第 6 条 対象者は、耐震診断を中止し、又は変更しようとするときは、耐震診断中止(変更)届出書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

(診断決定の取消し)

第 7 条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により診断決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める理由が生じたとき。

(耐震補強設計審査の申込手続等)

第 8 条 第 3 条の対象建築物の所有者で耐震補強設計審査を希望するもの(以下「申込者」という。)は、耐震補強設計審査申込書(様式第 6 号)を町長に提出しなければならない。ただし、同一の住宅については、串本町住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項に定める耐震補強設計補助事業と耐震補強設計審査事業のいずれ

かを選択しなければならない。

2 町長は、審査した結果を申込者に対して通知するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日告示第30号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月22日告示第88号)

この告示は、公布の日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則(平成26年6月4日告示第74号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成29年5月17日告示第63号)

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

対象建築物
次に掲げる要件のすべてに該当する住宅の耐震診断に要する経費
(1) 本町内に存する民間のもの
(2) 平成12年5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅
(3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの
ア 枠組み壁工法
イ 丸太組工法
ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）旧第38条の規定に基づく認定工法
(4) 地上階数が2以下で、かつ、延床面積が200m ² 以下のもの

- ※ 様式第1号（第4条関係） 省略
- ※ 様式第2号（第4条関係） 省略
- ※ 様式第3号（第4条関係） 省略
- ※ 様式第4号（第4条関係） 省略
- ※ 様式第5号（第6条関係） 省略
- ※ 様式第6号（第8条関係） 省略

条例等 8 串本町住宅耐震改修事業補助金交付要綱

○串本町住宅耐震改修事業補助金交付要綱

(平成 17 年 4 月 1 日告示第 70 号)

(趣旨)

第 1 条 地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準住宅の耐震補強設計、耐震改修工事(建替えを含む。)並びに耐震ベッド及び耐震シェルターの設置工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、串本町補助金等交付規則(平成 17 年串本町規則第 30 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅

平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅(在来軸組構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家、貸家を問わない。)及び昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された非木造住宅で地上階数が 2 以下で延べ床面積が 200 平方メートル以下のものをいう。

(2) 耐震改修工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事(別途定める基準に適合するものに限る。)を含む工事(建替えを含む。)をいう。

(3) 耐震診断

平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添第 1 に基づく診断法又は国土交通大臣が同診断法の一部若しくは全部と同等以上の効力を有すると認めた方法に基づき、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(4) 耐震補強設計

耐震改修工事を実施するために必要な設計図書を作成することをいう。

(5) 耐震ベッド、耐震シェルター

地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、和歌山県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱別紙に定める耐震ベッド又は耐震シェルターをいう。

(6) 高齢者世帯

65 歳以上の者が居住する世帯をいう。

(7) 障害者世帯

障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、当該アからウまでに定める程度である者が居住する世帯をいう。

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 療育手帳の交付を受け、A1 から B2 までのいずれかに該当する程度

(助成額)

第 3 条 耐震改修工事に対する助成額は、別表第 1 に定める額とする。

2 耐震補強設計に対する助成額は、耐震補強設計に要する費用の 3 分の 2 以内の額とし、132,000 円を限度とする。ただし、同一の住宅については、串本町木造住宅耐震診断事業実施要綱第 8 条第 1 項に定める耐震補強設計審査事業と耐震補強設計補助事業のいずれかを選択しなければならない。

3 耐震診断(非木造住宅に限る。)に対する助成額は、耐震診断に要する費用の 3 分の 2 以内の額とし、89,000 円を限度とする。

4 耐震ベッド、耐震シェルターの設置工事に対する助成額は、別表第2に定める額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、規則第3条に定める補助金等交付申請書に別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適合するものと認めるときは、耐震改修事業費補助金交付決定通知書（別記第1号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 申請者は、耐震改修工事の計画を変更し、又は中止しようとするときは、耐震改修事業費補助金変更等承認申請書（別記第2号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、耐震改修費補助金変更等承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、耐震改修工事等の計画を廃止しようとするときは、耐震改修工事廃止届（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(完了報告)

第8条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、耐震改修工事完了報告書（別記第5号の1様式）を、耐震ベッド、耐震シェルターの設置工事が完了したときは、耐震ベッド、耐震シェルターの設置工事完了報告書（別記第5号の2様式）に、別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の完了報告書を受け付けたときは、その内容を審査し、適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、耐震改修事業費補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により、補助金交付確定通知を受けた者（以下「補助金交付確定者」という。）は、規則第13条に定める補助金等交付請求書を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金交付確定者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日告示第66号）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年8月31日告示第83号）

この告示は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成20年6月5日告示第76号）

この告示は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月22日告示第89号）

この告示は、公布の日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則（平成21年9月18日告示第129号）

この告示は、公布の日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則（平成23年2月22日告示第25号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月16日告示第66号）

この告示は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成23年9月15日告示第138号)

この告示は、公布の日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

附 則(平成24年5月28日告示第69号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月19日告示第97号)

この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年6月4日告示第75号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月19日告示第63号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日告示第32号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月17日告示第62号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象経費	補助金の額
<p>(一般型補強：木造) 串本町が実施した耐震診断事業又は第2条第3号の耐震診断において評点が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、上部構造評点を1.0以上とする耐震改修工事に要する経費(建替えを行う場合にあつては、耐震改修工事に要する経費相当分とする。)</p>	<p>補助金の額は、以下の1と2の合計額とする</p> <p>1 基本額(補助対象経費の3分の2以内の額とし、60万円を限度とする。)に補助対象経費(補助対象経費の限度額は、33,500円/㎡とする。)の11.5%以内の額を加算した額(加算する額は、411,000円を限度とする。)</p> <p>2 補助対象経費から、1の金額を差し引いた額とし、285,000円を限度とする。</p>
<p>(避難重視型補強：木造) 串本町が実施した耐震診断事業又は第2条第3号の耐震診断において評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、上部構造評点を0.7以上1.0未満とする耐震改修工事に要する経費(建替えを行う場合にあつては、耐震改修工事に要する経費相当分とする。)</p>	
<p>(一般型補強：非木造) 第2条第3号の耐震診断においてIs値が0.6未満又はq値1.0未満と診断された旧基準非木造住宅について、Is値を0.6以上かつq値1.0以上(第1次診断法による場合はIs値が0.8以上)とする耐震改修工事に要する経費(建替えを行う場合にあつては、耐震改修工事に要する経費相当分とする。)</p>	

別表第2(第3条関係)

補助対象経費	補助金の額
<p>(耐震ベッド、耐震シェルター) 串本町が実施した耐震診断事業又は第2条第3号の耐震診断において評点が1.0未満と診断された旧基準木造住宅に居住する世帯に対する耐震ベッド、耐震シェルターの設置工事に要する経費</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額かつ26万6,000円を限度とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。串本町が補助する台数に対して応募者多数の場合は、高齢者世帯、障害者世帯を優先して補助する。</p>

- ※ 別記第1号様式(第5条関係) 省略
- ※ 別記第2号様式(第6条関係) 省略
- ※ 別記第3号様式(第6条関係) 省略
- ※ 別記第4号様式(第7条関係) 省略
- ※ 別記第5号の1様式(第8条関係) 省略
- ※ 別記第5号の2様式(第8条関係) 省略
- ※ 別記第6号様式(第9条関係) 省略

条例等 9 串本町地震・津波避難路確保のための補助金要綱

○串本町地震・津波避難路確保のための補助金要綱

(平成 17 年 4 月 1 日告示第 71 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地震発生時におけるブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊等により災害の防止及び津波からの円滑な避難を確保するため、ブロック塀等撤去事業及び生垣づくり事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、串本町補助金等交付規則（平成 17 年串本町規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ブロック塀等撤去事業」とは、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する事業（国、地方公共団体等が実施するものを除く。）をいう。
- (2) 「生垣づくり事業」とは、生垣の延長が 2 メートル以上の垣根を整備する事業をいう。

(補助の対象及び補助率)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、串本町内の道路に面するブロック塀等及び土地を所有する者又は町長が認める自治会若しくは自主防災組織とする。

2 補助の対象及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 3 条に定める補助金等交付申請書に、別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金等の交付が適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、申請者にブロック塀等撤去（生垣づくり）事業費補助金交付決定通知書（様式第 1 号）を通知するものとする。

(決定変更等及び報告)

第 6 条 前条の規定により、補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「決定通知を受けた者」という。）は、次に掲げる変更等をしようとするときは、あらかじめブロック塀等撤去（生垣づくり）事業変更等承認申請書（様式第 2 号）に、別に定める書類を添えて町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合
- (2) 事業費の 20% を超える額の変更
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 町長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査し、適合していると認めるときは、ブロック塀等撤去（生垣づくり）事業変更等承認通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告及び検査)

第 7 条 決定通知を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかにブロック塀等撤去（生垣づくり）事業完了報告書（様式第 4 号）に、別に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による完了の報告があったときは、当該事業が第 4 条又は第 6 条第 1 項の申請等の内容に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

(請求及び交付)

第 8 条 決定通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第 13 条に定める補助金等交付請求書を町長

に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第9条 町長は、決定通知を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項第3号又は第4号に該当した場合
- (2) この告示に基づく申請、報告等の内容に偽りがあった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が、補助金の交付を不相当と認めた場合

- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の取消しを受けた者が既に補助金を受領しているときは、その取消しに関わる全部又は一部について、速やかに補助金を返納しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日告示第17号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月12日告示第31号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日告示第36—14号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月4日告示第76号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

補助対象		補助率等
事業区分	経費	
ブロック塀等撤去事業	事業者が行うブロック塀等の撤去に要する経費	申請内容を審査して適当と認められるものにつき、当該事業に要する経費の10分の9以内とし、かつ、1敷地につき30万円を限度額とする。
生垣づくり事業	道路に面する土地の周囲全部又は道路に面する部分に新たに生垣づくりをするのに要する経費	生垣づくりに要する費用と生垣の延長1mにつき、23,600円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、10万円を限度額とする。ただし、ブロック塀等を撤去した後に施工するときは、アルミフェンス等も可とする。

- ※ 様式第1号 (第5条関係) 省略
- ※ 様式第2号 (第6条関係) 省略
- ※ 様式第3号 (第6条関係) 省略
- ※ 様式第4号 (第7条関係) 省略

条例等 10 串本町地震・津波避難路確保のための補助金要領

○串本町地震・津波避難路確保のための補助金要領

(平成 17 年 4 月 1 日告示第 72 号)

改正 平成 19 年 3 月 26 日告示第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、串本町地震・津波避難路確保のための補助金交付要綱(平成 17 年串本町告示第 71 号。以下「要綱」という。)第 10 条の規定に基づき補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の条件)

第 2 条 次に掲げる事項は、ブロック塀等撤去事業を採択する際の条件とする。

- (1) 事業の執行期間は、1 年とする。
 - (2) 原則として全部撤去とするが、敷地と道路に段差がなく鉄筋が入っている等、耐震上安全と認められる場合は、3 段程度の残しを認める。ただし、法令等に違反する場合は、除く。
 - (3) 避難路に面するブロック塀等の延長 2 メートル以上を撤去するものであること。
- 2 次に掲げる事項は、生垣づくり事業を採択する際の条件とする。

- (1) 事業の執行期間は、1 年とする。
- (2) 樹木の高さが 50 センチメートル以上、延長が 2 メートル以上の垣根。ただし、樹木の数は、1 メートル当たり 2 本以上とする。
- (3) 生垣の盛土をブロック等により囲む場合は、当該盛土の高さが地盤面から 50 センチメートル以下とする。ただし、法令等に違反する場合は、除く。

(補助の対象)

第 3 条 次に掲げる事項は、ブロック塀等撤去事業の補助対象となるものとする。

- (1) 原則としてブロック塀等の高さは 60 センチメートル以上で、かつ、3 段以上のものであること。
 - (2) ブロック塀等から道路等までの距離がブロック塀等の高さ以下であり、転倒により道路等に被害が及ぶものを対象とする。ただし、敷地の一部が道路と一体として利用できる空地の場合は、当該空地は、道路として扱う。
- 2 災害復旧によるブロック塀等の撤去は、補助対象としない。

(添付書類)

第 4 条 要綱第 4 条及び第 6 条第 1 項に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施位置図
 - (2) 事業の施工前の写真
 - (3) 施工のための見積書の写し
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
- 2 第 7 条に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の完了を確認できる全景写真
- (2) 事業実施位置図
- (3) 施工業者の請求書の写し又は領収書の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

(その他)

第 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 26 日告示第 28 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 24 年 3 月 12 日告示第 32 号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日告示第36—15号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

条例等 11 串本町天災及び災害による被害者に対する町税の減免に関する条例

○串本町天災及び災害による被害者に対する町税の減免に関する条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 46 号)

(趣旨)

第 1 条 天災及び災害による被害者に対して課した、又は課する町民税及び固定資産税の減免については、法令その他別に定めがあるもののほか、串本町税条例（平成 17 年串本町条例第 44 号）第 51 条又は第 71 条に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(町民税の減免)

第 2 条 天災及び災害により町民税の納税義務者又はその被扶養者（個人に限る。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課した、又は課する町民税のうち被災時以後の納期にかかる税額（特別徴収される町民税について被災時の翌月以後の徴収すべき税額、以下同じ。）について、当該税額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減免し、又は免除する。

- (1) 死亡した場合 10 割
 - (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10 割
 - (3) 生活保護法の規定による公私の保護を受けることとなった場合 8 割
 - (4) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者となった場合 9 割
 - (5) 被扶養者が地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者となった場合 5 割
- 2 天災及び災害により自己の所有にかかる財産（土地、家屋又は償却資産を除く。）について生じた損害金額（保険金損害補償金等により補填されるべき金額を除く。）がその価格の 4 割以上である町民税の納税義務者で、当該年度の前年中における地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得額が 700 万円未満の者に対しては当該納税義務者に課した、又は課する当該年度分の町民税のうち被災時以後の納期に係る税額について次の表に掲げる区分に従い、当該各欄に掲げる率を当該税率に乗じて得た額を減免し、又は免除する。

天災時の前年度中における総所得額	財産に係る被害率	軽減率	
		4 割以上 7 割未満	7 割以上
250 万円以下		5 割	10 割
500 万円以下		2.5 割	5 割
500 万円を超えるとき。		1.25 割	2.5 割

- 3 一の納期において全額納付する者又は既に繰上納付した者については、前 2 項に定める減免方法にかかわらず、その軽減率のそれぞれ 50 パーセントをその者の軽減率として当該年度分の納税について計算した額を減免し、又は免除する。

(土地に対する固定資産税の減免)

第 3 条 天災及び災害により被害を受けた農地又は宅地が流失、水没、埋没又は崩壊により作付不能又は使用不能となった場合においては、当該のうち又は宅地に対して課した、又は課する当該年度分の固定資産税額のうち、被災時以後の納期に係る税額について次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減額し、又は免除する。ただし、一の納期において全額納付する者又は既に繰上納付した者については、それぞれの軽減率の 50 パーセントをその者の軽減率として当該年度分の税額について計算した額を軽減し、又は免除する。

- (1) 被害面積が当該土地の面積の 8 割以上である場合 10 割
- (2) 被害面積が当該土地の面積の 6 割以上 8 割未満である場合 8 割
- (3) 被害面積が当該土地の面積の 4 割以上 6 割未満 6 割

(4) 被害面積が当該土地の面積の2割以上4割未満 3割

2 天災及び災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税については、前項に規定に準じてその税額を減額し、又は免除する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

第4条 天災及び災害により被害を受けた家屋については、当該家屋に課した、又は課する当該年度分の固定資産税のうち、被害時以後の納期に係る税額に次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる率を当該税額に乗じて得た税額を減額し、又は免除する。ただし、一の納期において全額納付する者又は既に繰上納付した者については、その軽減率のそれぞれ50パーセントをその者の軽減率として当該年度分の税額について計算した税額を減免し、又は免除する。

- (1) 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない場合 10割
- (2) 山崩れ、土砂流入等により主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価値の6割以上の価値を減じたと認められるとき 8割
- (3) 軒下浸水等により内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価値の4割以上6割未満の価値を減じたと認められるとき 6割
- (4) 壁下、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを要する場合で、当該家屋の価値の2割以上4割未満の価値を減じたと認められるとき 3割

(償却資産に対する固定資産税の減免)

第5条 天災及び災害により被害を被った償却資産については、当該償却資産に対して課した、又は課する当該年度分の償却資産税のうち、被災時以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって減額し、又は免除する。ただし、他の市町村の区域にわたり償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率を勘案の上必要と認められる限度において減額し、又は免除する。

(減免の申請)

第6条 前4条の規定によって町税の減免を受けようとする者は、被害後1箇月以内に町税減免申請書（別記様式）を提出しなければならない。ただし、特別の事情があると町長が認める場合は、申請書提出期限の延長をすることができる。

(減免の取消し)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町税の減免を受けた者がある場合においては、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の天災による被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和35年古座町条例第12号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式（第6条関係）

町 税 減 免 申 請 書

私は去る 年 月 日の天災及び災害によって次のとおり被害を受けましたので、町税の減免を申請します。

(1) 税の種目

(2) 事由

ア 被害者住所氏名及び続柄

イ 被害物件の種類、名称、数量、程度及び状況（詳細に記入のこと。）

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助又は公私の保護を受けるに至った事実（事実を証する書面添付）

(3) 前2号に掲げるもののほか、参考事項

年 月 日

申請者住所
氏名

印

串本町長 様

条例等 12 串本町災害弔慰金の支給等に関する条例

○串本町災害弔慰金の支給等に関する条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 93 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金 (第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給 (第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け (第 12 条—第 15 条)
- 第 5 章 雑則 (第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、串本町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町民は、令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるところとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持してきた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母を先にし、実父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認めた者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の再現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合。
- (2) 令第2条の規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続き)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間が概ね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価値のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

（利率）

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

（償還等）

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 雑則

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の串本町災害弔慰金の支給に関する条例（昭和 49 年串本町条例第 27 号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年古座町条例第 22 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

条例等 13 串本町災害見舞金等支給に関する規程

○串本町災害見舞金等支給に関する規程

(平成 17 年 4 月 1 日告示第 11 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、串本町の住民が災害のため、その財産等に重大な損害を被った場合、その損害の程度に応じ見舞金を交付することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 災害 暴風雨、洪水、高潮、津波、地震その他の異常な自然現象及び火災により被害が生じることをいう。
- (2) 被災者 串本町の住民で災害により被害を受けた建物の所有者又は居住者をいう。
- (3) 住家等 現実に居住のために使用している建物又は現に営業している店舗・事業所をいう。
- (4) 死亡 災害により死亡したものをいう。
- (5) 負傷 災害により負傷し、5 日以上入院加療を要すると診断されたものをいう。

(損害の評価)

第 3 条 損害の評価は、損害を受けた住家等の調査結果若しくは関係機関等からの意見をもとに町長が決定する。

(見舞金)

第 4 条 見舞金の額は、別表のとおりとする。ただし、損害が被災者等の故意又は重大な過失により生じたものである場合には見舞金を支給しない。

2 住家等のうち、店舗・事業所との併用住家又は店舗・事業所が住家と同一敷地内若しくは隣接地内にある場合において、店舗・事業所と住家の両方が損害を受けた場合には、損害程度の大きい方を交付対象とする。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 14 日告示第 99 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 21 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 11 月 1 日告示第 156 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 23 年 9 月 1 日から適用する。

別表 (第 4 条関係)

被害の程度	交付対象	金額
住家が全焼(壊)・流失したとき。	一世帯につき	50,000 円以内
住家が半焼(壊)・一部流出したとき。	一世帯につき	30,000 円以内
住家が床上浸水したとき。 (店舗若しくは事業所にあつては土間上 45cm 以上浸水したとき。)	一世帯につき	10,000 円
死亡	一人につき	50,000 円
負傷(入院 5 日以上)	一人につき	10,000 円

条例等 14 串本町罹災者更生資金貸付条例

○串本町罹災者更正資金貸付条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 94 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、串本町住民が火災及び風水害等の災害のため、この住宅等に重大な損害を被った場合その更正に必要とする資金の貸付けを行うことを目的とする。

(貸付対象者)

第 2 条 この条例による資金の貸付けの対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する損害を受けた場合とする。

- (1) 火災の場合 全焼、半焼及び水損
- (2) 風水害等の場合 全焼、流失、半壊及び水損

(貸付金の限度)

第 3 条 貸付けする資金（以下「貸付金」という。）は、町予算の定める範囲内において 1 世帯 75 万円を限度とする。

(貸付金の利率償還期間及び償還方法)

第 4 条 貸付金は、無利子とする。

- 2 貸付金の償還期間は、6 箇年以内とする。
- 3 貸付金の償還方法は、1 箇年据置 5 年間の均等月賦償還とする。

(貸付の申込み)

第 5 条 この資金の貸付を受けようとする者は、別に定める借入申込書を町長に提出するものとする。

(貸付けの決定)

第 6 条 町長は、資金の借入申込みがあったときは、罹災者更正資金貸付審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、貸付けを決定し、借入申込者に通知するものとする。

- 2 審査委員会の運営については、別に定める。

(貸付けの実施)

第 7 条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた借入申込者は、速やかに町と契約を締結した後所定の手続きを経て指定金融機関において貸付金を受領するものとする。

(償還及び償還の猶予)

第 8 条 借受人は、貸与契約書に定められた償還期限までに所定の金額を償還しなければならない。

- 2 町長は、災害その他特別の事情により借受人が定められた償還期限まで貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予することができる。

第 9 条 町長は、前条に規定する場合のほか、償還期限までに貸付金を償還しない場合には、定められた償還期限の翌日からその延滞した額につき年利 10.95 パーセントの率で違約金を請求することができる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の古座町罹災者更正資金貸付条例（昭和 49 年古座町条例第 14 号。次項において「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により貸付の決定がされた貸付金の貸付条件については、尚合併前の条例の例による。

条例等 15 串本町罹災住宅建築資金貸付条例

○串本町罹災住宅建築資金貸付条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 95 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、串本町住民が火災及び風水害等の災害のため、その住宅等に重大なる損害を被った場合、その損害の復旧に当たり住宅の建築に必要とする資金の貸付けを行うことを目的とする。

(貸付対象)

第 2 条 この条例による罹災住宅建築資金（以下「資金」という。）の貸付けの対象となるものは、罹災者が次の各号のいずれかに該当する損害を受け、住宅を新築し、又は一部補修する場合とする。

- (1) 火災の場合 全焼及び半焼
- (2) 風水害等の場合 全壊、流失及び半壊

(貸付金の限度)

第 3 条 貸付する資金（以下「貸付金」という。）は、町予算に定める範囲内において損害住宅 1 戸 150 万円を限度とする。

(貸付金の利率償還期間等)

第 4 条 資金の貸付利率は、住宅金融公庫法施行令（昭和 32 年政令第 70 号）第 13 の 2 条第 1 項の表 1 の項中、最も低い率を同じ率とする。

2 貸付金の償還期間は、15 年以内とする。

3 貸付金の償還方法は、元利均等月賦償還とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた借受人は、いつでも繰上償還することができる。

(貸付審査)

第 5 条 資金の貸付けを審査するために、罹災住宅建築資金貸付審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けるものとする。

2 審査委員会の運営については、別に定める。

第 6 条 資金の貸付けを受けようとする者は、別に定める借入申込書を町長に提出しなければならない。

(貸付決定)

第 7 条 町長は、資金の借入れの申込みがあったときは、借入申込者について申込内容を審査の上、審査委員会に諮り貸付けを決定するものとする。

2 町長は、貸付けを決定したときは、速やかにその旨を別に定めるところにより借入申込者に通知するものとする。

第 8 条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた借入申込者は、別に定める契約書により町と契約を締結しなければならない。

2 町長は、貸付決定の通知を受けた借入申込者が貸付けの決定があった日から 1 箇月以内に契約を締結しないときは、貸付決定を取り消すものとする。

3 借入申込者は、建築工事の内容又は工事費の算定基準が変更され建築工事に要した又は要する費用の額に変更があり、貸付金の額より低くなる場合には、その差額を返還し、契約の変更手続をとるものとする。

4 借受人は、前項の場合のほか、建築工事の内容又は工事費の算定基準が変更されたときは、別に定めるところにより契約変更の手続をとるものとする。

(貸付金の支払い)

第 9 条 貸付金の支払は、借受人が住宅建築工事の契約を締結した後において、町長が当該契約書の内容の審査又は必要に応じて行う調査等により当該工事の履行が確実と認めるときに行うものとする。

(期限前償還)

第10条 町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、定められた償還期限前にその借受人に対し貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 貸付金の貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (4) 貸付金により建築した住宅を町長の承認を受けて処分したことにより、収入があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、正当な理由がなく貸付条件に違反したとき。

(償還及び償還の猶予)

第11条 借受人は、貸付け決定の通知に定められた償還期限までに、所定の元金及び利子を町長に償還しなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においてやむを得ないと認められるときは、貸付金の全部又は一部の償還を猶予することができる。

- (1) 災害その他特別の事情により借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるとき。
- (2) 災害その他借受人の責めに帰することができない理由により、借受人が貸付けを受けて建築した住宅が滅失したとき。

第12条 町長は、借受人が第10条第1号、第3号又は第5号に該当することを理由として第10条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払日までの日数に応じて貸付金の額につき年利10.95パーセントの率で違約金を支払うべきことを併せて請求することができる。

(財産の処分制限)

第13条 借受人は、貸付金により建築した住宅を、町長が定める期日までは、町長の承認を受けずに貸付金の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の古座町罹災住宅建築資金貸付条例（昭和49年古座町条例第15号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により貸付けの決定がされた貸付金の貸付条件については、なお合併前の条例の例による。

条例等 16 串本町災害時要援護者支援制度実施要綱

平成 24 年 3 月 12 日
告示第 24 号

(目的)

第 1 条 この告示は、高齢者、障害者等が災害時における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において「要援護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者のうち、災害時における地域での支援を希望する在宅の者で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意したものをいう。

- (1) 65 歳以上の者のみの世帯の構成員である者
- (2) 身体障害者手帳（1 級・2 級）の交付を受けている者
- (3) 療育手帳（A 判定）の交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けている者
- (5) 介護保険の要介護 3 以上の認定を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(要援護者の登録手続)

第 3 条 要援護者の登録を希望しようとする者(以下「申請者」という。)は、串本町災害時要援護者登録申請書(別記第 1 号様式)及び調査票に必要な事項を記載して、町長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、地域での支援者(以下「地域支援者」という。)の記載に当たっては、あらかじめその者の同意を得なければならない。
- 3 町長は、前 2 項に規定する登録申請を容易にするため、民生委員・児童委員の協力を得て、申請者に関する必要な調査を行うことができるものとする。

(台帳の提供)

第 4 条 町長は、前条第 1 項の規定による要援護者の情報を登録した災害時要援護者登録台帳(以下「台帳」という。)を保管し、当該台帳を町の関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員及び地域支援者(以下「支援機関」という。)に提供するものとする。

(支援機関による支援)

第 5 条 支援機関は、要援護者に対し、台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認、情報提供等
- (2) 前号の支援を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

(支援機関の義務)

第 6 条 支援機関は、前条各号に掲げる支援以外の目的で台帳を活用してはならない。

- 2 支援機関は、台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。
- 3 支援機関は、台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。
- 4 支援機関は、台帳を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第 7 条 要援護者又は地域支援者は、登録事項を変更しようとするときは、串本町災害時要援護者登録内容変更・抹消届出書(別記第 2 号様式)により町長に届け出るものとする。

- 2 町長は、前項の登録事項を変更する届出があったときは、台帳にその旨を記載するとともに、要援護者及び支援機関に通知するものとする。

(登録の抹消)

第 8 条 要援護者は、登録を抹消しようとするときは、串本町災害時要援護者登録内容変更・抹消届出書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 要援護者が死亡したとき。
- (2) 要援護者が町外に転出したとき。
- (3) 要援護者が第2条に規定する要件に該当しなくなつたと認められるとき。

3 町長は、前2項に規定する登録を抹消したときは、台帳に取消理由を記載するとともに、支援機関に通知するものとする。

(制度の周知)

第9条 町長は、広報紙等を通じ、この告示に定める制度の周知を図るものとする。

2 支援機関は、前項に規定する制度の周知に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

串本町地域防災計画 資料編

平成 31 年 3 月 修正

発行：串本町防災会議

編集：串本町役場 総務課 防災・防犯グループ

〒649-3592

和歌山県東牟婁郡串本町串本 1800 番地

TEL: 0735-62-0555

FAX: 0735-62-4977

e-mail: soumu@town.kushimoto.lg.jp